

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

臨時理事会

1. 日 時 平成29年11月29日(水) 13:30~14:00
2. 場 所 日事連会議室
3. 出席(予定)者
  - 副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、遠藤正幸、岩本茂美
  - 専務理事 居谷献弥
  - 常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、堂田重明、新沼義雄
  - 理 事 相場 博、秋野卓生、大谷秀逸、金子敏夫、神田重信、栗田政明、児玉耕二、小林忠志、  
澤木英二、鈴木兼次、鈴木勇人、富田 裕、西尾信次、宮原浩輔、八島英孝、山木 茂、  
横須賀満夫、吉田 敏
  - 監 事 宮原克平、山下卓治
  - 事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、  
吉田調査役
4. 理事会構成理事総数及び定足数  
総数31名、定足数16名
5. 議長の選任 (案) 富岡學副会長
6. 議事録署名人の確認
7. 議 題
  - (1) 会長互選の件

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
平成29年11月通常理事会

1. 日 時 平成29年11月29日(水) 14:00~16:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 出席(予定)者
  - 会 長 佐野吉彦
  - 副 会 長 富岡 學、佐々木宏幸、栗原憲昭、遠藤正幸、岩本茂美
  - 専務理事 居谷献弥
  - 常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、堂田重明、新沼義雄
  - 理 事 相場 博、秋野卓生、大谷秀逸、金子敏夫、神田重信、栗田政明、児玉耕二、小林忠志、澤木英二、鈴木兼次、鈴木勇人、富田 裕、西尾信次、宮原浩輔、八島英孝、山木 茂、横須賀満夫、吉田 敏
  - 監 事 宮原克平、山下卓治
  - 事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、吉田調査役
4. 理事会構成理事総数及び定足数  
総数31名、定足数16名
5. 議長の選任 (案) 佐野吉彦会長
6. 議事録署名人の確認
7. 議 題
  - (1) 常任理事会専決事項の承認の件
    - ①第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件・・・資料1
    - ②定款施行細則の変更の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
  - (2) 平成29年度上半期事業報告及び決算報告の承認の件・・・・・・・・・・・・ 資料3-1, 3-2
  - (3) 建築士事務所全国大会の開催地(地方の通年開催)の承認の件・・・・・・・・・・・・資料4
  - (4) 第42回建築士事務所全国大会(東京開催)に向けた全国大会実行特別委員会の設置の承認の件  
・・資料5
  - (5) 講習会のWeb受付システムの導入の承認の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
  - (6) 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険制度新設の承認の件・・・・・・・・・・・・資料7
  - (7) 平成30年度日事連建築賞の募集等の承認の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料8-1, 8-2
  - (8) 改正建築士法の周知活動の承認の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料9
  - (9) 基本問題検討特別委員会正副委員長の変更承認の件・・・・・・・・・・・・・・資料10
8. 報告事項
  - (1) 第41回建築士事務所全国大会(和歌山大会)の実施結果について・・・・・・・・・・・・資料11
  - (2) 建築士事務所企業年金基金(12月1日発足予定)について・・・・・・・・・・・・・・資料12
  - (3) 告示第15号の改正検討状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料13
  - (4) 既存住宅状況調査技術者講習について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料14
  - (5) フラット35適合証明業務と既存住宅検査の効率化について・・・・・・・・・・・・・・資料15
  - (6) 設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドラインについて・・・・・・・・・・資料16
  - (7) 会員・構成員異動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料17

## 第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

## 1. 行事予定、スケジュール

平成29年12月6日(水) 銀座東武ホテル3階 龍田  
13:00～15:50 建築士事務所協会全国会長会議  
16:00～17:00 政経フォーラム  
講師：盛山正仁衆議院議員(予定)

## 2. 第128回建築士事務所協会全国会長会議の議事等について

- (1) 会長挨拶
- (2) 国土交通省挨拶
- (3) 議長・副議長の選任案  
議長 栗原宮城会会長  
副議長 遠藤静岡会会長
- (4) 議事録署名人の選任  
選任案 議長、新会長、岩本福岡会会長
- (5) 協議事項
  - 1) 平成30・31年度役員候補者の推薦手順と選任方法について  
説明者 栗原総務・財務委員長
- (6) 報告事項
  - 1) 会長辞任に伴う後任会長の選出について  
説明者 佐々木副会長
  - 2) 平成29年度上半期事業報告及び決算報告について  
説明者 各常置委員会委員長、居谷専務理事
  - 3) 建築士事務所全国大会の開催地(地方の通年開催)について  
説明者 栗原総務・財務委員長
  - 4) 会員向けアンケート結果について  
説明者 建築士事務所の業務環境改善WG佐々木主査
  - 5) 建築士事務所企業年金基金について  
説明者 総務・財務担当佐々木副会長
  - 6) 平成30年度日事連建築賞の募集等について  
説明者 植村広報・渉外委員長

※時間及び項目については今後調整の可能性あり。

定款施行細則の変更について（案）

1. 変更理由

平成29年10月25日付で会長が辞任したことに伴い、新会長が就任するまでの間、会長不在の状況となっている。

理事会は、定款第38条第2項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは副会長が招集することとされているが、建築士事務所協会全国会長会議（以下、「全国会長会議」）は、会長が欠けたときの招集について定められていない。

今般、12月に全国会長会議を招集するに当たり、会長に事故ある場合、不在の場合における招集に関して、定款施行細則について必要な変更をすることとしたい。

2. 変更内容

全国会長会議の招集について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が招集することを明記する。

3. 変更案

現行定款施行細則条文	変更後（アンダーライン部分）
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 定款施行細則  第3章 建築士事務所協会全国会長会議 （招集） 第13条 全国会長会議は、会長が招集する。  2 会長は、前条第三号の場合には請求のあった日から6週間以内に全国会長会議を招集しなければならない。 3 全国会長会議を招集するには、単体会長に、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。	（招集） 第13条 略 2 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が全国会長会議を招集する。</u> 3 略 4 略  付則 （施行期日） <u>3. この細則は、平成29年11月20日から施行する。</u>

4. 今後のスケジュール

- (1) 11月20日 常任理事会で検討、専決
- (2) 11月29日 理事会で承認

平成 29 年度上半期事業報告書

(平成 29 年 4 月 1 日～9 月 30 日)

# 目 次

## 平成29年度上半期事業報告書

1・1	会議報告	
1・1・1	総会	2
1・1・2	理事会	2
1・1・3	常任理事会	2
1・1・4	建築士事務所協会全国会長会議	4
1・1・5	ブロック協議会	4
1・1・6	事務局連絡会議	5
1・2	事業報告	
1・2・1	概要	6
1・2・2	総務・財務に関する事	7
1・2・3	教育・情報に関する事	9
1・2・4	業務・技術に関する事	10
1・2・5	広報・渉外に関する事	11
1・2・6	指導運営に関する事	13
1・2・7	熊本地震への対応に関する事	15
1・2・8	基本問題検討に関する事	17
1・2・9	景観・まちづくりに関する事	17
1・2・10	住宅金融支援機構適合証明業務に関する事	18
1・3	会員動静及び指定事務所登録機関登録状況	19

## 1. 平成29年度上半期事業報告

### 1・1 会議報告

#### 1・1・1 総会

平成29年6月21日 第65回定時総会

場所 銀座東武ホテル

報告された事項

○平成28年度事業報告について

○平成28年度公益目的支出計画実施報告について

議決された事項

○平成28年度決算承認の件

#### 1・1・2 理事会

平成29年6月6日 場所 日事連会議室 理事29名出席

議事

○既存住宅状況調査技術者講習事務規程等の制定の件

○第65回定時総会議題の承認の件

○第65回定時総会等のスケジュール及び運営の承認の件

○第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の日程及び会場の承認の件

○建築士事務所の業務環境改善WGの報告の承認の件

○賛助会員入会の承認の件

○会員増強単位会表彰の承認の件

○平成29年度建築士事務所キャンペーンの実施の承認の件

○平成29年度共同要望運動の実施の承認の件

○既存住宅状況調査技術者講習の実施について

○告示第15号の見直しについて

○会員・構成員異動報告

9月14日 場所 日事連会議室 理事27名出席

議事

○日事連建築賞の受賞者決定の件

○年次功労者表彰者決定の件

○第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び会場の承認の件

○教育・情報委員会委員の変更承認の件

○建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催について

○会員向けアンケートの実施結果について

○告示第15号の改正検討について

○既存住宅状況調査技術者講習の開催について

○既存住宅状況調査契約書及び約款の作成について

○「建築設計業務委託の進め方」検討会・検討部会について

○国交省との意見交換会について

○会員・構成員異動報告

#### 1・1・3 常任理事会

平成29年5月29日 場所 日事連会議室

議事

- 既存住宅状況調査技術者講習事務規程等の制定の件
- 第65回定時総会議案について
- 第65回定時総会等のスケジュール及び運営について
- 第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の日程及び会場について
- 建築士事務所の業務環境改善WGの報告について
- 賛助会員の入会について
- 会員増強単位会表彰について
- 平成29年度建築士事務所キャンペーンの実施について
- 平成29年度共同要望運動の実施について
- 国交省との意見交換会について
- 6月通常理事会の議題等について
- 既存住宅状況調査技術者講習の実施について
- 告示第15号の見直しについて
- 会員・構成員異動報告
- 後援名義等使用の催物について
- 経過報告

6月21日

場所 銀座東武ホテル

議事

- 第65回定時総会等の運営について
- 会員・構成員異動報告
- 後援名義等使用の催物について
- 経過報告

9月6日

場所 日事連会議室

議事

- 日事連建築賞の受賞者決定の件
- 年次功労者表彰の受賞者決定の件
- 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の運営等について
- 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び会場について
- 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催の中止について
- 教育・情報委員会委員の変更について
- 国交省との意見交換会について
- 9月通常理事会の議題等について
- 会員向けアンケートの実施結果について
- 告示第15号の改正検討について
- 既存住宅状況調査技術者講習の開催について
- 既存住宅状況調査契約書及び約款の作成について
- 「建築設計業務委託の進め方」検討会・検討部会について
- 全国空き家対策推進協議会の設立について
- 厚生労働省からの改正労働契約法で規定された無期転換ルールの周知依頼について
- 日本電設工業協会からの要望について



○経過報告

1・1・4 建築士事務所協会全国会長会議

平成29年6月21日 場所 銀座東武ホテル

議事

- 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施について
- 地方公共団体の発注関係業務に関する実態調査の報告について
- 会員向けアンケートの実施について
- 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」テキストの大改訂とその実施について
- 既存住宅状況調査技術者講習の実施について
- 平成29年度建築士事務所キャンペーンの実施について
- 平成29年度共同要望運動の実施について
- 平成28年度事業報告について
- 平成28年度公益目的支出計画の実施報告について
- 平成28年度決算案について

1・1・5 ブロック協議会

(1) 北海道東北ブロック協議会（1回）

- ・兼業会員の勧誘策について
- ・会費の見直しについて
- ・第43回建築士事務所全国大会（福島大会）について
- ・福島大会にあたっての考えられる支援策は何かについて
- ・人材確保のためのリクルート事業について
- ・会員事務所所属社員の建築士資格取得の支援について
- ・北東ブロック協議会話創会単位会代表者会議設置規約（案）
- ・北東ブロック協議会単位会会長等経験者懇談会（OB会）設置（案）について
- ・日事連「建築士事務所企業年金」ご加入の促進について
- ・宅地建物取引業法の一部を改正する法律（概要）と日事連インスペクショングイドラインに準拠した新しい講習の実施について

(2) 関東甲信越ブロック協議会（2回）

- ・日事連活動状況報告等について
- ・平成28年度事業報告並びに収支決算報告
- ・平成29年度事業計画（案）並びに収支予算（案）
- ・各単位会からの提案協議事項等

(3) 東海北陸ブロック協議会（2回）

- ・平成28年度事業報告について
- ・平成28年度決算報告について
- ・平成29年度事業計画（案）について
- ・平成29年度予算（案）について
- ・ブロック推薦 教育・情報委員の変更について
- ・非木造建物・木造建物耐震分科会について

- ・平成29年度予算（案）について
- ・ブロック推薦 教育・情報委員の変更について
- ・非木造建物・木造建物耐震分科会について

(4) 近畿ブロック協議会（1回）

- ・平成28年度決算承認について
- ・平成29年度 建築士事務所 全国大会（和歌山大会）について
- ・平成30年度近畿ブロック協議会例会（大阪大会）について
- ・日事連（理事会・委員会）活動報告について

(5) 中四国ブロック協議会（1回）

- ・最近の日事連を巡る状況及び日事連報告について
- ・全国大会の開催方法について
- ・岐阜会入会に向けての状況について
- ・建築士事務所企業年金基金の周知について

(6) 九州・沖縄ブロック協議会（1回）

- ・平成28年度事業報告の承認の件
- ・平成28年度収支決算書承認の件
- ・平成29年度事業計画（案）承認の件
- ・平成29年度収支予算書（案）承認の件
- ・役員改選の件
- ・次期開催県の決定の件

1・1・6 事務局連絡会議

平成29年7月7日 場所 銀座東武ホテル

議事

- アンケートについて
- 法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）の受講状況、機密情報保持に関する管理事項及び定期講習のWeb受付システムの導入開始について
- 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会のPRについて
- 実施予定の講習会について既存住宅状況調査技術者講習の実施について
- 建築士事務所キャンペーン及び改正建築士法の周知について
- 日事連ホームページへの単位会の取り組み情報の掲載について
- 会誌への原稿募集について
- 建築行政共用データベースシステム 建築士・事務所登録閲覧システムの現況と今後の予定（ICBAからの報告）
- 日本建築防災協会からの要請等による主な実施事業について
- 建築士事務所賠償責任保険及び所得補償保険について
- 今後の主な会議日程について

## 1・2・1 平成29年度上半期の事業報告概要

建築士法に規定された法定団体として、自律的監督体制の確立に向け、単体会及び関係団体とも連携を図りつつ、以下の各種事業に取り組んだ。

- (1) 公共建築設計懇談会で「発注者支援業務の項目」及び「設計者選定方式の運用に当たっての留意事項の作成」について協議することとなったことを受け、公共建築における発注に関わる問題、設計者選定等の問題点について意見交換を行った。
- (2) 地方公共団体を対象に、発注関係業務に携わる技術系職員の公共建築工事に対する認識や業務報酬基準の適用割合及び最低制限価格の設定割合等、発注関係業務に関する実態調査を実施し、6月の建築士事務所協会全国会長会議（全国会長会議）で報告した。
- (3) 会員事務所を対象に、事務所の形態、経営規模及び労働時間等に関する実態調査を、Web回答方式で実施した。
- (4) 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会は、テキストを大幅に改訂し、3単体会が4会場で開催、403名が受講した。
- (5) 法定講習である管理建築士講習及び建築士定期講習の受講者数は、それぞれ419名、7,493名であった。
- (6) 宅建業法改正に伴い制度化された「既存住宅状況調査技術者講習」を実施するため、国土交通省に実施講習機関の申請をし、6月に登録の通知を受けた。既存住宅状況調査専門委員会等を設置して、テキストの編集、講習方法・講習枠組の検討及び考査問題の作成等を行った。9月に講師講習会を開催し、単体会より112名の講師予定者が参加した。講習は、新規講習38単体会、移行講習28単体会で実施予定。講習申込人数は1,695名である。
- (7) 既存住宅状況調査に係る契約書・約款について、同調査に即したものとなるよう検討した。
- (8) 「四号建築物」について、構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算書等）の保存の義務化、建築主への引き渡し義務化について意見をまとめ、国土交通省に提出した。
- (9) ホームページに、単体会で実施している事業・講習会・キャンペーン等の中で他の単体会にとって有益で興味深い情報を一覧にして閲覧できるように、[都道府県の協会情報]ページを新設した。
- (10) 共同要望運動の実施に当たり、今年度は昨年項目「骨子1. 業務報酬基準に準拠した契約をすること」及び「骨子2. 価格以外の要素を考慮すること」に、「業務委託内容を明確化した契約」及び「やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」等の設定を実施すること」を追加等し要望書を作成した。
- (11) 日事連建築賞の募集要項に「新築にかかわらず増改築、改修等を含む建築作品であること」を明記し、リノベーション等の応募を促進した。
- (12) 「（一社）熊本県建築士事務所協会・日事連建築復興支援センター」の運営費として、昨年度に引き続き1,000万円を負担し、行政からの要請に応え被災者の建築相談や復興住宅の建設推進等に取り組んだ。
- (13) 適合証明技術者の追加登録希望者102名の受付を実施し、適合証明技術者登録数は3,856名となった。

## 1・2・2 総務・財務に関すること

### (1) 会員・構成員異動（19ページ「会員動静」参照）

平成29年4月初現在 46団体 14,801事務所

平成29年9月末現在 46団体 14,834事務所（33事務所増）

### (2) 構成員の増強等組織の拡充

- 1) 会員増強に積極的に取り組み会員数が著しく増加し、他の模範となった単位会を表彰することにより、会員増強に対する単位会の意識の高揚を図ることを目的に、平成26年度から「会員増強単位会表彰制度」を設けた。今年度は、神奈川会、和歌山会、徳島会及び長崎会を全国大会（和歌山大会）で表彰することとした。
- 2) 青年ワーキンググループ（WG）において①全国大会（和歌山大会）に向けた青年話創会の企画、②次世代の建築士事務所のあり方、③単位会の青年部会の設立推進・統括等を検討した。

### (3) 建築士事務所の業務環境改善について

平成28年12月の全国会長会議での単位会会長からの要望を踏まえ、まずは、発注関係業務に携わる技術系職員の公共建築工事に対する認識や業務報酬基準の適用割合、最低制限価格の設定割合、設計施工一括発注採用の有無等、地方公共団体を対象に発注関係業務に関する実態調査を3月から5月にかけて実施し、6月の全国会長会議で報告した。調査結果の活用方法について事例を挙げ、単位会での活用を促す予定である。

次に事務所の形態、経営規模、就業規則等の有無、社会保険の加入の有無及び労働時間等について、会員事務所を対象に労働環境等に関する実態調査を7月から8月にかけてWeb回答方式で実施した。2,100事務所余、14%程の回答を得た。調査結果を踏まえ、引き続き建築士事務所の業務環境WGで検討を行う。

### (4) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）について

全国大会（和歌山大会）を開催するにあたり、今年度は以下のとおり実施することとした。

- 1) 10月5日（木）青年話創会2017和歌山大会
- 2) 10月6日（金）基調講演、パネルディスカッション、大会式典、記念パーティ  
表彰（日事連建築賞、年次功労者表彰、会員増強単位会表彰）
- 3) 10月6日（金）～8日（日）  
展示（日事連建築賞受賞パネル展示、和歌山会特別企画展示（木造建築物関連））

### (5) 平成29年度年次功労者表彰

表彰規程に該当する単位会推薦34名を全国大会（和歌山大会）で表彰することとした。

### (6) 各種保険制度の運営について

#### 1) 賠償責任保険の加入状況等

9月末の加入事務所数は4,141事務所、構成員事務所に対する加入率は27.9%である。

#### 2) 建築士事務所厚生年金基金の加入状況等

9月末の加入事業所数は480事務所、加入人数は3,164名である。

なお、11月末に解散し、12月に後継制度である企業年金基金へ移行する予定である。

#### 3) 各種保険制度の加入状況

本会が実施している各種保険制度の加入状況は、8ページの表のとおりである。

各種保険制度加入状況

平成29年9月30日現在

単位会	賠償責任保険		日 事 連 年 金				スーパーがん保険		所得補償保険	単位会	
	事務数	加入率 %	加入人数	月払数	一括数	合計数	加入人数	加入口数	加入人数		
北海道	254	24.6	4	8	50	58			2	北海道	
青森	39	21.4					1	2		青森	
岩手	68	24.8	1	2		2				岩手	
宮城	76	21.3								宮城	
秋田	45	30.6					1	1		秋田	
山形	56	30.4	1	2	17	19	1	1		山形	
福島	68	28.6					1	2	1	福島	
茨城	153	31.0	6	20		20	2	4		茨城	
栃木	83	45.6					1	1		栃木	
群馬	91	48.4	5	10	7	17	2	3	1	群馬	
埼玉	123	24.5	4	8	20	28			3	埼玉	
千葉	113	28.5					3	5	5	千葉	
東京	542	34.3	23	62	176	238	2	3	7	東京	
神奈川	196	25.0	2	4	12	16	1	1	22	神奈川	
新潟	136	42.6							2	新潟	
長野	119	28.1	3	12	52	64	1	1	2	長野	
山梨	9	8.2					1	1		山梨	
富山	58	18.6	3	6		6	2	2		富山	
石川	53	17.5	1	2		2	4	5		石川	
福井	53	24.1					1	2		福井	
静岡	132	30.7								静岡	
愛知	135	24.2					2	3	2	愛知	
三重	63	34.8	2	4		4				三重	
滋賀	33	18.2	2	4	28	32				滋賀	
京都	97	28.0	4	9	3	12	2	2		京都	
大阪	199	25.8	17	44	150	194	2	2	1	大阪	
兵庫	107	25.9							2	兵庫	
奈良	22	20.4	2	4		4				奈良	
和歌山	26	19.8							1	和歌山	
鳥取	45	43.7	1	4	2	6	1	1		鳥取	
島根	63	52.1					1	1		島根	
岡山	62	16.1					3	3		岡山	
広島	129	37.4	6	12	4	16	2	2		広島	
山口	37	33.3	1	2		2	1	1	1	山口	
徳島	14	13.3	2	4	10	14	1	1		徳島	
香川	17	17.0								香川	
愛媛	40	24.8	1	6		6				愛媛	
高知	27	19.1								高知	
福岡	152	32.2	3	6	66	72	5	7		福岡	
佐賀	36	19.8								佐賀	
長崎	42	16.2	2	5		5				長崎	
熊本	96	42.3	2	4	4	8	2	3		熊本	
大分	37	25.5	5	12	1	13	1	1		大分	
宮崎	52	44.4	1	2	10	12	1	1	3	宮崎	
鹿児島	82	25.5								鹿児島	
沖縄	61	31.3	1	5		5				沖縄	
合計	4,141	27.9	105	263	612	875	48	62	55	合計	
28年度末	4,180	28.2	111	277	644	921	49	63	57	28年度末	
増減	-39	-0.3	-6	-14	-32	-46	-1	-1	-2	増減	
	S. 58.11 設立		S. 62.1 設立				S. 56.11 設立		S. 54.5設立		
引受 保険 会社	東京海上日動 ゼネラル 三井住友海上 損害保険ジャパン日本興亜		第一生命 日本生命 明治安田生命				アメリカンファミリー生命		損害保険ジャパン 日本興亜		引受 保険 会社

### 1・2・3 教育・情報に関すること

#### (1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進について

平成29年度の本研修会の実施にあたり、5月に実施要領、各種書式等を単位会に発信し、開催を依頼した。43単位会・62会場で開催が予定され、上半期には3単位会・4会場で開催し、計403名が受講した。

発行から5年が経過する研修会用テキストは、管理研修会テキスト改訂WGにおいて大幅な改訂を行った。更に、理解度確認チェック、広報用チラシ及び講義補助資料用のパワーポイントデータを単位会に提供、併せてCPDの申請について案内をした。またテキスト改訂に伴い、緊急時対応・講師の学習にも使用できる講義用DVDも新たに作成し、単位会へ提供した。

なお、現在36単位会が知事指定を受けている。

#### (2) 法定講習（「管理建築士講習」及び「建築士定期講習」）について

登録講習機関である(公財)建築技術教育普及センター(以下、普及センター)の実施協力機関として、講習運営を担う単位会との連携のもと、両法定講習の円滑な運営・推進を図った。「建築士定期講習」は、本会だけでなく、(公社)日本建築士会連合会も普及センターの実施協力機関であり、両連合会協力のもと、受講者の確保等に努めた。

##### 1) 「管理建築士講習」について

平成29年度第1期(5～6月)及び第2期(7～9月)は、計419名が受講した。

##### 2) 「建築士定期講習」について

平成29年度第1期(5～6月)及び第2期(7～9月)は、計7,493名が受講した。

また、普及センターのインセンティブ配賦は、意欲的に取り組んでいる単位会(単位士会含む)が増加しており、今年度も継続し実施している。

#### (3) 「建築CPD情報提供制度」(建築CPD運営会議：普及センター事務局)の活用推進

公共建築物の設計等業務の受注者選定に際し、都道府県等に対してCPD実績を活用してもらうための内容を昨年度に引き続き共同要望書に盛り込み、単位会に協力依頼を行った。

#### (4) その他

普及センターの大学院実務経験確認審査委員会に教育・情報担当副会長を派遣し、インターンシップ等の協議について協力した。

## 1・2・4 業務・技術に関すること

### (1) 業務報酬基準の改正への対応について

業務報酬に係る告示第15号の改正の検討が国土交通省により開始されたことを受け、業務報酬基準WGにおいて、ヒアリングについての留意事項の検討、改正についての要望、意見等の検討を行った。また設計三会での意見提出について要望・意見の調整、とりまとめの検討を行った。

### (2) 建築士事務所賠償責任保険について

建賠保険の加入促進や保険事故への啓蒙を図るため、事件事例集を作成し、(有)日事連サービスのホームページに掲載した。また単位会へ事例集の作成について周知し、賠償責任保険への加入促進等に活用してもらうよう依頼した。このほか既存住宅状況調査に係る新たな補償についての検討を行った。

### (3) 既存住宅状況調査技術者講習の実施について

宅建業法改正に伴い制度化された既存住宅状況調査技術者講習を日事連が講習機関となって実施することとし、6月9日に国土交通省より登録の通知を受けた。合議制機関による考査問題の作成や可否の判定が義務づけられていることから、既存住宅状況調査技術者講習考査委員会を設置して考査問題の作成を行った。また既存住宅状況調査専門委員会を設置して、テキストの編集、講習方法・講習枠組等の検討を行った。9月8日に講師講習会を開催し、単位会より112名の講師予定者が参加した。講習は新規講習38単位会、移行講習28単位会で実施予定。講習申込人数は1,695名である。

### (4) 既存住宅状況調査に係る契約書、約款の作成について

既存住宅状況調査に係る契約書、約款について四会連合建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会の枠組で検討することとしワーキンググループを設置して検討した。既存住宅状況調査専門委員会より委員を選出し、既存住宅状況調査に即した契約書、約款となるよう検討した。

### (5) 構造技術に係わることについて

構造技術専門委員会では、熊本地震の発生を受け、構造設計者以外の建築士についても構造の基本知識の習得は必要であると考え、若手設計者や意匠設計者に向けた「構造技術に関する基本知識の情報提供」について検討を行った。

### (6) 「四号建築物」に係る確認・検査の特例に関する意見提出について

「四号建築物」について、構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算書等）の保存の義務化、建築主への引き渡し義務化について、業務・技術委員会としての意見をまとめ国土交通省に提出した。

### (7) 建築士事務所のマネジメント支援ツール「JAAF-MST」について

「JAAF-MST2016」について年次報告書の書式の修正等、軽微な修正を行った。また使用方法についての講習会を単位会において開催した。

### (8) 建築の低炭素化・省エネルギー化対応について

建築関連17団体で起草した地球温暖化対策ビジョン2050及び改正省エネルギー基準の完全施行に対して対応するため、業務・技術委員会のもとに「建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG」を設置し検討を進めている。

改正省エネルギー法の情報を確認しつつ、今後は会員が設計した木造戸建住宅における省エネの事例等を会誌「日事連」にシリーズで紹介できるよう検討を行っている。

### (9) 厚生労働省公表の一級建築士の賃金データ等について

厚生労働省公表の一級建築士の賃金データ等の参考資料をレポートとしてまとめ、日事連会誌に掲載することとした。

### (10) 外部委員会への対応について

他団体等の外部委員会に対し委員を派遣し、必要に応じ報告を求め、調整を行った。

## 1・2・5 広報・渉外に関すること

### (1) 共同要望運動の実施

本会及び単位会は、都道府県、市区町村等の発注機関に対して毎年要望運動を行っているが、今年度は昨年の項目「骨子1. 業務報酬基準に準拠した契約をすること」及び「骨子2. 価格以外の要素を考慮すること」に以下の文言（下線部）を追加、説明文も追加修正し要望書を作成した。

- 1) 建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際しては、業務報酬基準（告示第15号及び告示第670号）に準拠し、業務委託内容を明確化した契約をすること
- 2) 建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、価格以外の要素を考慮し、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」等の設定を実施すること
- 3) 建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること
- 4) 建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること

同要望書を6月に単位会へ提供し、今後全国的に要望運動を実施する予定である。

### (2) 建築士事務所キャンペーンの支援

今年度も「信頼のあかし 建築士事務所協会」を統一テーマに建築士事務所キャンペーンを実施することとし、従来的一般消費者への周知活動及び会員増強に向けた活動に加え、平成27年に施行された改正建築士法についての周知を引き続き行うこととした。

### (3) 会誌「日事連」の充実・発行

今年度の会誌には、単位会と日事連が共催する新規講習会開催等の広報記事掲載の他、特集では「リノベーションホテル」や「映画と建築」等を掲載、連載では「建築士の休日」を開始する等、毎号幅広く会員の興味を引く特集及び連載を企画し、会誌の充実を図った他、新規広告や記事体広告を獲得し事業収益増に寄与した。

### (4) ホームページ等を活用した広報活動

国の最新情報等、建築士事務所に係る重要な情報の即時的発信や日事連の情報及び講習・研修等の各種情報をホームページに掲載し、必要と思われる情報を単位会にメール配信した。

既存住宅状況調査技術者講習の開始に伴い、ホームページにリンクボタンと講習会ページを作成した他、単位会で実施している事業・講習会・キャンペーン等の中で他の単位会にとって有益で興味深い情報を一覧にして閲覧できるように、[都道府県の協会情報]ページを新設し、トップページ画面からリンクできるタブ等を追加した。

### (5) 日事連建築賞の実施

今年度は募集要項に「新築にかかわらず増改築、改修等を含む建築作品であること」を明記して募集を行い、一般建築部門56点、小規模建築部門64点、合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から日事連にリノベーション等を含め一般建築部門23点、小規模建築部門24点の合計47点の応募がなされた。

日事連建築賞選考委員会の審査を踏まえ、以下のとおり18点の受賞作品及び受賞者を決定し、第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）で表彰する。

選考結果：国土交通大臣賞1作品、日事連会長賞1作品、優秀賞6作品（一般建築部門3作品、小規模建築部門3作品）、奨励賞10作品（一般建築部門5作品、小規模建築部門5作品）



①国土交通大臣賞

部 門	建築士事務所	建築作品名称	単位会
小規模	(株)INTERMEDIA	あたご保育園	長崎会

②日事連会長賞

部 門	建築士事務所	建築作品名称	単位会
一 般	大成建設(株)一級建築士事務所	G. Itoya (銀座・伊東屋)	東京会

③優秀賞

部 門	建築士事務所	建築作品名称	単位会
一 般	梓・岡野建築設計共同企業体	つくばみらい市立陽光台小学校	東京会
	(株)長建設計事務所	川通どれみ保育園	新潟会
	竹中工務店・安藤忠雄建築研究所・ 西島設計	北菓楼札幌本館	北海道会
小規模	(有)薩田建築スタジオ	千葉・版築のいえ	東京会
	水上哲也建築設計事務所 一級建築士事務所	日南市油津商店街 多世代交流モ- ル	千葉会
	桜をのぞむ出窓の家	藤井伸介建築設計室	神奈川会

④奨励賞

部 門	建築士事務所	建築作品名称	単位会
一 般	(株)NTTファシリティーズ一級建築士 事務所	MIZKAN MUSEUM	東京会
	フケタ・渋江特定建築設計業務共同企業体	鹿沼市立粟野小学校	栃木会
	(株)創建築事務所	高岡御車山会館	富山会
	一級建築士事務所 (株)アルキービ総合計画事務所	富田林市宮若松第3住宅	大阪会
	竹中工務店広島一級建築士事務所	広島学院講堂・聖堂	広島会
小規模	一級建築士事務所(株)NAP 建築設計事務所	Erretegia	東京会
	(株)佐伯建設・東九州設計工務(株)・ (株)水野宏建築事務所・(株)永田音響設計	しいきアルゲリッチハウス	大分会
	(有)吉田建築計画事務所	野草舎森の家新築工事(保育所)	茨城会
	(株)浦建築研究所	尾山神社 授与所	石川会
	五藤久佳デザインオフィス(有)	倉坂の家 ~街並みに優しい家~	愛知会

受賞作品の広報については、日事連ホームページ、会誌日事連に掲載する他、建築専門誌、雑誌、会員事務所が受賞されている単位会の地元マスコミにその掲載を依頼する等、周知を図った。

## 1・2・6 指導運営に関すること

### (1) 苦情の解決業務の実施

法定団体として単位会が行っている平成29年度上半期の当該業務の受付件数は、次のとおりである。

1) 苦情相談申込書受付 24件（設計5件、監理3件、報酬1件、契約1件、その他14件[会員1件]）

※（ ）内は主な相談内容

※ [ ] 内は苦情対象事務所が会員である件数（内数）

- ・電話等によるアドバイス 8件
- ・実施規程第11条による終了 2件
- ・面接日を通知 14件[会員1件]

2) 相談者面談 14件（設計5件、監理3件、報酬1件、契約1件、その他4件[会員1件]）

- ・口頭アドバイス 8件
- ・実施規程第11条による終了 1件
- ・事務所へ苦情処理要請 5件[会員1件]

3) 事務所へ苦情処理要請 5件（設計1件、監理2件、契約1件、その他1件[会員1件]）

- ・事務所からの書面（面談）説明あり 3件（実施規程第11条による終了3件[会員1件]、あつ旋申込受付0件）
- ・事務所からの書面（面談）説明なし 1件（知事へ報告1件）
- ・苦情処理要請中 1件

4) あつ旋業務 0件

※都道府県別の受付件数は次ページに記載のとおりである。

### (2) 苦情の解決業務に関する事例集の作成について

指導運営委員会では、単位会が苦情の解決業務を行う上で参考になるよう、平成28年度に単位会より提出された実施状況報告書（個別レポート）を基に、18事例を掲載した事例集（平成28年度）を作成し、単位会へ提供した。

### (3) 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会及びテキストについて

「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」のテキストを使用した研修会を今年度上半期も引き続き開催した。

苦情の解決業務実施状況集計表(平成29年度上半期)

※( )内は苦情処理業務所が会員である件数(内数)

単位名	1. 苦情相談申込受付					2. 相談者面談					3. 苦情処理要請					4. 苦情処理結果					5. 業務処理中				
	①設計	②工事監理	③設計監理報酬	④設計監理契約	⑤その他	①設計	②工事監理	③設計監理報酬	④設計監理契約	⑤その他	①設計	②工事監理	③設計監理報酬	④設計監理契約	⑤その他	①双方同意	②解決	③規定十一條による終了	④不同意	⑤規定十一條による終了	①事務所へ苦情処理要請中	②あつ旋中処理中	③相談者面談処理中	④その他の業務処理中	
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東甲信越	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
東海北陸	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
近畿	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3
中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州・沖縄	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
全国小計	6	6	6	6	14	6	6	6	6	14	6	6	6	6	14	6	6	6	6	14	6	6	6	6	14

### 1・2・7 熊本地震への対応に関すること

昨年4月に発生した熊本地震後、会長を本部長とする熊本地震対策本部を本会に設置、6月には熊本会と協力して「(一社)熊本県建築士事務所協会・日事連建築復興支援センター」を設置し、被災者への支援、行政等へ協力してきた。

昨年度に引き続き、運営費として1,000万円を負担する。

同建築復興支援センターの熊本での具体的な活動状況は以下のとおりである。

#### (1) 震災後の対応及び今後の取り組みに関するアンケート及び意見交換会の実施

震災後の対応について行政や関連団体との連携が重要と考え、熊本会の提案で震災対策合同会議を設置した。

合同会議を開催するにあたり、事前に会員に対し、応急危険度判定業務や県及熊本市からの被災調査・復旧設計業務等に関するアンケートを行い、出された意見を基に、震災後の業務の問題点や今後の対応等について意見交換を行った。

開催日：4月18日(火)

開催場所：熊本テルサ

参加者：会員36名

#### (2) 熊本地震対策本部役員の被災地訪問及び熊本会等との意見交換会の開催

大内会長等日事連役員及び福岡会が熊本地震による被災地を訪問し、熊本会と意見交換会を開催した。

意見交換会では、栗原副会長から東北における被災後の自立再建住宅の取り組みなどについて説明され、震災後の取り組みを行っていく上で、若い建築士を育成し活動してもらうことが必要であることや単位会の連携が必要であることなどが確認された。

被災地訪問：8月22日(火)

訪問地：南阿蘇村、西原村、益城町、熊本市

参加者：大内会長、栗原副会長、岩本副会長、居谷専務理事

福岡会 西副会長ほか3名

熊本会 福島会長ほか6名

意見交換会：8月23日(水)

場所：熊本会会議室

参加者：大内会長、栗原副会長、岩本副会長

福岡会 西副会長ほか3名

熊本会 福島会長ほか6名

#### (3) 福岡会との意見交換会の開催

福岡会より、熊本市の木造住宅一般耐震診断に耐震診断士を派遣してもらっており、熊本地震後の復旧・復興を進めていく上で、情報を共有し、連携を図りながら対応していくことが必要であることから、月1回意見交換会を開催した。

開催日：4月28日(金)、5月31日(水)、6月30日(金)、7月21日(金)、8月23日(水)、9月20日(水)

#### (4) 記録誌の作成

熊本地震による建築物等に関する被害の状況及び建築復興支援センターが対応してきた震災業務等をまとめた記録誌を作成するため、編集委員会及び青年委員会で検討した。

#### (5) 相談及び現地調査等

相談受付件数 15件 うち調査依頼3件

建築物の耐震診断依頼

1) 耐震診断(一般診断)依頼件数 木造 5件

2) 耐震診断（精密診断）依頼件数 木造 3件

(6) 県及び市町村等からの依頼業務

市町村と協定を締結し実施している木造住宅の耐震診断には、熊本地震により県民の耐震に関する意識が高まり、住宅の耐震診断希望者が多く、熊本市では平成28年度の募集に対し1,400件を超える応募があり、その内約700件を平成29年度において対応することになっている。

現在、会員による耐震診断を行うと共に、熊本市の耐震診断については、福岡会に耐震診断士の派遣を依頼し実施した。

1) 市町村が実施する木造住宅の耐震診断への対応

熊本市、合志市、宇土市、菊陽町へ木造住宅の耐震診断士を派遣  
受託状況

一般診断 493件

熊本市 493件（うち175件は福岡会へ依頼）

精密診断 7件

合志市 4件、宇土市 2件、菊陽町 1件

2) 一般耐震診断結果報告書の審査業務

熊本市が実施する一般耐震診断の診断結果報告書の審査を実施

受付件数

熊本会分 247件（うち61件は福岡会）

建築士会分 110件

建築協会分 3件

3) 補修型みなし応急仮設住宅の構造安全性の確認業務

熊本県及び熊本市から、民間賃貸住宅を補修の上、応急仮設住宅として県または市へ提供する際、建物の構造の安全性を建築士に確認してほしいとの依頼に基づき会員が調査・判定を行っている。

依頼件数 31件（調査済み26件）

(7) くまもと型復興住宅の取り組み

熊本地震では、約4万3千棟の住宅が全壊・半壊となっており、応急仮設住宅（4,024戸）やみなし仮設住宅（約1万5千戸）に多くの被災者が住んでいる。被災者が出来るだけ早く安心して生活できる安全な住宅を再建できるよう、熊本の地域産材を使用し、耐震性能を備え価格低減にも配慮した「くまもと型復興住宅」のガイドブックを作成し、説明会や相談会を開催し周知活動を推進している。

また、地域住宅生産者グループにおける復興住宅の建設実績や受注状況を把握し、被災者へ情報提供を行うと共に、人材不足や建築資材の高騰等によって住宅の供給が厳しい状況にもあることから、地域住宅生産者グループの追加募集を行う。

さらに、一般へ広く周知するため、ホームページを立ち上げ適時・適切に情報を提供している。

## 1・2・8 基本問題検討に関すること

### (1) 公共建築における発注方式の問題点等の検討

公共建築設計懇談会の今年度の課題が発注者支援であり、発注者支援業務の項目及び「設計者選定方式の運用に当たっての留意事項」の作成について協議することとなったことを受け、公共建築における発注に関わる問題、設計者選定等の問題点について意見交換を行った。

また「設計者選定方式の運用に当たっての留意事項」の作成に当たり、「建築設計業務委託の進め方」検討部会が、公共建築設計懇談会の下部組織として設置され、公共建築工事における設計者選定に関しての課題を整理することを確認した。

この他、公共団体における多様な発注方式に関する問題点等を協議するための五会（日事連、士会連、JIA、日建連、建築学会）による「多様な発注方式の研究会」での協議状況を受け、意見交換を行ったが、五会の意見が一致せず同研究会での協議は終了した。

### (2) 告示第15号の改正に当たり、日事連の対応について意見交換を行った。

### (3) 「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会」、「建設産業政策会議」での検討を受け、建築事業全般における諸状況について建築設計の立場から意見交換を行った。

## 1・2・9 景観・まちづくりに関すること

本会含む建築関係団体と地方公共団体で構成される「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」ワーキンググループに景観・まちづくり特別委員会より2名の委員を派遣し、同協議会事業の運営に協力している。

単位会・会員への景観・まちづくりに関する継続的な情報提供のため、昨年度より会誌「日事連」に「景観・まちづくり地域探訪」と題し、単位会としての活動及び会員個人または会員を含んだグループで継続的に活動している事例を掲載している。今年度は神奈川会、東京会、三重会会員及び埼玉会の取り組みを連載した。

1・2・10 住宅金融支援機構適合証明業務に関すること

(1) 「適合証明技術者」の追加登録講習の実施

「適合証明技術者」の追加登録を7月18日から8月1日に受け付け、8月8日から9月8日の間に北海道、山形、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、大阪及び広島で講習を実施した。追加登録者は102名であった。

(2) 適合証明技術者登録数

適合証明技術者登録数は3,856名、都道府県別の登録数は次のとおりである。

北海道	306	長野	102	岡山	109
青森	78	富山	64	広島	96
岩手	100	石川	74	山口	62
宮城	65	福井	28	徳島	15
秋田	56	岐阜	35	香川	76
山形	101	静岡	57	愛媛	33
福島	67	愛知	152	高知	27
茨城	49	三重	46	福岡	134
栃木	68	滋賀	50	佐賀	28
群馬	38	京都	51	長崎	27
埼玉	159	大阪	216	熊本	57
千葉	132	兵庫	144	大分	35
東京	299	奈良	30	宮崎	62
神奈川	229	和歌山	19	鹿児島	65
新潟	85	鳥取	35	沖縄	23
山梨	23	島根	49	合計	3,856

(3) 運営委員会（国交省、住宅金融支援機構、日事連、日本建築士会連合会等で構成）

開催日及び会場 5月19日 日事連会議室

議決内容 平成28年度適合証明業務登録機関の事業報告及び収支決算

(4) 登録窓口連絡会議

開催日及び会場 7月7日 銀座東武ホテル

内 容 住宅金融支援機構適合証明業務の事務連絡等について

・適合証明技術者の追加登録の実施について

(5) 適合証明技術者に係る業務調査の実施

適合証明書を発行した実績のある適合証明技術者に対して、適正な業務が行われているかを確認するための事務所に対する業務調査を実施した。6月から9月までに5事務所に訪問調査を行った。

(6) 住宅レーダーの発行

適合証明業務システムの一時利用停止について住宅レーダーNo.100～106を発行し、登録者へ周知を行った。

(7) フラット35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報のホームページについて

住宅金融支援機構融資利用者及び適合証明技術者のための手続きに必要な情報を提供するホームページ「住宅金融支援機構フラット35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報」を開設している。

上半期のアクセス件数は、14,186件であった。

1・3 会員動静及び指定事務所登録機関登録状況

平成29年上半期の会員異動状況等は次のとおりである。

会員の種別	平成29年4月末現在	平成29年9月末現在
正会員	46団体	46団体
構成員	14,801事務所	14,834事務所
賛助会員	5社	6社

単位会	構成員数		増減	会長異動		指定事務所 登録機関
	29年4月初現在	29年9月末現在		新会長	前会長	
北海道	1,022	1,031	+9			○
青森	179	182	+3			○
岩手	275	274	-1			○
宮城	359	357	-2			○
秋田	146	147	+1	齊藤 巧	池田 匠	○
山形	179	184	+5			○
福島	234	238	+4			○
茨城	505	494	-11			○
栃木	181	182	+1			○
群馬	186	188	+2			○
埼玉	501	502	+1			○
千葉	399	396	-3			○
東京	1,559	1,579	+20			○
神奈川	783	785	+2	白井 勇	小林 忠志	○
新潟	319	319				○
長野	422	424	+2			○
山梨	109	110	+1			
富山	307	311	+4			○
石川	301	302	+1			○
福井	224	220	-4			
静岡	432	430	-2			○
愛知	558	557	-1			○
三重	182	181	-1			○
滋賀	182	181	-1			○
京都	333	349	+16	上野 浩也	高橋 宏	○
大阪	780	771	-9			○
兵庫	420	413	-7			○
奈良	107	106	-1			
和歌山	130	131	+1			○
鳥取	97	103	+6			○
島根	121	121				○
岡山	398	384	-14			○
広島	343	345	+2			○
山口	113	111	-2			○
徳島	103	105	+2			
香川	100	100				
愛媛	156	161	+5			○
高知	141	141				○
福岡	469	472	+3			○
佐賀	179	182	+3			○
長崎	264	260	-4			○
熊本	226	227	+1			○
大分	143	145	+2			○
宮崎	119	117	-2			○
鹿児島	319	321	+2			○
沖縄	196	195	-1			○
合計	14,801	14,834	+33			41



平成 29 年度上半期決算報告書

(平成 29 年 4 月 1 日～9 月 30 日)

## 目 次

### 平成29年度上半期決算報告書

○平成29年度一般会計	
・ 貸借対照表 -----	2
・ 正味財産増減計算書 -----	3
・ 収支計算書 -----	5
・ 科目明細 -----	7
○平成29年度適合証明業務登録機関特別会計	
・ 貸借対照表 -----	10
・ 正味財産増減計算書 -----	11
・ 収支計算書 -----	13
○平成29年度貸借対照表総括表 -----	15
○平成29年度正味財産増減計算書総括表 -----	16
○平成29年度収支計算書総括表 -----	17

# 一般会計貸借対照表

平成29年9月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金	41,213,241	134,184,463	△92,971,222
現金	620,301	256,127	364,174
普通預金	27,790,120	87,640,835	△59,850,715
定期預金	10,000,000	30,000,000	△20,000,000
振替貯金	2,802,820	16,287,501	△13,484,681
(2) 未収金	2,861,674	705,825	2,155,849
(3) 在庫図書	8,047,221	5,081,290	2,965,931
(4) 仮払金	2,088,732	2,349,361	△260,629
流動資産合計	54,210,868	142,320,939	△88,110,071
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	44,428,317	38,891,898	5,536,419
事務所移転等積立預金	247,130,631	247,130,631	0
周年記念事業積立預金	1,500,000	1,500,000	0
財政安定積立預金	169,398,909	119,398,909	50,000,000
特定資産合計	462,457,857	406,921,438	55,536,419
(2) その他固定資産			
什器備品	2,073,653	1,112,440	961,213
電話加入権	441,668	441,668	0
敷金	19,408,950	19,408,950	0
指定保険代理店出資金	700,000	700,000	0
その他固定資産合計	22,624,271	21,663,058	961,213
固定資産合計	485,082,128	428,584,496	56,497,632
資産合計	539,292,996	570,905,435	△31,612,439
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	54,680	1,839,199	△1,784,519
預り金	4,324,740	3,426,946	897,794
流動負債合計	4,379,420	5,266,145	△886,725
2. 固定負債			
退職給付引当金	44,428,317	38,891,898	5,536,419
固定負債合計	44,428,317	38,891,898	5,536,419
負債合計	48,807,737	44,158,043	4,649,694
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	490,485,259	526,747,392	△36,262,133
正味財産合計	490,485,259	526,747,392	△36,262,133
負債及び正味財産合計	539,292,996	570,905,435	△31,612,439

# 一般会計正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 経常増減の部			
1. 経常収益			
(1) 正会員会費	85,104,900	83,774,700	1,330,200
(2) 賛助会員会費	450,000	600,000	△150,000
(3) 事業収益	50,027,089	105,953,333	△55,926,244
(4) 雑収益	461,869	352,404	109,465
経常収益計	136,043,858	190,680,437	△54,636,579
2. 経常費用			
(1) 事業費			
講演講習会費	15,095,996	14,002,437	1,093,559
全国大会経費	16,548,984	479,370	16,069,614
会誌発行費	13,303,271	13,191,179	112,092
広報費	446,688	673,842	△227,154
印刷製本費	1,199,042	6,597,163	△5,398,121
調査研究費	11,109,531	9,745,939	1,363,592
集金事務委託費	137,612	131,164	6,448
組織強化助成金	10,650,000	10,600,000	50,000
表彰関係費	610,976	7,236	603,740
建築復興支援センター事業費	10,000,000	10,000,000	0
役員人件費	3,229,238	3,265,729	△36,491
職員人件費	27,656,752	23,668,980	3,987,772
租税公課	5,442,849	3,358,952	2,083,897
(2) 管理費			
役員人件費	3,229,239	3,265,729	△36,490
職員人件費	6,914,189	5,917,246	996,943
会議費	8,616,558	8,574,309	42,249
事務所費	13,678,019	13,975,023	△297,004
対外費	1,706,996	2,995,810	△1,288,814
経常費用計	149,575,940	130,450,108	19,125,832
当期経常増減額	△13,532,082	60,230,329	△73,762,411
当期正味財産増減額	△13,532,082	60,230,329	△73,762,411
正味財産期首残高	504,017,341	466,517,063	37,500,278
正味財産期末残高	490,485,259	526,747,392	△36,262,133

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、定額法により、直接固定資産の価額を減額している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	44,428,317	0	0	44,428,317
事務所移転等積立預金	247,130,631	0	0	247,130,631
周年記念事業積立預金	1,500,000	0	0	1,500,000
財政安定積立預金	169,398,909	0	0	169,398,909
合 計	462,457,857	0	0	462,457,857

3. 特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
退職給付引当資産	44,428,317	0	44,428,317
事務所移転等積立預金	247,130,631	247,130,631	0
周年記念事業積立預金	1,500,000	1,500,000	0
財政安定積立預金	169,398,909	169,398,909	0
合 計	462,457,857	418,029,540	44,428,317

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
什 器 備 品	7,005,073	4,931,420	2,073,653
合 計	7,005,073	4,931,420	2,073,653

5. 担保に供している資産はない。

# 一般会計収支計算書

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	実 績 率	備 考
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
① 会費収入	179,310,000	85,554,900	△93,755,100	48%	
正会員会費収入	178,560,000	85,104,900	△93,455,100	48%	
基本会費収入	16,560,000	7,920,000	△8,640,000	48%	
構成員割会費収入	162,000,000	77,184,900	△84,815,100	48%	構成員1事務所@900× 延べ85,761事務所
賛助会員会費収入	750,000	450,000	△300,000	60%	@150,000×3社
② 事業収入	161,100,000	50,027,089	△111,072,911	31%	
講演講習会収入	108,200,000	10,734,966	△97,465,034	10%	法定講習業務委託費、管理研修会他 ※1
会誌購読料収入	14,800,000	9,512,721	△5,287,279	64%	広告料、会誌直送料、有償購読料 ※2
図書販売等収入	14,100,000	6,426,533	△7,673,467	46%	設計・監理契約書他 ※3
事務手数料等収入	24,000,000	23,330,869	△669,131	97%	各種保険事務手数料 ※4
全国大会参加費収入	0	22,000	22,000	-	青年話創会オブザーバー参加費
③ 雑収入	1,150,000	461,869	△688,131	40%	
受取利息	900,000	211,739	△688,261	24%	
雑収入	250,000	250,130	130	100%	
事業活動収入計	341,560,000	136,043,858	△205,516,142	40%	
2. 事業活動支出					
① 事業費支出	280,220,000	117,939,319	△162,280,681	42%	
講演講習会費支出	86,300,000	15,095,996	△71,204,004	17%	講習会テキスト、法定講習諸経費他
全国大会経費支出	19,000,000	16,548,984	△2,451,016	87%	和歌山大会
会誌発行費支出	29,500,000	13,303,271	△16,196,729	45%	
原稿料支出	2,400,000	1,115,050	△1,284,950	46%	会誌執筆者謝礼
印刷製本費支出	22,900,000	10,384,340	△12,515,660	45%	会誌印刷製本費
通信運搬費支出	4,200,000	1,803,881	△2,396,119	43%	会誌梱包・送料
広報費支出	12,000,000	446,688	△11,553,312	4%	共同要望書他
印刷製本費支出	9,000,000	3,707,422	△5,292,578	41%	
印刷製本費支出	6,500,000	2,712,775	△3,787,225	42%	設計・監理契約書他
通信運搬費支出	2,500,000	994,647	△1,505,353	40%	同上図書類梱包・送料
調査研究費支出	20,900,000	11,109,531	△9,790,469	53%	
調査研究費支出	13,400,000	6,161,918	△7,238,082	46%	建築現地審査、アンケート他
委員会費支出	7,500,000	4,947,613	△2,552,387	66%	※5
集金事務委託費支出	350,000	137,612	△212,388	39%	保険料等集金事務委託費
事務手数料支出	8,400,000	0	△8,400,000	0%	建賠保険等事務手数料
組織強化助成金支出	10,700,000	10,650,000	△50,000	100%	ブロック協議会助成金 ※6
表彰関係費支出	2,000,000	610,976	△1,389,024	31%	
建築復興支援センター事業支出	10,000,000	10,000,000	0	100%	
役員人件費	6,660,000	3,229,238	△3,430,762	48%	
報酬支出	5,800,000	2,885,392	△2,914,608	50%	
福利厚生費支出	850,000	343,846	△506,154	40%	社会保険料事業主負担分他
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%	
職員人件費支出	60,210,000	27,656,752	△32,553,248	46%	
給料手当支出	51,350,000	24,225,980	△27,124,020	47%	
福利厚生費支出	8,850,000	3,430,772	△5,419,228	39%	社会保険料事業主負担分他
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%	
租税公課支出	5,200,000	5,442,849	242,849	105%	消費税・法人都民税納付金

科 目	予算額	決算額	差 異	実績率	備 考
② 管理費支出	68,410,000	34,145,001	△34,264,999	50%	
役員人件費支出	6,660,000	3,229,239	△3,430,761	48%	
報酬支出	5,800,000	2,885,392	△2,914,608	50%	
福利厚生費支出	850,000	343,847	△506,153	40%	社会保険料事業主負担分他
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%	
職員人件費支出	15,160,000	6,914,189	△8,245,811	46%	
給料手当支出	12,900,000	6,056,495	△6,843,505	47%	
福利厚生費支出	2,250,000	857,694	△1,392,306	38%	社会保険料事業主負担分他
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%	
会議費支出	14,800,000	8,616,558	△6,183,442	58%	
総会費支出	2,200,000	2,256,649	56,649	103%	1 回開催 会場費, 議案書他
理事会費支出	3,000,000	1,183,930	△1,816,070	39%	2 回開催 旅費等
常任理事会費支出	2,500,000	1,328,721	△1,171,279	53%	3 回開催 旅費等
全国会長会議費支出	3,600,000	1,358,240	△2,241,760	38%	1 回開催 旅費等
諸会議費支出	3,500,000	2,489,018	△1,010,982	71%	事務局連絡会議、ブロック諸会議他
事務所費支出	28,790,000	13,678,019	△15,111,981	48%	
旅費交通費支出	150,000	50,399	△99,601	34%	
通信運搬費支出	700,000	231,326	△468,674	33%	
什器備品費支出	1,000,000	311,439	△688,561	31%	
消耗品費支出	200,000	44,763	△155,237	22%	
修繕費支出	50,000	0	△50,000	0%	
印刷製本費支出	400,000	△1,728	△401,728	△0%	
図書購入費支出	350,000	132,376	△217,624	38%	
光熱水料費支出	1,200,000	519,632	△680,368	43%	
賃借料支出	22,230,000	11,112,073	△11,117,927	50%	八丁堀NFビル
租税公課支出	10,000	600	△9,400	6%	
雑支出	2,500,000	1,277,139	△1,222,861	51%	法律顧問料、税務申告報酬他
対外費支出	3,000,000	1,706,996	△1,293,004	57%	
負担金支出	1,900,000	1,274,000	△626,000	67%	関係団体加入年会費
渉外費支出	1,100,000	432,996	△667,004	39%	対外折衝
事業活動支出計	348,630,000	152,084,320	△196,545,680	44%	
事業活動収支差額	△7,070,000	△16,040,462	△8,970,462	227%	
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	20,000	0	△20,000	0%	
退職給付引当資産取崩収入	10,000	0	△10,000	0%	
財政安定積立預金取崩収入	10,000	0	△10,000	0%	
投資活動収入計	20,000	0	△20,000	0%	
2. 投資活動支出					
特定資産取得支出	4,310,000	0	△4,310,000	0%	
退職給付引当資産取得支出	4,300,000	0	△4,300,000	0%	
財政安定積立預金支出	10,000	0	△10,000	0%	
投資活動支出計	4,310,000	0	△4,310,000	0%	
投資活動収支差額	△4,290,000	0	4,290,000	0%	
III 予備費支出	2,000,000	0	△2,000,000	—	
当期収支差額	△13,360,000	△16,040,462	△2,680,462	120%	
前期繰越収支差額	48,000,000	57,824,689	9,824,689	120%	
次期繰越収支差額	34,640,000	41,784,227	7,144,227	121%	

※7

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	107,600,735	41,213,241
未収金	183,904	2,861,674
仮払金	1,696,616	2,088,732
合 計	109,500,725	46,163,647
未払金	1,867,552	54,680
預り金	49,808,484	4,324,740
合 計	51,676,036	4,379,420
次期繰越収支差額	57,824,689	41,784,227

科目明細

※1 講演講習会収入

(単位：円)

(1) これからの建築士事務所の経営と展望	@ 4,320 ×	473 冊 =	2,043,360
(2) 震災建築物被災度区分			725,300
(3) 管理建築士講習業務受託費 (テキスト印刷・運搬費含む)			2,712,038
(4) 建築士定期講習業務受託費			2,367,406
(5) JAAF-MST2015維持管理収入			38,820
(6) JAAF-MST2015一般販売手数料			38,880
(7) 構造設計Q&A集			
	単 位 会 販 売	@ 4,914 ×	61 冊 = 299,754
	会 員 販 売	@ 6,318 ×	11 冊 = 69,498
	一 般 販 売	@ 7,020 ×	19 冊 = 133,380
		小 計	502,632
(8) 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説			2,306,530
		合 計	10,734,966



※2 会誌購読料収入

				(単位：円)
構成員直送料	@ 113	×	13,231冊	= 1,495,103
一般購読料	@ 540	×	1,373冊	= 741,420
一般購読・直送料	@ 653	×	566冊	= 369,598
会誌広告料				6,906,600
				9,512,721

※3 図書販売等収入

	(単位：円)
図 書 名	決 算 額
四会連合協定建築・設計監理等業務委託契約書類	4,221,828
民間連合協定工事請負契約約款	1,296,104
日 事 連 パ ッ ジ	251,539
改正建築士法による重要事項説明のポイント	144,247
改正建築士法による設計受託契約等のポイント	114,210
建築計画のお知らせ看板	106,272
実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防	49,373
建築士事務所のための業務書式モデル集	48,635
適合証明登録標識	36,288
諸 口	158,037
合 計	6,426,533

※4 事務手数料等収入

	(単位：円)
保 険 制 度	決 算 額
賠償責任保険料	23,135,641
所得補償保険	114,378
日 事 連 年 金	80,850
合 計	23,330,869

※5 委員会費

		(単位：円)
委 員 会 名	決 算 額	備 考
1. 総務・財務委員会	1,639,610	2回開催, 他WG 9回開催 (うちWeb 6回)
2. 教育・情報委員会	214,994	1回開催, 他WG 1回開催 (うちWeb 1回)
3. 業務・技術委員会	437,900	3回開催, 他WG 5回開催 (うちWeb 4回)
4. 既存住宅状況調査専門委員会	306,880	5回開催
5. 既存住宅状況調査技術者講習考査専門委員会	289,287	3回開催
6. 既存住宅状況調査資格者審査委員会	78,951	1回開催
7. 構造技術専門委員会	156,820	2回開催
8. 建賠保険等調査専門委員会	35,400	2回開催
9. 広報・渉外委員会	288,860	1回開催
10. 会誌編集専門委員会	274,940	3回開催 (うちWeb 1回)
11. 指導運営委員会	55,100	1回開催 (うちWeb 1回)
12. 日事連建築賞選考委員会	227,929	2回開催
13. 基本問題検討特別委員会	607,600	3回開催
14. 景観・まちづくり特別委員会	22,280	1回開催 (うちWeb 1回)
15. 全国大会運営特別委員会	204,790	1回開催
16. WEB会議使用料	106,272	
合 計	4,947,613	

※6 組織強化助成金

ブロック協議会への助成金 (単位：円)  
 助成基準      ブロック割      @ 400,000  
                  単位数割      単位数 × @ 100,000  
                  構成員数割      100事務所毎 × @ 25,000

(単位：円)

ブロック名	決算額
1. 北海道東北	1,700,000
2. 関東甲信越	2,625,000
3. 東海北陸	1,500,000
4. 近畿	1,475,000
5. 中国	1,675,000
6. 九州・沖縄	1,675,000
合計	10,650,000

※7 負担金

(単位：円)

団体名	決算額
建築防災推進協議会	200,000
建築・住宅国際機構	200,000
(一社)住宅リフォーム推進協議会	200,000
日本建築行政会議	150,000
既存建築物診断・改修等推進全国ネットワーク委員会	100,000
(一社)日本住宅協会	90,000
日本住宅協会内住生活月間実行委員会	82,000
まちづくり月間実行委員会	72,000
木を活かす建築推進協議会	50,000
全国被災建築物応急危険度判定協議会	45,000
建設関係公益法人協議会	35,000
(一社)日本建築学会	30,000
(一社)建設広報協議会	20,000
合計	1,274,000

## 適合証明業務登録機関特別会計貸借対照表

平成29年9月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	23,000,477	45,608,157	△22,607,680
未収金	0	1,839,199	△1,839,199
仮払金	0	328,867	△328,867
流動資産合計	23,000,477	47,776,223	△24,775,746
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	6,550,108	5,378,975	1,171,133
財政安定積立預金	13,859,096	3,859,096	10,000,000
特定資産合計	20,409,204	9,238,071	11,171,133
(2) その他固定資産			
什器備品	317,311	126,900	190,411
その他固定資産合計	317,311	126,900	190,411
固定資産合計	20,726,515	9,364,971	11,361,544
資産合計	43,726,992	57,141,194	△13,414,202
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,857,045	0	2,857,045
預り金	0	2,000	△2,000
流動負債合計	2,857,045	2,000	2,855,045
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,550,108	5,378,975	1,171,133
固定負債合計	6,550,108	5,378,975	1,171,133
負債合計	9,407,153	5,380,975	4,026,178
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	34,319,839	51,760,219	△17,440,380
正味財産合計	34,319,839	51,760,219	△17,440,380
負債及び正味財産合計	43,726,992	57,141,194	△13,414,202

## 適合証明業務登録機関特別会計正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 経常増減の部			
1. 経常収益			
(1) 事業収益	2,607,393	59,499,946	△56,892,553
(2) 雑収益	1,240	709	531
経常収益計	2,608,633	59,500,655	△56,892,022
2. 経常費用			
(1) 事業費			
印刷費	0	2,604,492	△2,604,492
通信運搬費	227,751	309,580	△81,829
電算システム費	410,140	680,140	△270,000
業務研修会費	773,118	17,211,410	△16,438,292
調査研究費	113,662	349,797	△236,135
登録事務費	408,600	8,844,120	△8,435,520
役員人件費	472,807	479,246	△6,439
職員人件費	4,880,604	4,176,880	703,724
租税公課	2,930,851	106,648	2,824,203
(2) 管理費			
役員人件費	472,807	479,247	△6,440
職員人件費	1,220,152	1,044,220	175,932
会議費	455,796	149,923	305,873
事務所費	2,415,051	2,464,500	△49,449
経常費用計	14,781,339	38,900,203	△24,118,864
当期経常増減額	△12,172,706	20,600,452	△32,773,158
当期正味財産増減額	△12,172,706	20,600,452	△32,773,158
正味財産期首残高	46,492,545	31,159,767	15,332,778
正味財産期末残高	34,319,839	51,760,219	△17,440,380

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、定額法により、直接固定資産の価額を減額している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	6,550,108	0	0	6,550,108
財政安定積立預金	23,859,096	0	10,000,000	13,859,096
合 計	30,409,204	0	10,000,000	20,409,204

3. 特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当 期 末 残 高	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
退職給付引当資産	6,550,108	0	6,550,108
財政安定積立預金	13,859,096	13,859,096	0
合 計	20,409,204	13,859,096	6,550,108

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
什 器 備 品	388,587	71,276	317,311
合 計	388,587	71,276	317,311

5. 担保に供している資産はない。

# 適合証明業務登録機関特別会計収支計算書

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	実績率	備 考	平成27年度 上半期決算額
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
① 事業収入	2,850,000	2,607,393	△242,607	91%		1,772,795
登録料収入	1,300,000	1,223,640	△76,360	94%	103件×@11,880	867,240
講演講習会収入	1,500,000	1,345,953	△154,047	90%		880,715
変更等手数料収入	50,000	37,800	△12,200	76%	登録事項変更等手数料70件×@540	24,840
② 雑収入	10,000	1,240	△8,760	12%		4,586
受取利息	10,000	1,240	△8,760	12%		4,586
事業活動収入計	2,860,000	2,608,633	△251,367	91%		1,777,381
2. 事業活動支出						
① 事業費支出	19,610,000	10,217,533	△9,392,467	52%		11,907,659
印刷費支出	30,000	0	△30,000	0%		0
登録広報印刷費支出	10,000	0	△10,000	0%		0
申請書等印刷費支出	10,000	0	△10,000	0%		0
講習会資料印刷費支出	10,000	0	△10,000	0%		0
通信運搬費支出	1,000,000	227,751	△772,249	23%	住宅レター送信料等	6,856
電算システム費支出	1,700,000	410,140	△1,289,860	24%	ホームページ管理料	680,140
業務研修会費支出	1,200,000	773,118	△426,882	64%	講習受講事務手数料	502,902
調査研究費支出	350,000	113,662	△236,338	32%	適合証明技術者の業務調査他	68,272
登録事務費支出	500,000	408,600	△91,400	82%	登録窓口事務費	287,640
役員人件費支出	990,000	472,807	△517,193	48%		1,443,320
報酬支出	830,000	412,128	△417,872	50%		378,252
福利厚生費支出	150,000	60,679	△89,321	40%	社会保険料事業主負担分他	60,667
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%		1,004,400
職員人件費支出	10,640,000	4,880,604	△5,759,396	46%		5,343,925
給料手当支出	9,060,000	4,275,173	△4,784,827	47%		4,104,516
福利厚生費支出	1,570,000	605,431	△964,569	39%	社会保険料事業主負担分他	714,683
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%		524,726
租税公課支出	3,200,000	2,930,851	△269,149	92%	消費税納付金等	3,574,604
② 管理費支出	9,370,000	4,563,806	△4,806,194	49%		5,714,695
役員人件費支出	990,000	472,807	△517,193	48%		1,443,319
報酬支出	830,000	412,128	△417,872	50%		378,252
福利厚生費支出	150,000	60,679	△89,321	40%	社会保険料事業主負担分他	60,667
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%		1,004,400
職員人件費支出	2,690,000	1,220,152	△1,469,848	45%		1,335,980
給料手当支出	2,280,000	1,068,794	△1,211,206	47%		1,026,128
福利厚生費支出	400,000	151,358	△248,642	38%	社会保険料事業主負担分他	178,671
退職給付支出	10,000	0	△10,000	0%		131,181
会議費支出	650,000	455,796	△194,204	70%		601,213
諸会議費支出	650,000	455,796	△194,204	70%	登録窓口連絡会議、運営委員会	601,213
事務所費支出	5,040,000	2,415,051	△2,624,949	48%		2,334,183
旅費交通費支出	30,000	8,894	△21,106	30%		11,140
通信運搬費支出	130,000	41,903	△88,097	32%		53,865
什器備品費支出	180,000	54,960	△125,040	31%		22,509
消耗品費支出	40,000	7,900	△32,100	20%		18,160
修繕費支出	10,000	0	△10,000	0%		5,508
図書購入費支出	70,000	23,361	△46,639	33%		23,487
光熱水料費支出	210,000	91,700	△118,300	44%		104,399
賃借料支出	3,930,000	1,960,955	△1,969,045	50%		1,960,954
雑支出	440,000	225,378	△214,622	51%		134,161
事業活動支出計	28,980,000	14,781,339	△14,198,661	51%		17,622,354
事業活動収支差額	△26,120,000	△12,172,706	13,947,294	47%		△15,844,973

科 目	予算額	決算額	差異	実績率	備 考	平成27年度 上半期決算額
Ⅱ 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
特定資産取崩収入	10,010,000	10,000,000	△10,000	100%		12,664,707
退職給付引当資産取崩収入	10,000	0	△10,000	0%		2,664,707
財政安定積立預金取崩収入	10,000,000	10,000,000	0	100%		10,000,000
投資活動収入計	10,010,000	10,000,000	△10,000	100%		12,664,707
2. 投資活動支出						
特定資産取得支出	770,000	0	△770,000	0%		0
退職給付引当資産取得支出	760,000	0	△760,000	0%		0
財政安定積立預金支出	10,000	0	△10,000	0%		0
投資活動支出計	770,000	0	△770,000	0%		0
投資活動収支差額	9,240,000	10,000,000	760,000	108%		12,664,707
Ⅲ 予備費支出	1,000,000	0	△1,000,000	0%		0
当期収支差額	△17,880,000	△2,172,706	15,707,294	12%		△3,180,266
前期繰越収支差額	22,000,000	22,316,138	316,138	101%		31,755,206
次期繰越収支差額	4,120,000	20,143,432	16,023,432	489%		28,574,940

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金及び未払金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	21,397,612	23,000,477
未 収 金	1,025,925	0
合 計	22,423,537	23,000,477
未 払 金	107,399	2,857,045
合 計	107,399	2,857,045
次期繰越収支差額	22,316,138	20,143,432

科目明細

※1 業務研修会費支出

(単位：円)

(1) 講習会受講事務手数料 @ 7,506 × 103 件 = 773,118

※2 登録事務費支出

(単位：円)

(1) 登録窓口事務手数料 @ 3,600 × 103 件 = 370,800

(2) 登録事項変更等手数料 @ 540 × 70 件 = 37,800

合 計 408,600

# 貸借対照表総括表

平成29年9月30日現在

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	適 合 証 明 業 務 登 録 機 関 特 別 会 計	内 部 取 引 消 去	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産	54,210,868	23,000,477	△2,857,045	74,354,300
2. 固定資産	485,082,128	20,726,515		505,808,643
資産合計	539,292,996	43,726,992	△2,857,045	580,162,943
II 負債の部				
1. 流動負債	4,379,420	2,857,045	△2,857,045	4,379,420
2. 固定負債	44,428,317	6,550,108		50,978,425
負債合計	48,807,737	9,407,153	△2,857,045	55,357,845
III 正味財産の部				
1. 一般正味財産	490,485,259	34,319,839		524,805,098
正味財産合計	490,485,259	34,319,839		524,805,098
負債及び正味財産合計	539,292,996	43,726,992	△2,857,045	580,162,943



# 正味財産増減計算書総括表

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	適 合 証 明 業 務 登 録 機 関 特 別 会 計	合 計
<b>I 経常増減の部</b>			
1. 経常収益			
(1) 正会員会費	85,104,900	0	85,104,900
(2) 賛助会員会費	450,000	0	450,000
(3) 事業収益	50,027,089	2,607,393	52,634,482
(4) 雑収益	461,869	1,240	463,109
経常収益計	136,043,858	2,608,633	138,652,491
2. 経常費用			
(1) 事業費			
講演講習会費	15,095,996	0	15,095,996
全国大会経費	16,548,984	0	16,548,984
会誌発行費	13,303,271	0	13,303,271
広報費	446,688	0	446,688
印刷製本費	1,199,042	0	1,199,042
調査研究費	11,109,531	113,662	11,223,193
集金事務委託費	137,612	0	137,612
組織強化助成金	10,650,000	0	10,650,000
表彰関係費	610,976	0	610,976
建築復興支援センター事業費	10,000,000	0	10,000,000
役員人件費	3,229,238	472,807	3,702,045
職員人件費	27,656,752	4,880,604	32,537,356
租税公課	5,442,849	2,930,851	8,373,700
通信運搬費	0	227,751	227,751
電算システム費	0	410,140	410,140
業務研修会費	0	773,118	773,118
登録事務費	0	408,600	408,600
(2) 管理費			
役員人件費	3,229,239	472,807	3,702,046
職員人件費	6,914,189	1,220,152	8,134,341
会議費	8,616,558	455,796	9,072,354
事務所費	13,678,019	2,415,051	16,093,070
対外費	1,706,996	0	1,706,996
経常費用計	149,575,940	14,781,339	164,357,279
当期経常増減額	△13,532,082	△12,172,706	△25,704,788
当期正味財産増減額	△13,532,082	△12,172,706	△25,704,788
正味財産期首残高	504,017,341	46,492,545	550,509,886
正味財産期末残高	490,485,259	34,319,839	524,805,098

# 収支計算書総括表

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	適 合 証 明 業 務 登 録 機 関 特 別 会 計	合 計
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 会費収入	85,554,900	0	85,554,900
② 事業収入	50,027,089	2,607,393	52,634,482
③ 雑収入	461,869	1,240	463,109
事業活動収入計	136,043,858	2,608,633	138,652,491
2. 事業活動支出			
① 事業費支出	117,939,319	10,217,533	128,156,852
② 管理費支出	34,145,001	4,563,806	38,708,807
事業活動支出計	152,084,320	14,781,339	166,865,659
事業活動収支差額	△16,040,462	△12,172,706	△28,213,168
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	10,000,000	10,000,000
投資活動収入計	0	10,000,000	10,000,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	10,000,000	10,000,000
III 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△16,040,462	△2,172,706	△18,213,168
前期繰越収支差額	57,824,689	22,316,138	80,140,827
次期繰越収支差額	41,784,227	20,143,432	61,927,659

建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

1. 決定済みの開催予定

- ① 平成30年度 東京開催
- ② 平成31年度 福島大会（北海道東北ブロック）

2. 現状

隔年での地方開催の際は、6ブロック協議会の持ち回りとし、主管会はブロックで決定している。

ただし、ブロックの順番等は、ブロックの事情を考慮して決定している。

3. 平成29年9月常任理事会（9/6）で承認された隔年開催の中止時期・方針（案）

東京開催は平成30年度を最後とし、平成31年度以降は、毎年地方開催とする。

ただし、主管会を引き受けることに消極的な単位会があるため、全単位会一巡には拘わらず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応する。

## 【 参 考 】

### 1. 東京開催実施の経緯

全国大会は、昭和51年より単位会を主管会として、毎年ブロック協議会の持ち回りで実施してきたが、平成9年度の構成員2万事務所強をピークに、構成員の減少・会費収入減が顕著となり、財政健全化の一環として、以下のとおり全国大会の実施方法について検討し、平成18年度から東京開催と地方開催を交互に行い、東京開催では参加人数や会場規模を縮小し、日事連の支出削減を図ることとした。

(検討経過)

#### ○平成15年2月 理事会

第28回(平成15年度・奈良)及び第29回(平成16年度・富山)は従来どおり実施するが、平成17年度は実施せず、平成18年度を第30回(地方)、その後、地方で隔年に実施することを全国会長会議に提案することとした。

#### ○平成15年3月 全国会長会議

地方での隔年開催の提案に対し、反対多数で否決。

平成17年度の全国大会開催及び隔年開催について、各ブロック協議会で検討・意見提出し、常任理事会等で再検討することとした。

#### ○平成15年6月 全国会長会議

以下の事項を申し合わせ

- ・開催方法を見直し、毎年開催する。
- ・平成17年度第30回大会より、見直し後の方式にて開催する。  
(規模及び予算を縮小して開催すること、地方→東京→地方→東京とするのか、地方→地方とするのか等は、今後検討)
- ・日事連が支出する大会運営費は、2年間で2,600万円以内とする。
- ・平成17年度第30回大会の主管会を埼玉会とする。

#### ○平成15年12月 全国会長会議

以下の方針を決定

- ・平成18年度より、東京開催と地方開催を交互に行う。
- ・日事連の大会運営費支出は、東京開催1,000万円、地方開催1,600万円、2年間で2,600万円以内とする。
- ・大会行事の形式については、開催の都度協議する。
- ・パーティ参加費は、平成17年度埼玉大会以降は1万円を限度とする。  
(平成20年5月理事会で、平成20年度東京開催より12,000円に変更)
- ・平成17年度年埼玉大会以降、エキスカッションを原則廃止する。

## 2. 東京開催の参加人数

初回の平成18年度は、全体の参加人数を500名とし、単位会からの参加は450名余に制限されたが、東京開催での参加人数増を希望する単位会やブロック協議会が少なくなかった。

平成20年度からは参加人数を増やすため、会場を帝国ホテルに移し、単位会からの参加数は、平成20年度に740名、平成22年度には842名と増加したが、平成24年度は50周年記念式典併催にもかかわらず、755名と日事連からの参加要請人数800名に達しなかった。

平成26年度は626名、平成28年度は690名。

## 3. 隔年開催の検討

平成24年度頃から、①東京開催に参加を希望する会員が減ってきている、②隔年開催を続けると、全ての単位会で一巡するのに100年近くかかる、③毎年違う地域に行きたい等の意見がブロック協議会等から寄せられるようになり、平成25年度の総務・財務委員会では、隔年での東京開催を中止する意見が大半で、平成26年度中に結論を出すこととした。

改選後の総務・財務委員会でも検討し、平成26年11月の総務・財務委員会で協議した際は、隔年開催を中止し、毎年地方で開催した方が良いとの意見が多かったが、その後、各委員を通じブロック協議会等で議論し、その意見等を参考に平成27年2月の総務・財務委員会で改めて協議した結果、ブロック・単位会の意見は様々であること及び隔年開催を中止した場合、2年に1度日事連の負担が900万円余増えることから、委員会としての結論は出さず、常任理事会で協議することとした。

これを受け、平成27年2月の常任理事会では、隔年開催についての意見は多岐に渡っていること及び隔年での東京開催を中止した場合の費用捻出が容易でないことから、直ちに結論を出さず、今後開催される茨城大会及び和歌山大会での費用縮減への取り組み状況を注視し、改めて検討することとした。

### 平成28年9月 常任理事会

役員改選を受け、それまでの全国大会の開催状況及び全国大会の地方と東京の隔年開催の見直し検討状況の説明及び意見交換を行った結果、総務・財務委員会で、直近3回程度の地方開催の収支状況を分析し、日事連の負担額を減らして地方開催が実施可能か単位会に調査することとした。

平成28年11月、改選後の総務・財務委員会で、これまでの検討状況及び最近の地方開催の収支状況等を分析・検討した。次回委員会までに、各委員がブロック（単位会）の意見聴取等を行うこととした。

### 平成29年2月 総務・財務委員会

・過去に隔年開催の是非について調査を行った際は、毎年地方開催を希望する単位会が多かったが、今回、地方開催の日事連負担金が減る可能性を示唆したところ、隔年開催の継続を希望する単位会が増えた。

- ・ブロックからの意見集約を行っても、なかなか決定出来ない。常任理事会等で最終的な方針を決定しないと話しが進まない。
- ・毎年、地方開催が良いと考えているが、近年の地方開催の収支は、主管会によって大きく差がある。事前に日事連と主管会で協議し、収支を明確にすることで、毎年、地方で開催することも可能ではないか。
- ・地方開催の収支に差があり過ぎる。今後主管会となる単位会が、予算の設定を滞りなく出来るように、基準となる予算のモデル（マニュアル）があった方が予算作成しやすい。これにより、今回のアンケートに出てきた問題の半分が解消できる。
- ・イベント会社に依頼せずに開催出来るようにならないか、検討した方がよい。
- ・東京開催がマンネリ化してきている。5年に一度程度の開催で良いのではないか。
- ・主管会は全単位会で一巡すべきだが、主管会を引き受けられない単位会もある。6ブロック持ち回りとし、ブロック内で開催出来る単位会を決定してもらうのが合理的だろう。
- ・これまで、3期の総務・財務委員会で検討してきたが、堂々巡りで結論が出ない。常任理事会で方向性を打ち出し、全国会長会議に諮る等、結論を出すべき時期ではないか。

#### 平成29年3月 常任理事会

- ・毎年地方開催を希望する単位会が、希望しない単位会を上回っており、毎年地方開催に戻す方向としたい。
- ・ただし、主管会を引き受けたくない単位会に無理強いする訳にもいかないなので、全単位会一巡には拘らず、6ブロック協議会の毎年持ち回りに戻し、主管会はブロック内で決めてもらいたい。
- ・ブロック内で協力して全国大会を開催することは意義がある。
- ・以上の方針に則り総務・財務委員会で骨子を作成することとした。

#### 平成29年5月 総務・財務委員会

- ・ブロックでは、従来どおり隔年開催の継続を希望する単位会が多い。
- ・10年くらい先まで主管会を決めれば、単位会もそれなりに協力体制が整えられるのではないか。
- ・どうしても主管会を引き受けたくない単位会・ブロックは順番を飛ばせばよい。資料にもあるが、今までもローテーションに沿って回している訳ではない。
- ・隔年開催の中止に反対している単位会は、主管会を引き受けたくない、または先送りしたいと考えているようだが、隔年開催は日事連の支出削減という事情で始まったもので、元に戻すだけである。主管会を引き受けたくない単位会は、順番を飛ばせばよいだけ。

#### 平成29年6月 全国会長会議

- ・財政が厳しいため、中四国ブロック内の全単位会は、主管会を引き受けられない。

#### 平成29年8月 総務・財務委員会

- ・北海道東北ブロックでは、賛否両論、意見多数であるが、毎年地方開催の決定方

針案を容認している。

- ・九州・沖縄ブロックも、全単位会の意見が一致している訳ではないが、どちらかと言えば毎年地方開催を希望している。
- ・中四国ブロックでは、財政的に余裕がないこと及び会員が少ない等の理由により、全単位会が主管会を受けたくないと考えている。
- ・常任理事会等で協議した内容が、ブロック選出の理事から地元のブロックへ正確に報告されていないため、方向性が明確にならず、議論が繰り返されてしまうのではないか。
- ・毎年地方開催を希望する単位会が、希望しない単位会を上回っているならば、その方向に戻すべきではないか。主管会を引き受けられない単位会に対しては、全単位会一巡には拘らずに対応すれば問題ない。
- ・全単位会一巡を優先しないとしても、ブロックでは引き受けるべきではないか。
- ・以前から毎年地方開催とするとの方向性が出てきているにもかかわらず、議論を何度も繰り返しているように見受けられる。この議論の方法では、結論がでないのではないか。
- ・協議の結果、満場一致で以下のとおり常任理事会に提案することとした。  
東京開催は平成30年度を最後とし、平成31年度以降は、毎地方開催とする。  
ただし、主管会を引き受けることに消極的な単位会があるため、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応する。

#### 平成29年9月 常任理事会

- ・総務・財務委員会で、運営の形態や財政の問題を取りまとめていく。
- ・協議の結果、総務・財務委員会の提案どおり、理事会に報告することとした。

#### 平成29年9月 中四国ブロック協議会

- ・中四国ブロック協議会での単位会からの財政や人員を理由にした主管会の引き受けに消極的な意見を踏まえ、大内会長の判断で、再度、総務・財務委員会で経費削減等について検討することとなった。

#### 平成29年9月 理事会

- ・中四国ブロック協議会での大内会長の判断を踏まえ、常任理事会で、総務・財務委員会の提案どおり通年開催に合意したという中間報告がなされた。
- ・協議の結果、総務・財務委員会で青年話創会を含めた運営の形態等を検討し、次の理事会で通年開催について諮ることとなった。

#### 平成29年11月 総務・財務委員会

- ・理事会での協議を踏まえ、経費削減や運営の形態等について協議した。
- ・協議の結果、平成29年9月の常任理事会で承認されたこれまでの案で、改めて理事会に諮ることで常任理事会に提案することとした。

#### 平成29年11月 常任理事会

- ・総務・財務委員会で経費削減や運営の形態等についての協議結果を報告した。

- ① 大会プログラム、企画・演出等の見直しによる経費削減
  - ② 直接経費以外の費用の精査の必要性
  - ③ 単位会の事情にも配慮した開催形態等の検討
- ・協議の結果、これまでの案で改めて理事会に諮ることで了承した。



建築関係団体の全国大会開催状況（直近11年間）

団体名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	東京	大分市	東京	愛媛県 松山市	中止 (福島市)	東京	三重県 伊勢市	東京	茨城県 水戸市	東京	和歌山市
(公社) 日本建築士会連合会	北海道 帯広市	徳島市	山形市	佐賀市	中止 (大阪市)	茨城県 水戸市	島根県 松江市	福島県 郡山市	石川県 金沢市	大分県 別府市	京都市
(公社) 日本建築家協会	東京	宮城県 仙台市	京都市	福岡県 北九州市	東京※ UIA大会 併催	神奈川県 横浜市	北海道 札幌市	岡山県 岡山市 倉敷市	石川県 金沢市	大阪市	徳島市
(一社) 日本建築学会	福岡市	広島県 東広島市	宮城県 仙台市	富山市	新宿区	愛知県 名古屋	北海道 札幌市	兵庫県 神戸市	神奈川県 平塚市	福岡市	広島市

「建築士事務所全国大会」過去の開催地等と今後の開催予定

回数	開催年	開催ブロック名	大会名・開催地	会場
1回	S51年	関東甲信越	東京(1回目)	京王プラザホテル
2回	52年	近畿	京都	京都国際会館
3回	53年	関東甲信越	栃木	日光市総合会館
4回	54年	中四国	広島	広島グランドホテル
5回	55年	東北	山形	村尾旅館
6回	56年	関東甲信越	神奈川	ホテルリッチ横浜
7回	57年	近畿	大阪	大阪ガーデンパレス
8回	58年	北海道	北海道(1回目)	京王プラザホテル札幌
9回	59年	九州	福岡	電気ビル
10回	60年	東海北陸	愛知	名古屋観光ホテル
11回	61年	東北	宮城	仙台市民会館
12回	62年	関東甲信越	東京(2回目)	京王プラザホテル
13回	63年	中四国	岡山	岡山市民会館
14回	H元年	九州	沖縄	那覇市民会館
15回	2年	近畿	兵庫	神戸文化ホール
16回	3年	東北	秋田	秋田県民会館
17回	4年	東海北陸	石川	石川厚生年金会館
18回	5年	関東甲信越	長野	松本文化会館
19回	6年	九州	鹿児島	鹿児島市民文化ホール
20回	7年	中四国	香川	香川県民ホール
21回	8年	近畿	滋賀	大津プリンスホテル
22回	9年	北海道東北	岩手	岩手県民会館
23回	10年	東海北陸	静岡	グランシップ
24回	11年	関東甲信越	千葉	千葉ポートアリーナ
25回	12年	九州	長崎	長崎ブリックホール
26回	13年	中四国	山口	山口市民会館
27回	14年	北海道東北	北海道(2回目)	北海道厚生年金会館
28回	15年	近畿	奈良	なら100年会館
29回	16年	東海北陸	富山	オーバードホール
30回	17年	関東甲信越	埼玉	大宮ソニックシティ
31回	18年	日事連	東京開催	東京會館
32回	19年	九州・沖縄	大分	大分iichiko総合文化センター
33回	20年	日事連	東京開催	帝国ホテル
34回	21年	中四国	愛媛	愛媛県県民文化会館
35回	22年	日事連	東京開催	帝国ホテル
開催中止	23年	北海道東北	福島	
36回	24年	日事連	東京開催	帝国ホテル
37回	25年	東海北陸	三重	三重県営サンアリーナ ※1
38回	26年	日事連	東京開催	帝国ホテル
39回	27年	関東甲信越	茨城	茨城県立県民文化センター ※2
40回	28年	日事連	東京開催	帝国ホテル
41回	29年	近畿	和歌山	和歌山県民文化会館
42回	30年	日事連	東京開催	帝国ホテル(予定)
43回	31年	北海道東北	福島(予定)	

※1 平成25年度の第37回大会は、伊勢神宮の式年遷宮行事の時期に合わせて実施したいとの三重会の意向により、開催ブロックとして予定されていた近畿ブロックと東海北陸ブロックが調整の上、三重会が主管会として開催することとなった。

※2 平成27年度の第39回大会は、開催ブロックとして予定していた近畿ブロックが、国体開催年度と重なっている等の事情により近畿ブロックと関東甲信越ブロックが調整の上、茨城会が主管会として開催することとなった。

全国大会開催記録

ブロック名	開催地						
北海道東北	第8回／第27回 北海道	青森	第22回 岩手	第11回 宮城	第16回 秋田	第5回 山形	第43回 福島
関東甲信越	第39回 茨城	第3回 栃木	群馬	第30回 埼玉	第24回 千葉	第1回／第12回 東京	第6回 神奈川
	新潟	第18回 長野	山梨				
東海北陸	第29回 富山	第17回 石川	福井	第23回 静岡	第10回 愛知	第37回 三重	
近畿	第21回 滋賀	第2回 京都	第7回 大阪	第15回 兵庫	第28回 奈良	第41回 和歌山	
中四国	鳥取	島根	第13回 岡山	第4回 広島	第26回 山口	徳島	第20回 香川
	第34回 愛媛	高知					
九州・沖縄	第9回 福岡	佐賀	第25回 長崎	熊本	第32回 大分	宮崎	第19回 鹿児島
	第14回 沖縄						
日事連主管 (東京開催)	第31回、第33回、第35回、第36回、第38回、第40回、第42回 (開催予定)						

1回開催済み
  2回開催済み  
 開催予定

第42回建築士事務所全国大会（東京開催）に向けた  
全国大会実行特別委員会の設置について

(1) 目的、事業・運営方法

平成30年度の第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施に当たり、日事連役員及び首都圏の単位会役員を中心に特別委員会を設置し、企画・立案・運営等（大会テーマ、行事形式、プログラム、予算・決算等）を検討したい。

(2) 委員構成（11名）

委員長 日事連新会長  
副委員長 佐々木宏幸（日事連副会長）  
委員 鈴木 勇人（日事連理事）  
委員 橋本 健二（埼玉会副会長）  
委員 齊藤 哲（埼玉会理事）  
委員 金子 康男（千葉会会長）  
委員 小林 裕（千葉会常任理事）  
委員 加藤 昇（東京会会長代行）  
委員 宮崎 州（東京会副会長）  
委員 福田 亮一（神奈川会副会長）  
委員 三村 邦彦（神奈川会理事）

※原則として、役員改選後（日事連及び単位会）も委員は継続とする。

(3) 委員会の設置期間

理事会で設置を決めた日より、平成31年3月末まで。

(4) 委員会回数

概ね5回程度とし、第1回委員会は平成30年1月下旬から2月上旬に開催予定

(参考)

第42回建築士事務所全国大会（東京開催）

開催日：平成30年10月5日（金）

場 所：帝国ホテル

## 講習会のWeb受付システムの導入について

講習会の受講申し込み方法に関しては、他の講習会開催団体や既存住宅状況調査技術者講習を行う団体では、インターネットのWeb受付を実施しているところがあるのが実状である。日事連は、将来の講習方法のあり方も見据え、単位会との共催等により行う講習会については、受講希望者の申込みの利便性の向上、集客力アップおよび単位会・日事連の事務作業の効率化等を図るため、来年度に向けてWeb受付システムを導入したい。

導入にあたり、単位会にアンケートを実施し、意向を確認するとともにその結果および指摘意見等を踏まえ、以下のとおり開発を進めることとする。

但し、開発費用が高額となった場合は再検討する。

## 1. 対象の講習会について

- A. 既存住宅状況調査技術者講習
- B. 適合証明技術者講習
- C. その他

①「B. 適合証明技術者講習」は、申請時に支援機構宛てに技術者の責務を明確にさせる確認書の提出があること、申請書・登録証明書（実印、届出印や写真の貼付など）の取り扱い方で検討・整理・調整が必要であるため、「A. 既存住宅状況調査技術者講習」のWeb受付システムの開発を先行する。

「B. 適合証明技術者講習」の仕組みに関しても並行して検討し、Web受付システムを早期に導入するか、平成32年度の既存住宅状況調査技術者との同時講習開始時に導入するかを決定する。

◎講習の形態（3つの類型）

- ・「A. 既存住宅状況調査技術者講習（新規・移行）」
- ・「B. 適合証明技術者講習」
- ・「A. 既存住宅状況調査技術者（新規・更新）」と「B. 適合証明技術者講習」の同時（同日）講習

②「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

当初検討時には対象の講習会と考えていたが、プログラムの内容の一部が一律ではなく地域性のある内容にしていること、受講料も開催県によって金額の相違があること、また都道府県により受講の義務付けが異なることで誤解・混乱を招く可能性があるため、Web受付の対象外とする。

③その他の講習会で、「建築設計・監理業務委託契約書類の解説講習会」や「被災度区分技術指針講習会」などWeb受付が可能であることを確認した講習会については本システムを採用していきたい。

## 2. Web受付の方法と対象単位会

アンケートでも多くの意見があり、高齢の方をはじめPC・Webに不慣れな受講希望者が想定されるため、当面はWeb受付システムに参加の意向があり、対面（窓

口)・郵送受付を併行して行う単位会で実施する。

また、アンケート結果では、併行を希望する単位会が26単位会になっているが、システム構築時に全単位会に再度参加の確認を行いたい。

### 3. 対面(窓口)・郵送で受け付けた申込書の取扱い方法について

単位会では、名前・連絡先など受講者名簿として最低限のデータをWeb受付システムに入力してもらおう。記入内容の入力は日事連が行なう。

また、添付書類の確認を行った後、必要書類を日事連に送付する。

※別添-Web受付システム概要(案)(フロー)参照

### 4. 導入による効果等

- ・受講希望者の多くはインターネットを通じて情報を得ており、特にネットを活用する若年層からのWebによる申込みの獲得が期待できる。

建築士定期講習でも12月から若年層の新規獲得を視野に入れ、Web受付を開始するところである。

- ・対面(窓口)・郵送の申込数が少なくなることで、単位会の申込受付業務の負担減が見込める。

日事連発 138 号  
平成 29 年 10 月 17 日

単 位 会 会 長 殿

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
会 長 大内達史  
教育・情報委員会  
委員長 堂田重明

日事連主催講習会のWeb受付システム導入に係るアンケート（依頼）

平素は本会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在単位会との共催等により行っている本会の講習会の受講申込み方法に関しては、対面（窓口）・郵送により受け付けていますが、他の講習会開催団体や既存住宅状況調査技術者講習を行う団体では、インターネットのWeb受付を実施していることから、本会では将来の講習方法のあり方も見据えて、受講希望者の申込みの利便性の向上、集客力アップおよび単位会・日事連の事務作業の効率化等を図るため、来年度に向けてWeb受付システムの導入の検討を開始しました。

教育・情報委員会では、導入にあたり、別添のWeb受付システムの方法(案)に対してのアンケートを実施し、単位会の意向を確認するとともに、その結果および指摘意見等を踏まえて検討をすることとしました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、別添の調査票の設問に対してご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、11月7日（火）13：00までに本会代表メール（[sysop@njr.or.jp](mailto:sysop@njr.or.jp)）宛てお送りください。

事務局担当：鈴木・三浦・東小川 TEL: 03-3552-1281 E-mail: <a href="mailto:sysop@njr.or.jp">sysop@njr.or.jp</a>
--

## [Web受付システムの方法(案)]

### 単位会アンケート後の修正版(主な変更点はアンダーライン)

#### 1. 目的

①利用者の利便性の向上、②申し込み率・集客力の向上、③単位会・日事連の事務作業の効率化を目的とする。

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を外した

#### 2. 対象となる講習会について

日事連が主体となり、単位会が開催する講習会を対象とする。

A. 既存住宅状況調査技術者講習

B. 適合証明技術者講習(導入の可否は、住宅金融支援機構と調整が必要)

C. その他

#### 3. システム開発・運用の費用についての考え方

○ システム開発に関する費用は、日事連が負担する。

○ Web受付と対面(窓口)・郵送受付の受講料に対する、単位会と日事連の経費配分の割合は変更しない。

○ Web受付と対面(窓口)・郵送受付の受講料の価格差は、検討の可能性がある。

#### 4. 受講料の支払い方法

申込者は、単位会の金融機関口座に受講料を振り込んだ後、控えをPDFファイルなどにデータ化してアップロードする。

#### 【クレジット払い等の電子決済について(不採用)】

Web受付システムを導入するのであれば、受講料の支払い方法は電子決済が必要との意見も当然あるが、手数料の発生は現段階で大きな問題となるため、振込の控えをアップロードする方法とする。

#### [メリット]

○ 申し込み機会の損失が防げる。

○ 申し込みから決済までの一連の流れを端末で済ませられる。

○ 入金額の確認作業が軽減される。

#### [手数料等の発生]

○ 電子決済(クレジットカード決済、ペイジー決済、コンビニ決済、銀行決済等)を導入するにあたり、収納代行会社との契約が必要。

○ 会社とサービスによりさまざまだが、初期費用と月額手数料がかかり、入金額に対し1件4%弱の手数料が発生する。

○ ペイジー決済やコンビニ決済等の後払いを認める場合、支払いの確認を端末上で行う。



[検討事項]

- 日事連が契約した収納代行会社に入金されたものを各単位会に分配する、もしくは各単位会の口座に振り込むためには、各単位会が収納代行会社と契約する必要がある。(初期費用と月額手数料が発生)
- 一部代行会社では、単位会ごとの契約ではなく一括したパック契約もある。

5. システムの運用について

- 日事連は、講習会のマスター管理、すべてのデータの確認・修正ができる。
- 単位会は、各自の都道府県で開催する会場データ等の管理、Web受付申込者のデータ確認・必要に応じた修正を行う。

対面(窓口)・郵送で受け付けた申込書の名前・連絡先など受講者名簿の作成に必要な最低限のデータのみWeb受付システムに入力する。

(「A. 既存住宅状況調査技術者講習」及び「B. 適合証明技術者講習」の場合のみ。「C. その他」の場合は電子データの必要性に応じ決定する。)

- 申込者はID登録を必要としない、1回のみ入力とする。

全データ入力から受講者名簿用データ入力に変更

【日事連講習会Web受付システム概要の詳細(案)】

※「日事連講習会Web受付システム概要フロー(案) 修正版」【別紙】を参照。

1. 日事連の準備

- ① 講習会の内容を登録する。(会場コード、講習会名称、内容、受講料等)
- ② 利用する単位会の登録をする。(単位会名称、ID等)

2. 単位会の準備

- ① 会場データの登録を行う。(会場名称、住所等)
- ② 開催日データの登録を行う。(開催日時、会場コード、定員、受付期間、受付可否フラグ等)
- ③ 単位会の住所・銀行口座等を登録する。  
※登録後の修正変更可。

3. 申込者

- ① 講習内容・空き状況を確認する。
- ② 受講料を振り込み、控えをPDFファイル等にデータ化する。
- ③ 登録証明書の発行が必要な講習会は、写真・証明書等をPDFファイル等にデータ化する。
- ④ 申し込みデータを入力し、必要なPDFファイル等を添付した上で申し込む。(メールアドレス必須・ID登録は行わない)
- ⑤ 受付完了メールを受信する。

#### 4. 単位会の確認・受講票の送付等

① (受付完了メールを受信する。)

② 入力された申し込みデータは、ある程度システムで制御できるが(必須項目の未入力等)、画像データに問題ないか等を確認する。

[振り込み控え・写真・証明書データに不備があった場合]

電話・メール等で申込者に確認の上、データ修正や再送されたファイルのアップロードは単位会が行う。

[会場変更・その他データ変更]

申込者の連絡によるデータ修正は、単位会が行う。他単位会への会場変更は、定員に空きがある場合、最初に受け付けた単位会が行う。(別途、受講料を他単位会に振り込む必要がある)

会場変更での問題点：Web受付に参加していない単位会の開催する会場への変更はシステムでは対応できないため、単位会の担当者が連絡・調整のうえ、申込者が変更先の単位会に申込書を提出する必要がある。

[対面(窓口)・郵送分の申込書の取り扱い]

※ 対象講習会「A. 既存住宅状況調査技術者講習」及び「B. 適合証明技術者講習」のみ。「C. その他」の場合は電子データの必要性に応じ決定。

単位会が管理画面から名前・連絡先程度の受講者名簿作成のための最低限のデータを入力する。

申込書は従来どおり、記入や添付書類の確認を行った後、必要書類を日事連に送付し、申込書の記入内容の入力は日事連が行う。

○受付状況が一元化され、単位会・日事連の双方で受講者数等の確認ができる。(対面(窓口)・郵送分のデータ入力に間に合わない場合は、開催日データに受付可否を入力する等により、Web受付を閉じることが可能。)

○受講者名簿を同システムから出力し、作成することが可能となる。

③ 受講票を発行する。(状況ボタン等チェックし、メールを送付)

#### 5. 講習日直前

① 必要に応じ、講習会直前にリマインドメールを送付する。

② システムからCSVファイルを出力し、受講者の名簿等を作成・編集する。

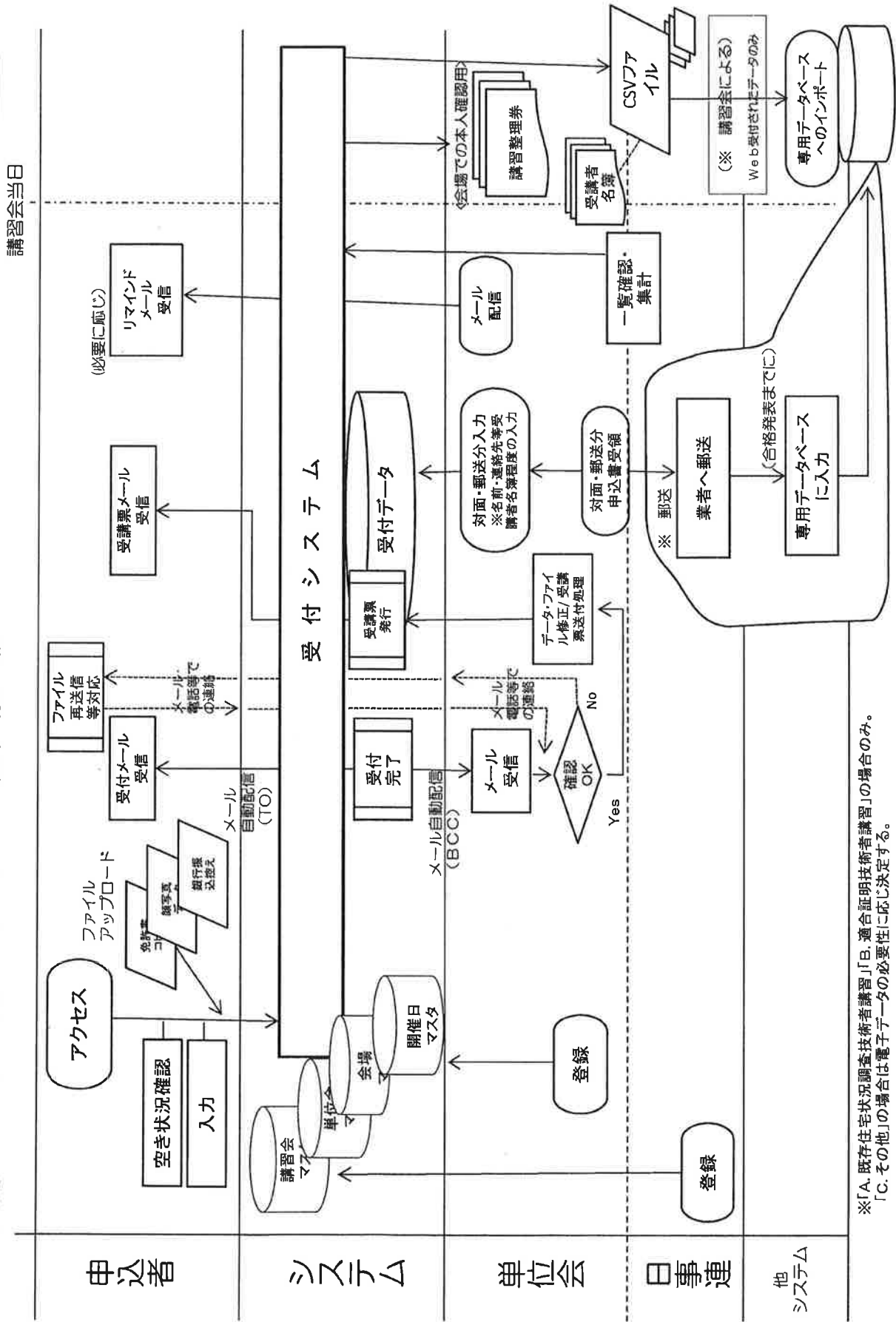
③ 本人確認をする必要のある講習会では、受講番号・名前・写真等を含む講習整理券を出力し、利用する。

#### 6. 専用データベースがある講習会の場合

既存住宅状況調査技術者講習等の専用データベースがある場合は、本会のWeb受付システムからデータの移行が可能。

# 日事連講習会Web受付システム概要 (案) 修正版

別紙



日事連主催講習会のWeb受付システム導入に係るアンケート（調査票）

現在、導入を検討しているWeb受付システムは、別添の「Web受付システムの方法（案）」で考えています。方法（案）を確認の上、アンケートにご回答ください。

単位会名： \_\_\_\_\_

回答者名： \_\_\_\_\_

■ Web受付システムを導入した場合、参加しますか？

以下の3つのいずれかをチェックしてください。

はい → 参加の場合、受付方法はどの方法を希望しますか。

Web受付と対面（窓口）・郵送受付を併行したい

Web受付のみとしたい

まだわからない

また、要望・改善点や、ご意見がある場合はご記入ください。

いいえ → 理由（必須）や、ご意見がある場合はご記入ください。

方法（案）が変更されれば、参加の可能性はある

→ その項目と理由（必須）や、ご意見がある場合はご記入ください。

記入欄

日事連主催講習会のWeb受付システム導入に係るアンケート結果検討について

回答：全46単位会

Web受付に参加の意思あり			参加しない	方法が変われば、参加する可能性あり	わからない
対面(窓口)・郵送と併行	Web受付のみで参加	わからない			
26	4	6	3	5	2
35					
56.5%	8.7%	13.1%	6.5%	10.9%	4.3%
78.3%					

\*コメントのある単位会

○「参加する/対面(窓口)・郵送受付と併行する」26単位会

北海道\*、青森、岩手\*、宮城\*、秋田\*、山形、茨城\*、群馬\*、埼玉\*、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡、京都\*、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山\*、広島\*、福岡、大分、宮崎、沖縄

○「参加する/Web受付のみとしたい」4単位会

東京、愛知\*、兵庫、佐賀

(併用とすると事務作業が煩雑であり、Web受付のみだと事務の手間があまりかからないため)

(福井：まだわからないが、参加する場合はWeb受付のみとしたい)

○「参加する/受付の方法はまだわからない」6単位会

千葉、富山、福井\*、山口\*、徳島、愛媛

○「参加しない」3単位会

香川\*、高知\*、長崎\*

(Webでは申し込めない受講者がいることを考えると、併用するしかないが事務局の手間がこれ以上増やせない。)

○「方法が変われば参加する可能性あり」5単位会

福島\*、栃木\*、石川\*、熊本\*、鹿児島\*

○「わからない」2単位会

三重、滋賀

<「参加する」「参加しない」にかかわらず出された意見>

1)対面(窓口)・郵送受付との併行について

「WEB受付のみ」にすると高齢の方をはじめ、慣れていない方が想定されるため、併行が必要。

A. 「併行」がよい。→岩手/秋田

B. 事務作業が増えるのは避けたい。→長崎

負担がかからないのであれば参加したい。→愛知

WEB受付の作業が煩雑にならなければ、採用したい。→群馬

負担が増えるのであれば参加しない。→岡山

諸費用を払ったうえに、事務局の手間が増えるのでは参加するメリットがない。→石川

受付情報の一元化の手間を簡略にしてほしい。→福島

C. 「対面(窓口)・郵送受付」・問い合わせの対応は日事連でやってほしい。/単位会での入力も反対  
→愛知/鹿児島

D. 単位会での入力作業が増えるので経費配分を考慮してほしい。→香川

単位会の作業を軽減するためのWeb受付システムの方法(案)を変更する場合の対応

○対面(窓口)・郵送受付分のデータをCSVでアップロード機能を入れる。

配布資料や実施要領等もアップロード(宮城県よりの提案)

・但し、CSVファイルの入力ルール等は慣れるまでは、かなりの手間がかかると思われる。

○対面(窓口)・郵送受付分をWeb受付システムに入力せず、参加しない単位会同様、業者に入力してもらう。

・状況把握がリアルタイムにはできない。二重にコストがかかる。

○郵送分の写真データは、単位会でスキャンが可能か。

・無理な場合、写真データを現在と同様、業者に送付しスキャンすることとなる。

2) 管理研修会はWeb受付には適さないのではないか

全国で統一した要領ではなく、地方の独自性があるので難しい・導入したくない・選択性にしたい。

A. 導入は難しいのではないか。→埼玉

B. 「対面(窓口)・郵送受付」の方がよい。→香川/鹿児島

C. 「WEB受付」する講習会を選択したい。→秋田/福島

D. 受講料の差でクレームが出そうなので、統一すべきでは? →群馬

E. 独自の受付システムで運用しているが、WEB受付の利用は1割に満たず、受付情報を一元化するために入力する手間が多い。→福島

管理研修会についてWeb受付システムの方法(案)を変更する場合の対応

○受講料を単位会ごとに設定する。(可能であれば統一料金の講習会と、単位会毎に料金の異なる講習会を設定可能とする)

○他単位会への会場変更をできない講習会の設定を可能とする。

→全国の受講料の差に対するクレームには対応できない。

→現在、福島ではWeb受付が1割程しかない状況。

3) 適合証明技術者講習はWeb受付に適するのかわ

A. 申請書類が複雑なため難しいのではないか。→栃木

B. 申請の様式が見直されるとよい。→福島

C. WEB受付の利用可能。→埼玉

E. WEB受付の利用可能で、他会場への振替手続きの簡素化を希望。→鹿児島

4) 既存住宅状況調査技術者講習はWeb受付に適するのかわ

申請書類がはっきりしているため可能

A. WEB受付の利用可能。→福島/香川

B. WEB受付の利用可能で、他会場への振替手続きの簡素化を希望。→鹿児島

## 5)電子決済について

- ① 電子決済等ができなければ、利便性は向上しない。/バージョンアップで対応はもったいない。→群馬
- ② 電子決済等ができなければ、申込者のメリットはない。→石川
- ③ 初期費用と月額手数料等の維持管理費の負担が大きい。→熊本

## 6)全般

- デモ版を見たい。→群馬/愛知
- 他の単位会に合わせたい。→三重
- 受付後にキャンセルした際の受講料の取扱いについて明確にすべき。→北海道
- WEB 受付と対面・郵送受付の受講料の価格差はつけるべき。→広島
- 「併行」を想定して、対面受付分のデータを CSV でアップロードできるようにしてほしい。システム上で講習会ごとに配布資料や実施要領等がアップロードされ、単位会がダウンロードできるようになれば、集約された情報を見ることができるため、作業効率が高まる。→宮城
- 100 名前後の講習会では、利便性を感じない。→熊本
- 既に他団体で WEB 申込が電子決済等でされている中、他団体より受講料が高く、利便性が劣るのに、どうして申し込み率・集客力の向上が図れると考えられるのか。WEB 申込の後発組である現状からすれば、極端に言えば利便性が同等で、費用が安価でなければ、受講者の確保がますます難しくなるのではないか。手数料が発生することをデメリットとしているが、新たなサービスを始めるのに費用が掛かるのは当然で、検討すべきは費用対効果ではないか。中途半端な WEB 受付システムを構築し、後々、電子決済が行えるようバージョンアップするのでは費用の無駄遣いになると思われる。→群馬
- 「既存住宅状況調査技術者講習」と「適合証明技術者講習」は同時期に申し込み可能とすれば、申込者の手間が省け、受講者数の確保が可能と思われる。その場合は、土会連のように問合先も日事連一括を希望。  
→愛知
- システム管理について、「日事連はすべてのデータを管理する」とあるが、データ流出等トラブルの際、すべての責任(問合せやクレーム対応、場合により賠償責任など)を負うという理解でよいか。情報は集約するが、トラブル対応は各単位会が行なうということであれば、同意しかねる。また、集約されたデータを使い、各単位会への事前の断りもなく、貴会のみでの判断にて任意の時期にいろいろな案内や周知文書など送られる恐れがある。そのあたりの取り決めを、しっかりと行なうべき。→鹿児島
- 「既存住宅」、「適合証明」は受講者データの管理を貴会にて行なうメリットがあるが、「管理研修会」については必要性を感じない。→鹿児島
- WEB 受付のありかたについて、「原則 WEB 受付」という考えではなく、受講申込方法のひとつとして受講者が選択できるかたちをとりたい。対面・郵送受付のデータ入力を各単位会が行なわなければならないことには反対。受講者の WEB 受付比率が低ければ、相当な労力を要する。→鹿児島
- 手探り状態で全単位会に強いるのではなく、まずは主要都市の単位会にて試験的に運用し、ある程度問題のないことを見極めた上で全単位会へ広めていただきたい。→鹿児島

2017年11月20日

宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険  
(検討状況の中間報告その4)

- 対象業務：法令で定める建物状況調査業務（インスペクション業務）  
平成29年国土交通省告示第81号第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者（以下、既存住宅状況調査技術者といいます。）が平成29年国土交通省告示第82号に定める既存住宅状況調査方法基準（以下、調査方法基準といいます。）に従って行う平成29年国土交通省告示第81号第2条第4号に規定する既存住宅状況調査の業務
  
- 補償内容：初年度契約始期日（この保険に最初にご加入頂いた補償開始日）以降に日本国内において行われた対象業務の遂行またはその結果（見落とし等）によって発生した不測の損害について、被保険者が保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
  
- 保険契約者：一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会（日事連）
  
- 被保険者：「既存住宅状況調査技術者」が所属する会員事務所
  
- 支払限度額
  - (1) 1請求あたり：500万円
  - (2) 保険期間中：5,000万円（1請求あたり金額の10倍）※ 損害賠償金だけでなく弁護士費用等の諸費用も補償します。
  
- 免責金額：10万円
  
- 遡及日：加入初年度の保険期間の始期日（団体契約は2018年4月1日を想定）初めて保険に加入した日（補償開始日）以降に行った対象業務を補償致しますので、起算日を特定致します。
  
- 保険料：検査1件あたり、1,940円  
最低保険料は10,000円  
\*建賠保険既加入者の場合、保険料が10%割引となります。



- 約款構成：専門的業務賠償責任保険普通保険約款
  - ＋既存住宅状況調査業務特約条項（専門的業務賠償責任保険用）
  - ＋他保険優先適用特約条項

- 保険金をお支払いする場合

- 事例 1：建物状況調査業務の検査中に鉄筋がないと判断した結果、住宅の販売価格が下がったが、検査の誤りであることが後で判明、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けた。

- 事例 2：建物状況調査業務の検査中の誤りで、後に一部鉄筋が入っていない箇所があったことが判明、買主から払い過ぎてしまった販売価格に対する損害賠償請求を受けた。

- 保険金をお支払いできない場合

- 事例 1：新築住宅の検査を実施中に、水道管を傷つけ、建物が水浸しになってしまい損害賠償を受けた。

- （新築住宅は建物状況調査業務の対象外）

- 事例 2：地震で建物が損壊したため検証したところ、建物状況調査業務において誤りがあることが判明した。

- 特記事項

- ① 本契約が想定しているリスクは、住宅瑕疵に係る原因者（設計・監理者、コンサルティング会社、施工会社）のリスクを既存住宅状況調査技術者に移転する性質を持ち得るため、本リスクを補償する他の保険契約と競合した場合に他の保険契約を優先的に適用する特約条項を付帯する。
  - ② 実務上の問題から業務実績を基に保険料を算出する仕組みとする。募集効率の観点から建賠保険と同時にご案内する。
  - ③ 会員のみの制度として立ち上げたい。

建築士会会員の皆様へ

2017年版

宅地建物取引業法の改正に伴う

# 既存住宅状況調査技術者 団体賠償責任保険制度



加入資格	建築士会会員かつ、「既存住宅状況調査技術者」が経営または勤務・所属する事務所であること
被保険者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築士会会員かつ、「既存住宅状況調査技術者」が経営または勤務・所属する事務所（記名被保険者）</li><li>・ 記名被保険者の役員および使用人</li><li>・ 記名被保険者に所属する「既存住宅状況調査技術者」</li></ul>
保険期間	2017年8月1日午前0時～2018年4月1日午後4時

## 公益社団法人 日本建築士会連合会

JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・三井住友海上火災保険(株)  
※この補償制度は(公社)日本建築士会連合会が、引受保険会社と締結した専門的業務賠償責任保険普通保険約款+既存住宅状況調査業務特約条項に基づき運営します。

## 保険金をお支払いする主な事故事例



### 事故事例①

建物状況調査業務の検査中に鉄筋がないと判断した結果、住宅の販売価格が下がったが、検査の誤りであることがあとに判明し、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けた。

### 事故事例②

建物状況調査業務の検査中に誤りで後に一部鉄筋が入っていない箇所があったことが判明し、買主から払い過ぎてしまった販売価格に対する損害賠償請求を受けた。

### 事故事例③

建物状況調査業務の検査中に誤って依頼主や通行人にケガを負わせてしまい、治療費等の損害賠償を受けた。

### 事故事例④

建物状況調査業務の検査中に誤って、住宅の窓ガラスを破損しまい、修理費等の損害賠償を受けた。

## 保険金をお支払いできない主な事故事例



### 事故事例①

新築住宅の検査を実施中に、水道管を傷つけ、建物が水浸しになってしまい損害賠償を受けた。(新築住宅は建物状況調査業務の対象外)

### 事故事例②

地震で建物が損壊したため検証したところ、建物状況調査業務において誤りがあることが判明した。

## 5 お支払いする保険金

\*他に同種の保険契約等がある場合には、他の保険契約が優先して支払われます。詳細は当パンフレットに掲載の他保険優先適用特約条項をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。

$$\text{お支払いする保険金 (支払限度額が上限)} = \{ \text{合計損害額(下記(1)+(2)の合計額)} \} - \text{免責金額 (1請求につき10万円)}$$

下記(3)の費用はその全額をお支払いいたします。  
ただし、保険期間中の(1)(2)に対してのお支払い保険金の総合計額が保険期間中支払限度額に達した以降は、(3)も含めてお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

次の損害賠償金や諸費用をお支払いします。

### (1) 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

### (2) 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。弁護士費用などが該当します。

### (3) 協力費用

専門的業務賠償責任保険普通保険約款第24条(1)の規定に基づき、引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

## 6 保険金をお支払いできない主な場合

直接、間接を問わず、次の事由によって生じる損害は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③初年度契約の保険期間の初日より前に行われた業務
- ④この保険契約の保険期間の初日より前において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その状況の原因となった事由
- ⑤この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた行為または事由
- ⑥国土交通省告示第八十二号に規定する調査方法基準（以下「調査方法基準」といいます。）に違反することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- ⑦地震、噴火、洪水、高潮または津波を契機として実施された調査により判明した建築物のかし
- ⑧騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、ちり・ほこり、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化、電波障害または日照・眺望権の侵害
- ⑨業務の対象となる建築物の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ⑩調査方法基準の定め方が不適切であったこと。
- ⑪被保険者が調査方法基準を遵守したとしても、発見し得ない建築物のかし
- ⑫業務の法的効力について、被保険者が結果保証をしていると認識させるような表示または行為
- ⑬次のものの所有、使用または管理
  - ア. 業務を遂行する施設または設備
  - イ. 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶
  - ウ. 動物
- ⑭業務の遂行につき所定の資格を有しない者の行為
- ⑮業務の遂行につき、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑯調査方法基準に定められた業務の範囲を超えて業務を遂行したこと。
- ⑰被保険者の業務に対して支払われた報酬の返還

など

## 7 Q&A

**Q1** 本保険と既存住宅売買瑕疵保険との違いは？

**A1** 既存住宅売買瑕疵保険で保険金の支払い対象となるのは瑕疵を修補するための費用です。つまり、住宅に瑕疵がなく検査ミスが原因で売主・買主に経済的損失が発生した場合には既存住宅売買瑕疵保険では支払い対象にはならず、本保険でカバーすることになります。具体的には、検査で鉄筋が一部入っていないと判断し住宅の販売価格が下がったが、後日検査に誤りがあることが判明し、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けたケースなど。

**Q2** 本保険に加入するためには、都道府県建築士会の会員になることが必須条件となりますか？

**A2** はい。本保険の加入対象は都道府県建築士会の会員です。

**Q3** 使用人についても補償の対象となるとのことですが、臨時雇い、アルバイトやパートも被保険者に含まれますか？

**A3** 記名被保険者と「雇用」関係にあれば、含まれます。但し、業務の遂行につき所定の資格を有しない者の行為に起因する賠償責任を負担することにより被る損害は担保されません。

**Q4** 法律の施行は2018年4月からになりますが、それ以前の建物状況調査についても補償の対象になりますか？

**A4** 2017年度に加入された皆様に対しては、法律施行前であっても初年度契約の保険期間の初日以降に行われた同等の業務に対しては、補償の対象になります。例えば、2017年8月1始期の本保険にご加入された場合は、それ以降の建物状況調査と同等の業務に対しては補償の対象となります。

**Q5** 今年度の最低掛金は3,500円（最低保険料3,000円+制度運営費500円）ですが、次年度以降も同じですか？

**A5** 2017年度は保険期間が短いことなどもあり、最低保険料は3,000円で提供しております。2018年度以降は募集実績などを踏まえて最低保険料が10,000円程度になる予定です。

**Q6** 保険期間の途中から加入することは可能でしょうか？

**A6** 可能です。毎月1日補償開始での中途加入についても、随時受付けております。ただし、前月の20日までに「加入依頼書のご提出」および「保険料のお振込み」を完了させてください。中途加入の際の申込要領についても、P.7「加入申込手続き」をご参照ください。

**Q7** 保険期間終了時に保険料の確定精算は必要ですか？

**A7** 2017年度加入の方に限り確定精算が必要です。詳細はP6「保険料の精算手続き」をご参照ください。

## 平成30年度 日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

## 1. 募集要項について

平成30年度も引き続き、対象建築作品、応募資格者については従来どおりの規定で実施していくこととしたい。

また、今回の主な募集要項の変更点は、①対象建築作品の竣工年月日の期間、②応募締切日、③新築以外の応募作品についての提出書類、④公表の際の受賞事務所名の表記方法等である。

なお、平成29年度は新築にかかわらず増改築・改修等を含む建築作品においても応募の対象とすることを募集要項に明記したところ、確認申請を要しないため検査済証が無い作品の応募について問い合わせが多く寄せられたため、平成30年度の募集要項に要件を明記したい。

## 2. 選考委員会委員について

平成29年度も引き続き、以下を委員とする。

委員長 富永 讓 法政大学名誉教授、(有)富永讓・フォルムシステム設計研究所代表  
 委員 網野 禎昭 法政大学デザイン工学部教授  
 委員 石堂 威 都市建築編集研究所代表  
 委員 作山 康 芝浦工業大学システム理工学部教授  
 委員 陶器二三雄 (株)陶器二三雄建築研究所代表  
 委員 眞鍋 純 国土交通省大臣官房審議官（予定）  
 委員 横須賀満夫 日事連理事、(株)横須賀満夫建築設計事務所代表取締役

## 3. 平成30年度日事連建築賞実施スケジュール（予定）

平成29年

11月20日 常任理事会で協議  
 11月29日 通常理事会で協議  
 12月6日 全国会長会議で報告

平成30年

1月 中旬 国土交通省名義使用申請等  
 2月 上旬 単位会に応募協力依頼  
 2月 下旬 日事連会誌3月号に募集要項掲載予定  
 5月 7日 単位会への応募締め切り  
 5月 末頃 日事連への応募締め切り  
 8月 上旬 選考委員会で受賞者等の選定  
 9月 上旬 常任理事会で専決  
 10月 5日 全国大会（東京開催）で表彰

30年度募集要項改正	29年度募集要項
<p>1. 目的 本表彰は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより建築士事務所の資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>2. 募集対象 (1) 建築作品の対象地区 日本国内とする。 (2) 対象建築作品 建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品（新築にかかわらず増改築、改修等を含む）で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので、竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物とし、次の部門毎に募集する。 ただし、本連合会が主催した建築作品表彰に一度応募した作品については対象としない。また、応募にあたっては本募集要項に記載されている事項を含め、建築主等の了解を得たものとする。 ①一般建築部門 （延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物） ②小規模建築部門 （延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）</p> <p>3. 応募資格者 (1) 単位会（本連合会正会員である都道府県建築士事務所協会をいう）に所属する建築士事務所（以下、単位会会員という）とする。 (2) 応募時点で単位会会員でない者は、5.(1)に規定する第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会会員であること、または単位会に入会申請をしていることを条件として応募する者を含む。 (3) 特定共同企業体（JV）の場合は、その代表者が単位会会員または応募時点で単位会会員でない者は、3.(2)の条件とする。</p> <p>4. 応募の手続き (1) 応募作品数</p>	<p>1. 目的 本表彰は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより建築士事務所の資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>2. 募集対象 (1) 建築作品の対象地区 日本国内とする。 (2) 対象建築作品 建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品（新築にかかわらず増改築、改修等を含む）で、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので、竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物とし、次の部門毎に募集する。 ただし、本連合会が主催した建築作品表彰に一度応募した作品については対象としない。また、応募にあたっては本募集要項に記載されている事項を含め、建築主等の了解を得たものとする。 ①一般建築部門 （延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物） ②小規模建築部門 （延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）</p> <p>3. 応募資格者 (1) 単位会（本連合会正会員である都道府県建築士事務所協会をいう）に所属する建築士事務所（以下、単位会会員という）とする。 (2) 応募時点で単位会会員でない者は、5.(1)に規定する第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会会員であること、または単位会に入会申請をしていることを条件として応募する者を含む。 (3) 特定共同企業体（JV）の場合は、その代表者が単位会会員または応募時点で単位会会員でない者は、3.(2)の条件とする。</p> <p>4. 応募の手続き (1) 応募作品数</p>

1 建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門問わず1点とする。

(2) 提出書類等

①応募申込書 (別記様式1)

②建築作品説明書 (別記様式2)

建築作品説明書には、1,200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載のうえ、配置図と主要階平面図をA4サイズで添付すること。ただし、新築以外の作品に応募する場合は、改修前後が比較できる図面及び写真を建築作品説明書に添付し、構造上配慮した点についても記述すること。

③パネル1枚 (A1縦長サイズ、縦841mm×横594mm) 及びそのカラー縮小版用紙1枚 (A4サイズ)

1) パネルに設計意図、配置図、主要階平面図 (縮尺は適宜) 及び写真 (枚数は適宜) を納める。設計意図等については、建築作品説明書の概要を400字以内にまとめる。

2) パネル内に応募者 (建築士事務所名) を表示してはならない。

④検査済証の写し

用途変更や増築・改築等で確認申請を要しない作品においては、検査済証が無い理由を明記の上、竣工日及び延面積がわかる書類を別途添付すること。

⑤最寄り駅から建設地までの案内図 (書式任意)

(3) 提出書類等の扱い

提出された資料及び写真については、受賞作品の公表の際に一切の使用制限を受けないことを応募の条件とする。

(4) 応募費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。なお、提出された書類のうちパネルについては表彰後に返還する。(返還費用については本連合会が負担する。)

(5) 応募期限及び提出先

応募しようとする者は、平成30年5月7日(月)までに単体会員においては所属する単体会事務局に応募手続きをしなければならず。また、応募時点で単体会員でない者は建築士事務所が所在する都道府県の単体会事務局に応募手続きをしなければならず。

5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数

(1) 第1次審査 (単体会に応募された建築作品の審査)

単体会は応募された建築作品が日事連建築賞の募集対象建築作品であること及び応募資格、応募に係る提出書類等を確認し、日事連建築賞の審査基準を考慮のうえ、厳正な審査を行い、募集要項をすべて満足する第2次審査候補作品を選考

1 建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門問わず1点とする。

(2) 提出書類等

①応募申込書 (別記様式1)

②建築作品説明書 (別記様式2)

建築作品説明書には、1,200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載のうえ、配置図と1階平面図をA4サイズで添付すること。

③パネル1枚 (A1縦長サイズ、縦841mm×横594mm) 及びそのカラー縮小版用紙1枚 (A4サイズ)

1) パネルに設計意図、配置図、平面図 (縮尺は適宜) 及び写真 (枚数は適宜) を納める。設計意図等については、建築作品説明書の概要を400字以内にまとめる。

2) パネル内に応募者 (建築士事務所名) を表示してはならない。

④検査済証の写し

(3) 提出書類等の扱い

提出された資料及び写真については、受賞作品の公表の際に一切の使用制限を受けないことを応募の条件とする。

(4) 応募費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。なお、提出された書類のうちパネルについては表彰後に返還する。(返還費用については本連合会が負担する。)

(5) 応募期限及び提出先

応募しようとする者は、平成29年5月8日(月)までに単体会員においては所属する単体会事務局に応募手続きをしなければならず。また、応募時点で単体会員でない者は建築士事務所が所在する都道府県の単体会事務局に応募手続きをしなければならず。

5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数

(1) 第1次審査 (単体会に応募された建築作品の審査)

単体会は応募された建築作品が日事連建築賞の募集対象建築作品であること及び応募資格、応募に係る提出書類等を確認し、日事連建築賞の審査基準を考慮のうえ、厳正な審査を行い、募集要項をすべて満足する第2次審査候補作品を選考



する。

(2) 第2次審査候補作品応募数

単位数が選考する第2次審査候補作品の数は、当該単位数の会員数が500事務所以内は一般建築部門及び小規模建築部門それぞれ1点ずつとし、会員数が500事務所を超える単位数にあっては、会員数500事務所以内毎に一般建築部門及び小規模建築部門にそれぞれ1点ずつ加えることができる。ただし、単位数の会員数は本連合会に報告がなされた、平成30年3月31日時点のものとする。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された第2次審査候補作品について、本連合会内に設置する「日事連建築賞選考委員会」において、書類審査を行い合議に基づき、部門毎のそれぞれの表彰対象作品を選考する。選考された作品のうちから国土交通大臣賞候補、日事連会長賞候補、優秀賞候補及び奨励賞候補を選考し、現地審査のうえ、それぞれの部門毎の受賞候補作品を決定する。なお、現地審査の際には設計者の立会いを求めるほか、必要に応じて書類、図面等の提出を求める場合がある。ただし、奨励賞については、書類審査によって受賞候補作品を決定することができる。

(4) 受賞者の決定

受賞者は、「日事連建築賞選考委員会」の選考結果に基づき、本連合会の理事会の議を経て会長が決定する。

6. 表彰及び公表

(1) 表彰

①表彰の種類と数

国土交通大臣賞 1点 (予定)

日事連会長賞 1点

(一般建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

(小規模建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

②国土交通大臣賞、日事連会長賞の各受賞者には賞状・賞金及び記念品(ブロンズ製・三角スケール)を、優秀賞の受賞者には賞状と賞金を、奨励賞の受賞者には賞状をそれぞれ贈る。

(2) 公表

する。

(2) 第2次審査候補作品応募数

単位数が選考する第2次審査候補作品の数は、当該単位数の会員数が500事務所以内は一般建築部門及び小規模建築部門それぞれ1点ずつとし、会員数が500事務所を超える単位数にあっては、会員数500事務所以内毎に一般建築部門及び小規模建築部門にそれぞれ1点ずつ加えることができる。ただし、単位数の会員数は本連合会に報告がなされた、平成29年3月31日時点のものとする。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された第2次審査候補作品について、本連合会内に設置する「日事連建築賞選考委員会」において、書類審査を行い合議に基づき、部門毎のそれぞれの表彰対象作品を選考する。選考された作品のうちから国土交通大臣賞候補、日事連会長賞候補、優秀賞候補及び奨励賞候補を選考し、現地審査のうえ、それぞれの部門毎の受賞候補作品を決定する。なお、現地審査の際には設計者の立会いを求めるほか、必要に応じて書類、図面等の提出を求める場合がある。ただし、奨励賞については、書類審査によって受賞候補作品を決定することができる。

(4) 受賞者の決定

受賞者は、「日事連建築賞選考委員会」の選考結果に基づき、本連合会の理事会の議を経て会長が決定する。

6. 表彰及び公表

(1) 表彰

①表彰の種類と数

国土交通大臣賞 1点 (予定)

日事連会長賞 1点

(一般建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

(小規模建築部門)

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

②国土交通大臣賞、日事連会長賞、優秀賞の各受賞者には賞状等と賞金を、奨励賞の受賞者には賞状をそれぞれ贈る。

(2) 公表

①受賞者が決定したときは、本連合会または本連合会から受賞者に通知する。  
 ②受賞者は本連合会からの求めに応じ、公開用の写真を提出すること。  
 ③本連合会は本会誌、ホームページ、建築・空間デジタルアーカイブス (DAAS)、新聞、雑誌等に提出された書類及び写真等を公表する。その際、クレジット表記は行わない。また、版權等のための料金は支払わない。  
 については、他受賞事務所名と表記方法を合わせることで、本連合会に一任する。  
 ④表彰は、平成30年10月5日に開催される第42回建築士事務所全国大会(東京開催)において行う。

7. 審査基準及び表彰基準

(1) 審査基準

一般建築部門及び小規模建築部門に応募された、第2次審査候補作品のうち、以下の観点を経合的に判断し、それぞれの対象となる賞を選考する。  
 ①意匠、構造、機能上優れていること。  
 ②防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。  
 ③ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。  
 ④周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。  
 ⑤地球環境維持への配慮がされていること。

(2) 表彰基準

①国土交通大臣賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が最も優秀な建築作品とする。  
 ②日事連会長賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞に次ぐ特に優れた建築作品とする。ただし、国土交通大臣賞を受賞した部門は除く。  
 ③優秀賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞又は日事連会長賞に次ぐ優れた建築作品とする。  
 ④奨励賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が優秀賞に次ぐ建築作品とする。

8. 日事連建築賞選考委員会委員

委員長 富永 謙 法政大学名誉教授、(有)富永謙・フォルムシステム設計研究所

①受賞者が決定したときは、本連合会または本連合会から受賞者に通知する。  
 ②受賞者は本連合会からの求めに応じ、公開用の写真を提出すること。  
 ③本連合会は本会誌、ホームページ、建築・空間デジタルアーカイブス (DAAS)、新聞、雑誌等に提出された書類及び写真等を公表する。その際、クレジット表記は行わない。また、版權等のための料金は支払わない。

④表彰は、平成29年10月6日に開催される第41回建築士事務所全国大会(和歌山大会)において行う。

7. 審査基準及び表彰基準

(1) 審査基準

一般建築部門及び小規模建築部門に応募された、第2次審査候補作品のうち、以下の観点を経合的に判断し、それぞれの対象となる賞を選考する。  
 ①意匠、構造、機能上優れていること。  
 ②防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。  
 ③ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。  
 ④周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。  
 ⑤地球環境維持への配慮がされていること。

(2) 表彰基準

①国土交通大臣賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が最も優秀な建築作品とする。  
 ②日事連会長賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞に次ぐ特に優れた建築作品とする。ただし、国土交通大臣賞を受賞した部門は除く。  
 ③優秀賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞又は日事連会長賞に次ぐ優れた建築作品とする。  
 ④奨励賞  
 一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が優秀賞に次ぐ建築作品とする。

8. 日事連建築賞選考委員会委員

委員長 富永 謙 法政大学名誉教授、(有)富永謙・フォルムシステム設計研究所

代表

網野 禎昭 法政大学デザイン工学部教授

員 石堂 威 都市建築編集研究所代表

員 作山 康 芝浦工業大学システム理工学部教授

員 陶器二三雄 ㈱陶器二三雄建築研究所代表

員 眞鍋 純 国土交通省大臣官房審議官(予定)

員 横須賀満夫 日事連理事、㈱横須賀満夫建築設計事務所代表取締役

代表

網野 禎昭 法政大学デザイン工学部教授

員 石堂 威 都市建築編集研究所代表

員 作山 康 芝浦工業大学システム理工学部教授

員 伊藤 明子 国土交通省大臣官房審議官

員 陶器二三雄 ㈱陶器二三雄建築研究所代表

員 横須賀満夫 日事連理事、㈱横須賀満夫建築設計事務所代表取締役

## 日事連建築賞の英語名称について

○日事連建築賞の英語名称がなく、問い合わせもあることからその名称を決めることとする。

日事連建築賞選考委員に英語名称を検討してもらった結果、以下のとおりとした。

## ■「日事連建築賞」の総称 JAAF Awards 2017

- 国土交通大臣賞 MLIT Minister's Award
- 日事連会長賞 JAAF President's Award
- 優秀賞 JAAF Jury Award
- 奨励賞 JAAF Honorable Mention

## 〈補足〉

- ・総称は Awards 複数形とする。複数の賞の内訳が、それぞれ大臣賞、会長賞、優秀賞、奨励賞となる。  
(例:アカデミー賞 Academy Awards、日本ベンチャー大賞 Nippon Venture Awards)
- ・優秀賞は Jury Award とする。これにより、大臣賞、会長賞、審査員賞となり、賞の順位が明確になる。  
(日本ベンチャー賞、ベルリンやカンヌやベネチアの映画賞を参考とした)
- ・奨励賞は日本固有の言い回しであり、英語では選外の優秀作となるので、厳密には award ではなく、honorable mention となる。賞は逃したが、賞賛に値するといった意味合い。
- ・優秀賞と奨励賞は、一般建築部門と小規模建築部門に分けられるが、煩雑になるので特に部門は明記しないことにする。
- ・英文履歴書では以下のようなになる。(例:大臣賞の場合)

MLIT Minister's Award in JAAF Awards 2017

各団体の英語表記例

他団体	賞の名称	英語表記設定 有無	英語表記
日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞 優秀賞	無	
	日本建築士会連合会賞 奨励賞		
日本建築家協会	JIA 日本建築大賞等	有	JIA Grand Prix
	JIA 優秀建築賞 (旧: 日本建築家協会賞)		JIA Award
	JIA 新人賞		JIA Young Architect Award
	JIA 25年賞		JIA Twenty-Five Year Award
	JIA 環境建築賞		JIA Sustainable Architecture Award
	日本建築学会		日本建築学会賞 (作品)
建築省エネ機構	サステナブル建築賞	無	正式なものはないが (Sustainable Building Award)
日本建設業連合会	BCS賞	無	
公共建築協会	公共建築賞 (国土交通大臣表彰, 官房官庁営繕部長表彰)	無	

建築・空間デジタルアーカイブス (DAAS: Digital Archives for Architectural Space) での「日事連建築賞」登録

国土交通大臣賞	JAAF Award Nichijiren Kenchikusho The Minister of Land Infrastructure and Transport Prize
日事連会長賞	JAAF Award Nichijiren Kenchikusho Nichijiren Kaichosho
優秀賞	JAAF Award Nichijiren Kenchikusho Yusyusho
奨励賞	JAAF Award Nichijiren Kenchikusho Shoreisho

<英語例>

日事連 略称 (フルネーム)	JAAF (Japan Association of Architectural Firms)
国土交通大臣	Minister of Land, Infrastructure and Transport
国土交通省	Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT)
日事連会長	President of JAAF

## 改正建築士法の周知活動等について

総務・財務委員会および広報・渉外委員会において改正建築士法の周知方策を検討することとし、具体的な周知活動の内容が総務・財務委員会にて考案され以下のとおり示されている。単位会へ実行可能な方策を抜粋し、実行に移してもらうよう依頼したい。

## ＜総務・財務委員会での方策案＞

周知対象 → 一般消費者

## 1. 会員個人

- ・商工会議所やロータリー等、個人が所属している経済団体等での講話や様々な活動で改正建築士法をPRする。
- ・一般紙や地方紙、業界紙のインタビューや対談等、無料記事を利用して、積極的にPR活動を行う。
- ・地元のラジオ、テレビ局からの出演依頼等に対して、周知活動を伴う出演を積極的に行う。(無料出演)

※日事連で活動の事例収集をし、公開することで会員の周知活動を促す。

## 2. 団体（日事連、単位会）

- ・日事連で、一般消費者に対する周知活動の事例集あるいはマニュアルを作成する。
- ・再度建築三会（中央、地方共）で周知活動の方法を協議して、共に実行する。
- ・建築関連団体（行政書士会、土地家屋調査士会、宅地建物取引業協会、測量設計協会等）に対する周知活動を実施し、活動への協力を求める。
- ・日事連で作成した要望書で各単位会が地方公共団体へ期限を定めず周知活動を行っているが、たとえば年に1日「建物の日？」を定めて、集中的に官民間問わず周知活動を行う。
- ・各単位会が行う会員、業界向け講習等で改めて周知することで、一般消費者への周知活動を促す。また一般消費者と団体が接する機会には必ず周知活動を行う。

## 3. 国、地方公共団体

- ・改めて毎回、全国営繕主管課長会議にて、地方公共団体へ向け、一般消費者に対する周知を行うよう求める。
- ・地方公共団体の一般消費者向け建築関係窓口には、必ず改正建築士法のパンフレットを置いてもらい、積極的に周知していただく。各単位会はそれを確認するルール作りをする。

## ＜経費について＞

改正建築士法の周知活動を行い、それに要した経費について建築士事務所キャンペーンとは別に、単位会へ10万円を上限に助成する予定。

助成金の対象としては、日事連より配布されたポスターの掲示およびパンフレットの

配布以外で経費をかけて周知活動を行った場合を想定している。今年度すでに周知活動を行った単位会においては、遡って助成の対象とする。

<広報・渉外委員会での検討内容>

周知活動の方法については、単位会へ一任することとし、10万円を上限に助成する。

来年度においては、日事連にて周知活動に有効なコンテンツ（QRコード付きのポスター、動画など）の作成を検討することとした。

## 基本問題検討特別委員会正副委員長の変更について

基本問題検討特別委員会の委員長であった大内達史前会長が、10月25日付けで辞任したことにより、同委員会の委員長が空席となったため、以下のとおり正副委員長を変更したい。

- ・委員長 佐野吉彦 会長
- ・副委員長 佐々木宏幸 副会長

(参考) 大内前会長の辞任前の委員構成

委員長	大内 達史
副委員長	佐野 吉彦
委員	佐々木宏幸
委員	遠藤 正幸
委員	伊藤 光洋
委員	八島 英孝
委員	宮原 浩輔
委員	児玉 耕二
委員	鈴木 勇人
委員	居谷 献弥
特別委員	秋野 卓生
特別委員	富田 裕
特別委員	山木 茂



## 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）実施結果

1. 目的 建築士事務所が一堂に会し、建築設計監理業の公共性と社会的役割に対する意識の高揚を図り、以て建築士事務所の業務の進歩改善に努め、社会の期待に応えるより良い環境づくりに積極的に貢献することを目的とする。
2. 主催 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
3. 主管 一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
4. 協賛 一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会  
一般社団法人 京都府建築士事務所協会  
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会  
一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会  
一般社団法人 奈良県建築士事務所協会
5. 後援 国土交通省・和歌山県・和歌山市  
公益社団法人 日本建築士会連合会  
公益社団法人 日本建築家協会  
一般社団法人 日本建築学会  
一般社団法人 日本建設業連合会  
一般社団法人 全国建設業協会
6. 参加対象者 建築士事務所の開設者及び本大会の趣旨に賛同する者  
(青年話創会は概ね50歳以下の方)
7. 大会テーマ 時を紡ぐ 明日へと ～～歴史・文化・自然～～
8. 大会スローガン “連れもていこら 紀の国 和歌山へ”  
～木の国で語る「一期一会」～
9. 大会宣言 わたしたち建築士事務所は、それぞれの時代の歴史・文化・自然に裏打ちされ、育まれてきた建築技術をさらに発展させ、未来に繋げることにより地域の景観形成、地球環境への負荷の軽減、安全・安心のまちづくりに貢献することをここに宣言します。
10. 開催日 平成29年10月5日（木）～10月8日（日）
11. 会場 基調講演・パネルディスカッション・大会式典・パネル展示  
和歌山県民文化会館 和歌山市小松原通1-1  
青年話創会2017和歌山大会、記念パーティ  
ホテルアバローム紀の国 和歌山市湊通丁北2-1-2

## 12. スケジュール、実施内容

### (1) 青年話創会 2017 和歌山大会、同懇親会

10月5日(木) 15:00~17:45 青年話創会 2017 和歌山大会

18:00~20:00 同上懇親会

1) テーマ いまこそ本音で語ろう

2) 目的 近年、若者の建築離れや建築士事務所への入職者の減少は著しく、建築士や建築士事務所の魅力向上を始め、業界全体における業務環境の向上が不可欠である。その様な中、国際的な競争力の強化や日本の歴史・文化を後世に伝える建築技術の継承ならびに多様な環境問題等においても、技術力に加え卓越したリーダー能力を備える担い手の育成が不可欠であることから、青年同士の意見交換や情報交流の場から、業務で抱える諸問題を共有し、青年が活躍できる新しい建築士事務所のあり方を探る。

3) 出席者 155名

単位会出席者 132名

日事連役員等9名

近畿ブロック協議会所属単位会会長3名

オブザーバー(単位会役員等)11名

4) 行事内容 ①来賓挨拶

日事連会長、和歌山会会長

②来賓紹介

日事連正副会長、和歌山会会長、滋賀会会長、兵庫会会長、奈良会会長

③事業主旨説明

青年WG鈴木主査

④青年話創会 2016 報告

青年WG本澤副主査

⑤報告、意見交換等

設立報告 埼玉会

活動報告 兵庫会

設立準備報告 福岡会

その他青年部設置準備を行っている単位会の紹介

10名程度ずつの12のグループに分かれ、「次世代問題」に関する意見交換及び発表

⑥総括

青年WG宮尾委員

⑦懇親会

### (2) 基調講演、パネルディスカッション、大会式典、記念パーティ等

10月6日(金) 10:00~

登録受付開始、日事連建築賞作品展、

和歌山県作品展、物産展、企業展

13:00~14:00 基調講演

14:15~15:45 パネルディスカッション

16:00~18:00 大会式典

(日事連建築賞表彰、年次功労者表彰、

大会宣言他)

18:30~20:30 記念パーティ

1) 基調講演 テーマ 「歴史と文化と自然を活かした建築」

会場 和歌山県民文化会館 小ホール

※大ホールでは、大画面プロジェクターでの映像中継

講師 藤森照信（建築家・建築史家。東京大学名誉教授  
工学院大学特任教授、東京都江戸東京博物館館長）

開演 13:00～14:00

参加人員 約1,000名

2) パネルディスカッション

テーマ 「木の国で語る」

会場 和歌山県民文化会館 小ホール

※大ホールでは、大画面プロジェクターでの映像中継

講師 コーディネーター

原田浩司

パネラー

藤森照信（前出）

本多友常（和歌山大学システム工学部名誉教授。 摂南大学  
理工学部特任教授。本多環境・建築設計事務所代表）

腰原幹雄（東京大学生産技術研究所・教授）

安井 昇（桜設計集団代表、早稲田大学理工学研究所招聘  
研究員）

開演 14:15～15:45

参加人員 約1,100名

3) 大会式典

参加者数 1,508名

内訳 単位会参加者 1,330名

和歌山会会員 132名

招待者その他 46名

招待者内訳 国会議員 鶴保庸介 参議院議員

和歌山県 仁坂吉伸 県知事

和歌山県議会議員 尾崎太郎 県議会議員

和歌山市 尾花正啓 和歌山市長

国土交通省・和歌山県・和歌山市

（公社）日本建築士会連合会・（公社）日本建築家協会

独立行政法人 住宅金融支援機構・報道機関

その他関係団体

式典次第

オープニング（映像）

開会宣言：富岡學副会長

国歌斉唱

憲章朗読：佐野吉彦副会長

来賓紹介：司会者 山田みゆき（テレビ和歌山）

大会役員紹介：司会者 同上

単位会紹介：司会者 同上

大会実行委員長歓迎挨拶：和歌山会小川浩会長

和歌山県PR：覚道沙恵子（平安衣装 和歌山放送アナウンサー）

日事連会長挨拶：大内達史会長

(敬称略)

来賓祝辞：国土交通大臣（代理）国土交通省大臣官房審議官 山口敏彦  
参議院議員 鶴保庸介  
和歌山県知事 仁坂吉伸  
和歌山市長 尾花正啓  
自由民主党建築設計議員連盟会長  
額賀福志郎（司会者代読）

表彰式：日事連建築賞

審査講評 日事連建築賞選考委員長 富永讓  
国土交通大臣賞表彰 長崎会 (株)INTERMEDIA  
日事連会長賞表彰 東京会 大成建設(株)一級建築士事務所  
優秀賞表彰  
一般建築部門 新潟会 (株)長建設計事務所 他2事務所  
小規模建築部門 神奈川会 藤井伸介建築設計室 他2事務所  
奨励賞表彰  
一般建築部門 大阪会 一級建築士事務所(株)アルキービ総合計画事務所  
他4事務所  
小規模建築部門 石川会 (株)浦建築研究所 他4事務所  
年次功労者表彰 和歌山会 川宗一 他33名  
会員増強単位会表彰 神奈川会・和歌山会・徳島会・長崎会

青年話創会報告：青年WG鈴木勇人主査

祝電披露：自由民主党二階俊博幹事長、自由民主党建築設計議員連盟額賀福志郎会長  
世耕弘成経済産業大臣 他揭示

大会宣言：遠藤正幸副会長

第42回・第43回開催地発表：岩本茂美副会長

第43回大会開催地紹介映像・挨拶：福島会渡邊武会長

大会旗伝達：大内達史会長

和歌山会小川浩会長

福島会渡邊武会長

閉会宣言：栗原憲昭副会長

閉会

#### 4) 記念パーティ

参加者数 452名  
内訳 単位会参加者 410名  
来賓その他 42名

招待者内訳

前衆議院議員 門博文

和歌山県関係 3名

和歌山市関係 1名

(公社)日本建築士会連合会・(公社)日本建築家協会

独立行政法人 住宅金融支援機構・報道機関、その他関係団体

#### 式次第

開宴・歓迎挨拶：和歌山会 小川浩会長

来賓紹介・挨拶：前衆議院議員 自由民主党建築設計議員連盟 門博文  
(公社)日本建築家協会 会長 六鹿正治

鏡開き・乾杯：(一社)日本建築士会連合会 副会長 山中保教  
第41回大会開催地PR：福島会渡邊武会長  
アトラクション：演歌歌手 田川寿美  
閉宴の挨拶・三本締め：佐々木宏幸副会長  
お開き

### (3) 作品展展示、特別企画展示

広く一般にも公開した展示ゾーンとし、従来より期間を長くした。

【展示期間】10月6日(金)～8日(日)

- 1) 日事連建築賞受賞作品展(和歌山県民文化会館 中展示室)  
国土交通大臣賞、優秀賞及び奨励賞18作品のパネル展示
- 2) 和歌山会特別企画展示(和歌山県民文化会館 大・中・小・特別展示室)
  - ・木造建築物関連先端技術展示(大手ゼネコン5社)
  - ・紀伊半島の民家の地域性(和歌山大学システム工学部平田研究室)
  - ・紀州材PR展示(和歌山県木材協同組合連合会)
  - ・木に関する商品展示(賛助会員)
  - ・きのくに建築賞パネル展示(和歌山会他2団体)
  - ・建築・デザインコンテスト(修成建設専門学校)
  - ・こども絵画展(わかやま新報社他2社)
  - ・和歌山会の賛助会員PR展示

### (4) その他の行事等

- 1) 和歌山の物産品販売
- 2) エキスカーション  
ゴルフコンペ、世界遺産高野山など建築見学ツアー

第4 1回建築士事務所全国大会(和歌山大会) 参加者数

1. 単位会有償参加者

単位：(人)

ブロック	単位会	大会式典	記念パーティ
北海道東北	北海道	33	30
	青森	6	4
	岩手	17	1
	宮城	32	2
	秋田	7	7
	山形	6	1
	福島	25	25
関東甲信越	茨城	16	3
	栃木	28	5
	群馬	33	1
	埼玉	39	9
	千葉	20	2
	東京	155	35
	神奈川	78	55
	新潟	11	2
	長野	64	1
東海北陸	山梨	6	0
	富山	17	4
	石川	15	1
	福井	13	2
	静岡	20	1
	愛知	29	9
近畿	三重	33	9
	滋賀	38	20
	京都	26	24
	大阪	191	31
	兵庫	92	25
	奈良	40	27
中四国	和歌山	132	
	鳥取	27	1
	島根	2	2
	岡山	14	0
	広島	21	1
	山口	14	9
	徳島	20	4
	香川	13	0
九州・沖縄	愛媛	15	1
	高知	17	2
	福岡	22	22
	佐賀	17	1
	長崎	7	6
	熊本	17	2
	大分	10	7
	宮崎	8	8
鹿児島	9	1	
沖縄	7	7	
	合計	1,462	410

ブロック別合計

北海道東北	126	70
関東甲信越	450	113
東海北陸	127	26
近畿	519	127
中四国	143	20
九州・沖縄	97	54

2. 招待者等

来賓	- 6 - 46	42
----	----------	----

## 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）収支決算書

### 【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	備 考
大会参加費収入	6,000,000	5,848,000	1,462名×@4,000
パーティ参加費収入	6,000,000	4,920,000	410名×@12,000
日事連負担金収入	16,000,000	16,000,000	日事連負担（日事連建築賞受賞作品展示費用を含む）
単位会協賛金収入	2,000,000	2,000,000	40単位会×@50,000
ブロック単位会協賛金収入	2,500,000	2,500,000	5単位会×@500,000
ブロック協議会特別協賛金収入	8,000,000	8,000,000	ブロック協議会、ブロック各会広告費等
主管会負担金収入	950,000	1,000,000	和歌山会負担金
広告協賛金収入	3,000,000	1,694,000	大会記念誌広告協賛金
コンベンション協会等助成金収入	400,000	500,000	コンベンション補助金
雑収入	100,000	10,229	祝儀等
合 計	44,950,000	42,472,229	

### 【支出の部】

科 目	予 算	決 算	備 考
会場設営費	9,290,000	13,894,331	会場施設使用料、サイン制作費、機材費、製作費等
建築作品展費	570,000	455,900	日事連建築賞受賞作品展設営費等
記念品費	730,000	1,615,000	記念品、手提げ袋等
講演会費	800,000	350,864	講演料、旅費、機材費等
パネルディスカッション費	900,000	453,456	講演料、旅費、機材費等
記念パーティ費	9,360,000	6,677,689	会場費、アトラクション、飲食費
広告印刷費	7,200,000	3,787,010	大会プログラム制作費、テレビ・ラジオ広報費、ホームページ作成費、ポスター等
記録費	400,000	500,000	写真・VTR撮影費、記録DVD制作費等
通信運搬交通費	3,400,000	2,902,243	委員会交通費、講演等打合せ交通費、日事連特別委員会交通費、通信費等
エキスカッション費	1,000,000	237,567	スタッフ添乗、Cコース補填、写真撮影用プラカード
視察費等	500,000	177,918	茨城会調査費用
事務管理費	6,500,000	7,436,362	受付業務委託費、委託先人件費、委託先運営管理費等
消耗品費	1,000,000	928,746	大会用ジャンパー、文具、名刺等
雑費	800,000	3,055,143	茨城大会・東京開催PR品、講演等打合せ食費、クリーニング代、パソコン等、その他食費
予備費	2,500,000	0	
合 計	44,950,000	42,472,229	

## 建築士事務所企業年金基金（12月1日発足予定）について

平成4年に日事連及び日本建築家協会の共同事業として「建築士事務所厚生年金基金」が設立されたが、厚生年金保険法等の改正に伴い、「建築士事務所企業年金基金」に移行すべく手続を進めているところである。

1. 設立認可予定日 平成29年12月1日
2. 加入事業所数 340事業所  
(都道府県別の加入状況は次ページのとおり)
3. 加入員数（見込み） 2,422名
4. 特長
  - ① 65歳未満の事業主・役員も加入可能（厚生年金基金は加入不可）
  - ② 掛金は、全額損金算入可能
  - ③ 元本を確保した安定的な運用



建築士事務所企業年金基金 加入事業所数

都道府県	日事連	JIA	未区分	母体外	計
北海道	15	0	1		16
青森県	5	0			5
岩手県	8	0			8
宮城県	10	1			11
秋田県	1	1			2
山形県	10	2		1	13
福島県	3	1			4
茨城県	9	2		1	12
栃木県	2	1	1		4
群馬県	7	0			7
埼玉県	2	0			2
千葉県	2	9			11
東京都	0	0	1		1
神奈川県	6	6			12
新潟県	12	1	1		14
長野県	20	0			20
山梨県	1	1			2
富山県	7	0			7
石川県	3	0			3
福井県	3	0			3
静岡県	2	5			7
愛知県	4	9			13
岐阜県	0	0		3	3
三重県	2	0			2
滋賀県	4	0			4
京都府	3	3	2		8
大阪府	0	0			0
兵庫県	3	4	1		8
奈良県	2	0			2
和歌山県	1	0			1
鳥取県	19	0	1		20
島根県	8	0			8
岡山県	1	2			3
広島県	12	0		1	13
山口県	1	0			1
徳島県	4	0	1		5
香川県	4	0			4
愛媛県	2	0			2
高知県	5	7		1	13
福岡県	13	14	1		28
佐賀県	2	0			2
長崎県	6	0			6
熊本県	8	1			9
大分県	3	0			3
宮崎県	2	0	1		3
鹿児島県	5	2			7
沖縄県	8	0			8
計	250	72	11	7	340

平成29年12月

# 「建築士事務所企業年金基金」 制度概要

(注)制度の概要を記載した資料です。制度の詳細は、規約をご参照ください。

	(ページ)
1.加入資格要件と掛金	-1-
2.支給要件と給付	-2-
3.給付モデル	-3-

# 加入資格要件と掛金

## 加入資格

<厚生年金基金（加算）と同様の加入資格要件>

厚生年金の被保険者（65歳まで）

## 加入時期

<厚生年金基金（加算）と同様の加入時期>

事業所に使用されたとき

## 基準給与

<厚生年金基金（加算）と同様の基準給与>

標準報酬月額（年1回9月改定、月変・賞与なし）・・・年1回、9月改定以外に掛金の基準となる給与は変わりません

## 標準掛金及び事務費

<厚生年金基金（加算掛金）と同様の水準>

基準給与月額×掛金率（・・・賞与からの掛金はありません）

掛金の種類	掛金率	掛金率	掛金
標準掛金	0.9%	×	掛金
特別掛金	—	×	掛金
事務費掛金	0.3%	×	掛金

（注）育児・産前・産後休業の掛金免除はありません

事業所の掛金合計

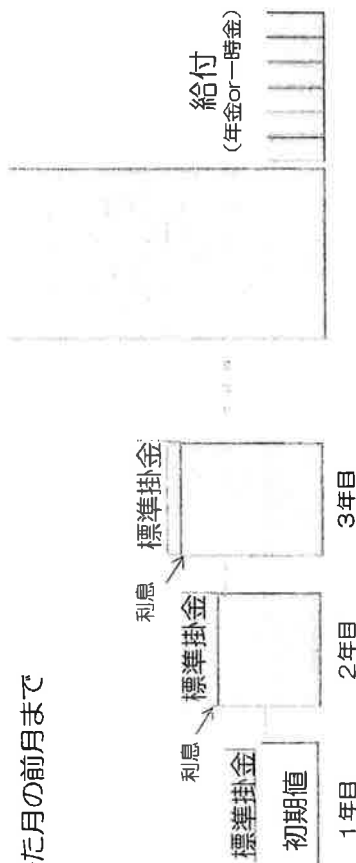
# 支給要件と給付

## 支給要件

- 年金：加入者期間10年以上 かつ 65歳に達した時  
 加入者期間10年以上で60歳以上で退職した時は即時に支給  
 加入者期間10年以上で60歳未満で退職した時は60歳に達した時  
 ※年金での受給に変えて一時金での受給が可能（選択一時金） ※年金の支給を一定期間繰り下げること可能
- 一時金：加入者期間1年以上で退職した時  
 （但し、旧制度（厚生年金基金）から移行した場合、又は64歳超で加入した場合、  
 加入期間1カ月以上から支給）  
 （注）加入者期間は加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月まで

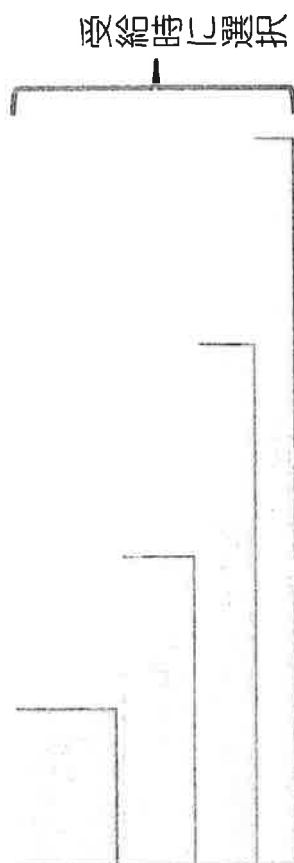
## 給付額の算定

- キャッシュバランスプラン  
 ……個人単位に掛金と利息の元利合計額を積み立てる制度  
 積立期間中の利息：運用実績 [変動]  
 （上限4%・下限0%）
- ※旧制度（厚生年金基金）からの移行者は解散時の脱退一時金の95%を制度発足時の給付の基準値（初期値）とする



## 給付の種類

- 確定年金  
 （支給期間を限定、  
 支給期間中に死亡した場合、残りの期間分を遺族に支給）  
 5年・10年・15年・20年から選択  
 ……年金支給は6月・12月の年2回…



※一時金の金額（年金原資）は同じです。  
 ※支給期間が長くなるほど年金金額が少なくなります。

年金給付利率  
 （受給中の利息）

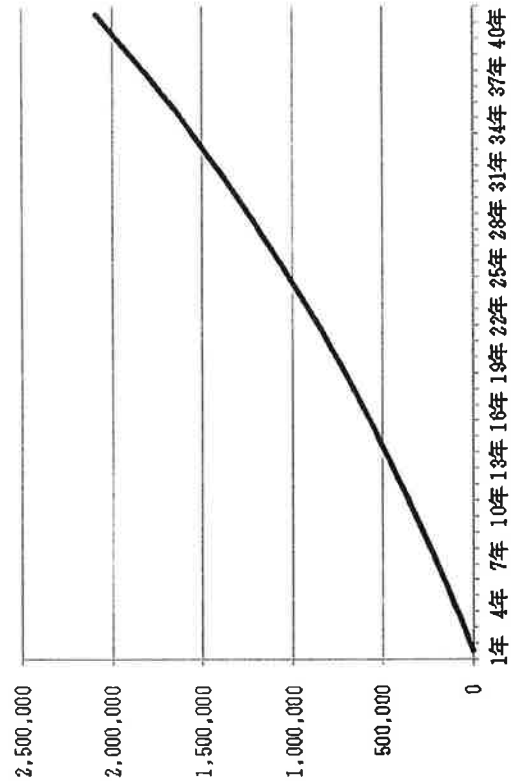
1.0% [固定]

# 給付モデル

《前 提》 標準報酬月額 32万円・掛金 0.9%・運用実績 2.0%で一定

## 【新規加入者】

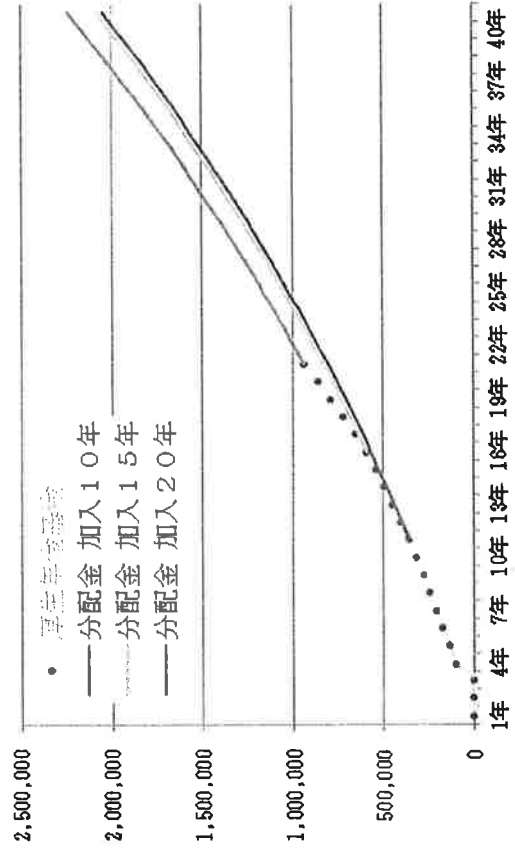
加入年数	一時金	(参考) 掛金累計額
10年	378,422円	345,600円
15年	597,660円	518,400円
20年	839,717円	691,200円
30年	1,402,033円	1,036,800円
40年	2,087,493円	1,382,400円



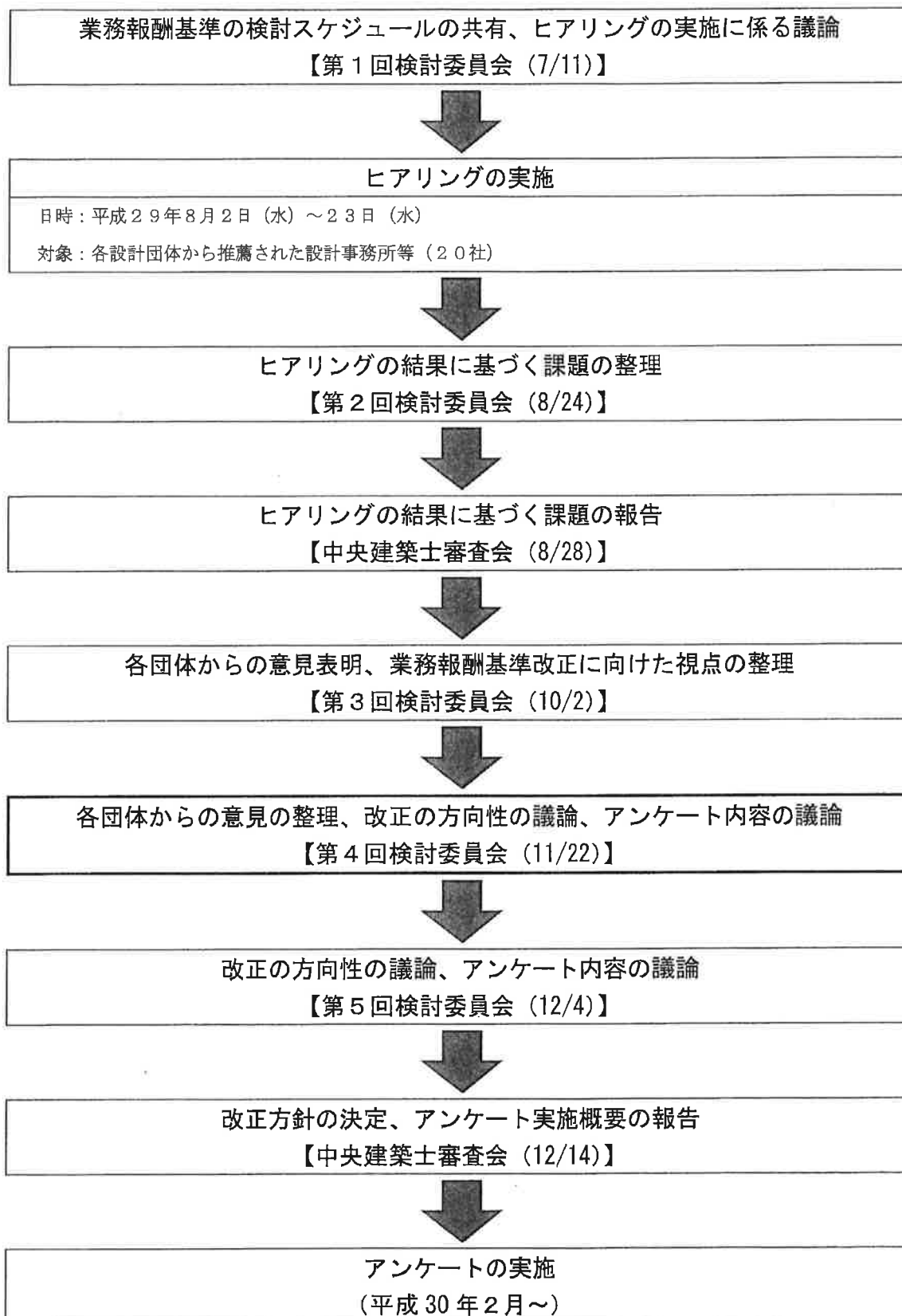
## 【厚生基金から移行した加入者】

・厚生年金基金の加入期間10年、15年、20年の者がその時点の一時金を新制度に持込

加入年数	一時金			(参考) 掛金累計額
	厚生基金に10年加入	厚生基金に15年加入	厚生基金に20年加入	
10年	354,160円	—	—	345,600円
15年	570,873円	593,104円	—	518,400円
20年	810,141円	834,686円	940,880円	691,200円
30年	1,365,980円	1,395,900円	1,525,350円	1,036,800円
40年	2,043,545円	2,080,017円	2,237,815円	1,382,400円



建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準  
(平成 21 年国土交通省告示第 15 号) 検討委員会 スケジュール概要 (案)





# 業務報酬基準改正の検討に関する要望

2017年10月2日

(公社) 日本建築士会連合会  
(一社) 日本建築士事務所協会連合会  
(公社) 日本建築家協会

## 1. 現行業務報酬基準の課題とその対応方針等に関する提案

### 1) 告示第15号改正への基本方針

- ① 時代に適合していること＝継続的改正の視点
- ② 発注者にとって使い易いこと＝適切な予算化の運用を促す
- ③ 適切な報酬が得られること＝職能を担保し、社会貢献の為の優秀な人材確保
- ④ アンケート調査に明確な視点を持つこと＝適切な設計／集計／分析により結果を導く

### 2) 課題の対応方針等について

第2回検討委員会で示された課題等について以下の3つの対応方針を提案する。また、検討項目として5項目の追加を提案する。

#### 2)-1 課題への対応方針の提案

##### ① 標準業務と略算表の整備

標準業務の内容／略算表の位置づけと使用範囲を明確化し、体系的整備を図る。  
略算表の対象範囲の大規模、小規模への拡張を各々の特性を踏まえ行う。

##### ② 難易度割増対象の整備

「複合用途」や「構造／設備」に加えて「統括」／「意匠」の概念を導入し、難易度に合わせた割増の仕組みの導入を図る。

##### ③ 標準外業務の整備

＝想定される標準外業務を体系的に（付随的に必ず必要となる業務、プロジェクトに応じ必要となる業務、オプション）整備し、プロジェクトの特質に合わせた業務量把握ができる表現を検討する。

#### 2)-2 その他検討内容の追加の提案

##### ① 直接及び間接経費／技術料等経費の見直し

設備／教育投資や利益の概念を導入、企業会計に即した経費の構成の検討

##### ② 業務期間の概念の導入

通常より短い／長い、分割／中断による追加業務の概念を導入検討

##### ③ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務の整理

現行の設計意図伝達業務を超えて行われている調整等業務の現状実態確認と整理

##### ④ 業務量が規模に相関しない場合の考え方

「質」の評価に関する概念の導入検討

##### ⑤ 追加的業務等

軽微な追加／変更業務の範囲の明確化と追加的業務内容の体系的整備の検討

### 3) 検討の進め方

設計三会として、適切なアンケート設計の為の具体的提案行う。

アンケートの設計に際しては、以下を課題と考える。

- ・本来あるべき業務量を導き出すこと
- ・必要な情報を適切に提供できる事務所からの情報を収集／集計すること
- ・集計／分析中に不足する必要なデータを集めるための追加アンケートを実施すること



## 2. 調査及び成果の活用に関する要望

### 1) 継続的調査研究体制

今後の設計監理等報酬の定期的・継続的な見直し体制を構築するために、設計三会が中心となって常設の調査研究組織を設ける考えがある。

今回の改訂には間に合わない、または根拠を集めきれないものであっても、継続的な調査研究を継続し、最新の情報で設計等報酬を算出可能とする手法の提供を検討したい。

### 2) 報酬基準（新告示第15号）運用ガイドライン

今回の見直し後、新告示の使い方、適用の仕方についての認識を建築主・設計者共通にするため、「報酬基準（新告示第15号）運用ガイドライン」を策定することを提案する。ガイドラインの作成は、設計三会が中心となって官民合同での作成をお願いしたい。

## I. 改訂のためのアンケート調査

### ・アンケート調査対象と調査方法について

アンケート調査の対象となる建築士事務所は、個人事務所から、海外事業を手掛けるような組織事務所まで様々であり、業務報酬基準に対する認識や知識がまるで違う中で、適切なアンケート調査結果を得るためには、どのような調査方法を取るべきかを決めなければならない。

課題として、

- ・調査対象は、告示15号改定時にアンケート調査に参加した事務所に限るのか、各団体から適正な回答を得られるであろう事務所をリストアップするのか、適正解を得るための講習会等を設け、参加した事務所を対象とするのか、その他の方法が考えられるのか、又その複合なのか、いずれにしても対象を絞らざるを得ないと思われる。
- ・調査方法は、調査対象の個別性に拘らず、一律同じアンケート調査票を用いるのか、個別性により分けるのか。  
分ける場合の例として（事務所調査・業務事例調査）
  - a、基礎調査と詳細調査に分け、基礎調査は一律全社で行い、詳細調査はデータベース等で、業務量等を記録している事務所に行なう。
  - b、事務所の規模により、行う業務の大きさが異なると思われるので、大、中、小用に調査票を分け、適正解を得る。
  - c、事務所の種類で分ける、総合事務所（専業・兼業共）構造事務所、電気設備事務所、機械設備事務所。
  - d、abcの組み合わせを考えて分ける。
- ・同じ類型、規模の建築物でも公共と民間では明らかに業務量が違うことについて、公共と民間を分けるのか、告示15号の通り分けしないのか、調査の前に決める必要がある。
- ・各類型において、どの範囲の規模までを調査対象とするのかを決める。  
当然告示15号の範囲より小規模、大規模までを対象とするのだが、小・大規模を調査する場合、どのような問題点があるのかを予め分析し、解決した上で調査に臨む必要がある。（例えば、大規模になると、複合建築物が多くなる等）
- ・改訂する告示の内容のどの範囲までをアンケート調査結果から求めるのか、例えば業務細分率等の詳細な内容を告示に導入しようとした場合、到底アンケート調査結果からは分析できないと思われる。  
従って、アンケート調査結果以外から告示の内容に折り込む場合の、合理的理由を考えておく必要がある。

- ・アンケート調査の分析から、告示に示すべき内容の全てを網羅することは困難であるため、分析中に不足だと思われるデータを得るための、追加アンケートを実施する必要がある。
- ・実績業務量と仮定業務量について、業務量のアンケート調査結果の分析は、仮定業務量で行うことは当然アンケートに参加する事務所が分かっていることではないことで、実績業務量から仮定業務量をどうやって積み上げるのかを正しくレクチャーする方法を決めなければならない。  
特に兼業事務所では、設計図と施工図、また中小の事務所によっては、監理と管理の仕分けが可能なかを判断する必要がある。不可能であれば、調査対象からはずすことも考えられる。

## II. 各課題への対応について

1. 発注方式の多様化に伴う設計業務の変化への対応（設計業務のフロントローディング化を含む）
  - ・発注方式の多様化により、設計業務の途中段階（多くは、基本設計と実施設計の間）で他社に設計を引き継ぎ、同時期に工事発注を行う場合の告示対応を明確にしなければならない。  
概ね、基本設計終了時点で工事発注をするためには、その業務の終了時に行う積算業務における工事費とほとんど変わらない概算工事費と、その算出が可能な部分詳細設計図書等が必要になる。  
その場合、一般的な設計施工分離を前提とした告示における基本設計、実施設計の標準業務内容も、多様化に対応できるように整理する必要があるか検討する。

### 課題として

- ・実施設計前に工事発注のための、設計中間取りまとめが必要となり、詳細な概算工事費算出と、そのための部分実施設計図書等が必要となる。取りまとめのための業務量と、詳細な概算工事費算出のための業務量は、標準外業務での加算なのか、部分実施設計図書等は標準業務内容からの移行なのか、又多くの場合、その部分実施設計図案がやり直しになる、その業務量は、標準外業務で加算するのか。
- ・設計業務のフロントローディング化について、フロントローディング化と発注方式の多様化に伴う変化は、その目的の差異から分けて考える必要がある。  
フロントローディング化の目的は、端的に言うとは設計の初期段階にローディング（負荷）を掛けて、出来る限り問題点を洗い出し解決しておくことで、建築の質を向上させることであり、発注方式によって結果的にフロントローディング化されることとは異なる。告示改定でフロントローディング化に対応するということは、一般的な基本設計、実施設計の標準業務内容を変えずに、業務の移行、加算等を行い、フロントローディング化の事例として示すのか、標準業務内容をフロントローディング化された業務内容が今後のあるべき姿とし、標準業務内容自体

を書き替えるのかの選択と思われるが、いずれにしても、アンケート調査では得られない内容である。

- ・発注方式の多様化に伴い、発注者代行業務が増加傾向にあるが、発注者代行への対応業務をどこまでが標準業務なのか、どこからが標準外業務なのかを定める必要がある。

## 2. 建築物の大規模化・複合化への対応

- ・建築物の大規模化に対応して、20,000 m<sup>2</sup>超の大規模建築物であっても、告示の略算表に示す必要がある。

建築物は、大規模になるほど複合用途となっていく、従って大規模建築物をアンケート調査するには、複合用途への対応を定めておかなければならない。

又、複合建築物という類型を告示に新たに加えるとすれば、複合建築物という定義を定める必要があるが、アンケート調査では、業務量が得られないと思われる。

### 課題として

- ・複合用途とは何かを定める必要がある。例えば比較的大きな付帯駐車場があれば複合なのか、駐車場が基準法上の緩和面積以下なら複合ではないのか、主用途があるならば、他の用途の割合が何割から複合になるのか等。
- ・複合建築物の業務量を算定する方法が定められるのか、標準業務と標準外業務に仕分けできるのか。
- ・複合建築物内に建築物でない工作物が存在したときの取り扱い。

## 3. 標準外業務の増大への対応

基本設計、実施設計に関する標準業務に関すること

工事監理に関する標準業務に関すること

業務量増大に関する要因

- ・標準業務の定義を明確化する、告示第15号では、建築士法第二十五条に基づき、建築士の独占業務及び士法第二十一条（その他の業務）から標準業務が示されているが、（その他の業務）の中の、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督（建築士が指導監督できるのか？）、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理、その他の業務に該当する業務の中でも、何が標準業務で、何が標準外業務なのか明確になっていないのが現状である。

近年増え続ける標準外業務と思われる業務も整理されていない。「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」に示されている標準業務やオプション業務の一覧の内容が必ずしも告示に示されているわけでもない。標準業務の定義を現状に沿って明確化することにより、標準外業務も明確にする必要がある。

又、標準外業務も付随的に必ず必要となる業務、プロジェクトに応じて必要となる業務、四会連合協定の契約約款に多く示されているようなオプション業務があり、告示又はガイドライン等にどのように示すのか、十分な検討が必要となる。

#### 課題として

- ・設計前業務としての企画業務、基本構想、基本計画業務等は、設計者が行おうが、発注者、発注者代行者が行おうが、官民間問わず必ず行わなければならない業務なので標準業務とするか、告示第15号での別添四と同じ表現で記載するか、いずれかが必要である。
- ・標準業務である概算工事費の検討について、概算工事費の算定方法には定めがなく、本来業務量を示せるものではないが、細分率等でも業務量が示されている不合理がある。又昨今、設計者のコスト管理能力が疑問視されているが、公共工事では積算業務がほぼ義務付けられているが、地方都市では積算事務所がほとんどなく、概算工事費算定、積算業務はほとんど自前で行わざるを得ない。  
コスト管理の有効な方法の一つとして、官民間問わず「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」を準用すれば良いのだが、業務量がかかりすぎて使用できない。例えば、ガイドラインを準用することを「詳細な概算工事費算定」として、標準外業務に告示で示すことはできないか。
- ・積算業務について、積算業務は、告示第15号に於いて、別紙四、1、七に「設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務」とされ、業務量は官庁施設の積算要領で（実施設計×0.15）とされているが、それでは不足との意見も多く、元々標準外業務としての調査がされているわけではないので、アンケート調査対象とすべき。
- ・工事監理ガイドラインについて、工事監理ガイドラインは、平成21年9月に通知されたもので、告示第15号には反映されていない。改定に於いては、ガイドラインに沿ったアンケート調査を行い、又、基礎ぐい問題等、業務量の増大も含め、標準業務と標準外業務を精査する必要がある。
- ・監理業務の期間等の問題、建設業の働き方改変によって、時間外労働規制による週休2日制の推進等で、同じ用途・規模の建築物でも工事期間が延びる、すなわち監理業務期間が延びることでの業務量の増加や、工事監理ガイドラインでは増加なしとなった、「常駐監理」の業務量の問題等を検証しなければならない、「常駐監理」は標準外業務とするべきではないか。しかし、これらの課題はアンケート調査では分からない。
- ・BIMでの業務について、日事連の平成29年度に行われた会員事務所の労働環境等に関する実態調査では、BIMの普及率は12%程度でまだまだ低いが、告示改定後数年で、一般的な業務ツールになるのではないかとと思われる。

このたびの改定に於いて、平成26年3月に通知されたBIMガイドラインの内容と実際の業務内容を対比しつつ、BIMでの業務が、告示の標準業務に与える影響があるのかと、ウォークスルーや、環境影響シミュレーション等の標準外業務の積み上げを行うべきである。

- ・プロポーザル・コンペについて、設計前業務の企画業務等を検討するにあたり、官民間問わず行われるプロポーザル・コンペは、明らかに設計前業務である企画業務等の一部を求められることに他ならない。従って、その業務量に対する報酬がどうあるべきかという課題を考える必要がある。

#### 4. 難易度設定に関すること

- ・告示第15号では、難易度を別添二で、建築物の類型別に第1類（標準的なもの）、第2類（複雑な設計等を必要とするもの）の2分類とし、別添三、4で構造の難易度（ $\times 1.2 \sim 1.4$ ）、三、5で設備の難易度（ $\times 1.4$ ）を示しているだけだが、告示改定に当たっては、難易度で業務量を示す必要のある業務上の課題を、検討しなければならない。

#### 課題として

- ・別添二では、類型別の難易度を2段階としているが、現実的には3段階とした方が良いのではないか、又 その場合類型によっては第一類の分類が必要のない類型があるのではないか。
- ・類型別の難易度で別添三の4、5の構造、設備の難易度のように特殊な理由による難易度がないか精査する必要がある。難易度ではないかと思われる例として
  - a、極端に工事費（グレード）の高い、又は安い建築物
  - b、設計工期が極端に長い、又は短い建築物
- ・別添二の表の中の類型別の建物用途例は、もっと精査しなければならない。例えばスタジアム等（規模と床面積に整合性がない建築物）等。

#### 5. 業務細分率に関すること

- ・告示第15号の別添一の1、2で示されている、設計及び工事監理に関する標準業務内容の通りに、「官庁施設の設計業務等積算要領」別表2-2、2-3に建築物の床面積別の業務細分率が示されており、又 工事監理業務について、別表2-4に項目別対象外業務率、別表2-5に完成図の確認に係る追加業務率が示されている、これらの詳細な業務細分率がなぜ「官庁施設の設計業務等積算要領」に示す必要があったのかもよく確認した上で、告示改定に当り、業務細分率を示すべきか検討する必要がある。示すことが有効である例として、
  - a、発注方式の多様化に伴う設計業務の変化への対応
  - b、設計JV、共同設計等での業務内容の仕分けへの対応
  - c、官民間問わず、発注者が発注業務内容を明確にするための項目の分類（内容

が公表されないと問題が生じる)

課題として

- ・どこまで示すのか、例えば設計で、基本設計・実施設計・意図伝達程度の仕分けであれば、アンケート調査が可能だと思われるが、詳細項目では仕分けは不可能。

6. 工事施工段階の実実施設計に関する標準業務(設計意図伝達業務)に関すること

- ・設計意図伝達業務と工事監理に関する標準業務の領域が官民共まだまだ正しく認識されているとは言い難く、地方公共団体の第三者監理発注に於いても、設計意図伝達業務が発注されないことさえあるのが現状で、業務量のアンケート調査では、正しく認識した上での仮定業務量調査が必要となる。

課題として

- ・設計意図伝達業務では「施工図等の確認」は、(設計図書の定めにより)、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある、(部材、部位等)の確認とされており、設計図等に定められた(部材、部位)に限られているのだが、それが一般的に理解されているか疑問であり、又確認したい(部材、部位)が設計図等に定めることが一般的に普及しているとは思えない、無秩序に「施工図等の確認」が求められ、業務量が増大する恐れがある、アンケート調査をするに当たり、事実を明確にし、考え方を示した上で行うべきである、「施工図等の確認」では工事監理でも同じことが言える。(工事監理では施工図等の検討及び報告となる)

7. 統括業務の区分に関すること

- ・告示第15号では、設計の種類を総合、構造、設備としているが、告示第15号への改定のためのアンケート調査では、総合は統括と意匠に分けられていた。しかしながら調査の結果、統括業務の業務量が分散して表すことができなかつたため、総合として意匠と合体した経緯がある。設計及び工事監理の標準業務の業務内容は設計の種類(総合(統括+意匠)、構造、設備)に分けられているわけではないので、統括業務の内容は不明確なままである。このたびの告示改定に於いては、統括業務の内容を明らかにし、本来分けるべきであった統括と意匠を分けて示すべきだと思う。しかしながら、統括業務の業務量が本当に分けて調査できる

のか、又 業務量調査以外で、統括業務として分けられる合理的方法があるのか検討する必要がある。

8. 小規模建築物（略算表範囲外）の業務量に関すること

- ・告示第15号に於いては、戸建住宅以外の全ての種類の小規模建築物（下限 300 m<sup>2</sup> ~1,000 m<sup>2</sup>）で業務量が過大だという意見が多く、又 官庁施設の設計業務等積算要領では下限を下回る略算表範囲外の建築物も、直線補完によって業務量が示されているが、やはり業務量が過大だとされている。この原因の一つとして、アンケート調査の規模によるサンプル数の偏りがあげられているが検証が必要で、又、小規模の面積での業務量のばらつきが顕著なことから、小規模の建築物の業務量を床面積だけで計るのは難しいと思われる。建築物の構造（木造、S造、RC造）によっても業務量がかなり違うこともあるので、小規模建築物の業務量は床面積と相俟って構造の違いでも示すことが合理的と思われるが、かなりの検討が必要となる。





# 業務報酬基準（告示15号）改正の視点

---

平成29年11月22日  
国土交通省 住宅局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

---

## 業務報酬基準(告示15号)改正にあたっての課題



標準業務・標準外業務に関する事	2
設計・工事監理業務に係る業務量の比率に関する事	7
略算表の範囲に関する事	11
難易度に関する事	13
建築物の複合化に関する事	16
その他の業務量増大に関する事	20

課題

基本設計・実施設計の標準業務に関する課題 (⑥)

○従来、標準外業務としてきた業務が標準化されてきている現状があり、基本的な業務量が以前と比べると増大している。

工事施工段階の業務に関する課題 (⑦)

○「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務（設計意図伝達、設計意図の観点からの検討・助言）」と「工事監理に関する標準業務」、「その他の標準業務」が正しく認識されておらず、適切な報酬が得られていない。

工事監理に関する標準業務に関する課題 (⑧)

○基礎ぐい問題以降、工事監理業務が増大していることや、工事監理を複数社で実施することに伴う工事監理における調整業務が発生していることなど、工事監理の実態が以前と比べると変化している。

標準外業務の増大に関する課題 (③)

○標準外業務について、様々な業務が実施されているが、適切な報酬が得られていない。例えば、計画変更に係る業務や、比較検討の作業など、標準業務なのか標準外業務なのかの線引きが曖昧である。

改正の方針(案)

【標準業務の明確化】

- 設計、工事監理に係る標準業務を明確化する。
- 建築基準関係規定（義務基準）に係る業務は標準業務（任意制度については標準外業務）であることを明確化する。

例) ・消防法

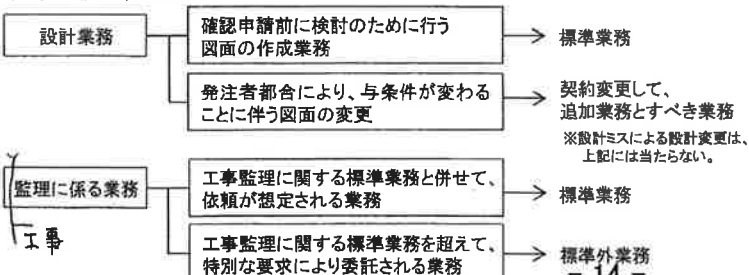
- ・建築物省エネ法 (2,000㎡以上で基準適合義務、300㎡以上で届出義務)
- ・バリアフリー法 (2,000㎡以上で基準適合義務)

○工事施工段階で実施される業務は、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」「工事監理に関する標準業務」「その他の標準業務」に明確に区分されており、それらの標準業務の周知を図ることとする。

【標準外業務の明確化】

○標準外業務を分類・リスト化し、可能な範囲で告示で明確化する。

<標準業務の明確化>



<標準外業務のリスト化のイメージ>



※標準業務なのか標準外業務なのかの線引きが曖昧な業務について、前提と考えていることを明確にし、ガイドライン等で詳細に明示する。

改正の方針(案)に基づき、各団体からの意見に対する対応(案)

基本設計・実施設計の標準業務に関する課題 (⑥)

- 非構造部材の設計は標準業務であることを明示する必要。
- 成果品の内容を明確にする。
- BIMの進展により、設計図と施工図の境界がなくなりつつあり、設計段階の調整業務が増える傾向にある。
- 調査・企画段階における設計と条件の策定などは通常求められているので、現状求められている業務を標準業務とすべき。
- 標準業務に「調査・企画」を追加する。

- ⇒ 標準業務としてガイドライン等で明示。
- ⇒
- ⇒
- ⇒ 標準外業務として、ガイドライン等で明示。
- ⇒

工事施工段階の業務に関する課題 (⑦)

- 工事施工段階で「設計と施工の調整」と「施工の調整及び大規模建築物の工事に際して工事管理者と連携して行う設計者の総合図による確認・調整の業務」は一般的となっているので、標準業務に位置付ける。
- 着工後も、発注者の方針変更やテナント工事の対応等で設計変更が頻繁に発生する。

- ⇒ 「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」、「工事監理に関する標準業務」、「その他の標準業務」の実施者および業務内容を明示・周知。
- ⇒ 契約変更して当初業務に追加すべき業務として明示。

工事監理に関する標準業務に関する課題 (⑧)

- 建設業の働き方改変によって、時間外労働規制により週休2日制等が推進されているので、同じ用途・規模の建築物でも監理業務期間が延びることでの業務量の増加や、「常駐監理」の業務量の問題等を検証する。

- ⇒ 監理期間により業務量が増える観点の確認が必要。「常駐監理」のうち、建築主の特別な要求による場合等は、標準外業務もしくは略算方法の対象外として整理。

改正の方針(案)に基づき、各団体からの意見に対する対応(案)

標準外業務の増大に関する課題 (③)

- 特定天井など新たな法律により生じた特殊な業務は、標準外業務としての例示に加える。
- ZEB、BCP、IoT、スマートエネルギーなどの高度な専門性が必要となる業務を標準外業務の例示としてリスト化。
- BIM、CASを駆使せざるを得ない高度な業務を標準外業務の例示としてリスト化。
- BIMでの業務が告示の標準業務に与える影響を検討し、BIMを使ったウォークスルーや環境影響シミュレーション等を標準外業務とする。
- 標準外業務に「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」を、民間建築物に準用した工事費算定を「詳細な概算工事費算定」として示す。
- 標準外業務を、設計段階（基本設計の標準外業務、実施設計の標準外業務等）ではなく、「立地・規模特性（法令関連）」「事業特性（法令関連）」「その他」に整理。
- 計画変更の確認申請が不要な「軽微な変更」を追加業務とする。
- 標準外業務の業務量の算定式等はそれぞれの団体で作成できる。
- BELSやCASBEEなどの省エネラベリングに代表される行政施策対応業務を標準外業務から標準業務へ追加する

- ⇒ 標準業務として整理（アンケート調査において、特定天井の有無を確認）
- ⇒
- ⇒ 標準外業務としてガイドライン等で明示。
- ⇒
- ⇒ P(官庁営繕部の意見を確認中)
- ⇒ 標準外業務としてガイドライン等で明示。（詳細については、今後議論が必要。）
- ⇒ 「軽微な変更」という文言ではなく、計画変更の内容・理由によって、標準業務に含むか標準外業務かを整理。
- ⇒ 算定式等の作成については、類型化・基準化が課題。
- ⇒ 任意制度については、標準外業務として整理。

アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 以下を標準業務に含まれるものとして調査を実施する。<sup>事務上より近いこと</sup>
- ・ 建築基準関係規定（建築物省エネ法、バリアフリー法、都市緑地法を含む）に係る業務に係る業務
  - ・ 「構造設計一級建築士」、「設備設計一級建築士」の法定業務
  - ・ 確認申請前の設計内容の検討時における計画内容の変更
- ※「建築確認申請に係る業務」に関して、「申請図書の作成に必要となる事前協議業務」、「設計図書（申請図書）、申請書類の作成に係る業務」、「指摘事項への対応業務」については、標準業務に含むものとする。
- 以下を標準業務に含まれないもの（標準外業務）として調査を実施する。
- ・ 発注者都合又は設計段階で予測されなかった事由に起因する計画内容の変更
  - ・ 「常駐管理」など、発注者の特別な要求によるもの等
- 基礎ぐい問題の発生を受け、基礎杭の有無を分けて、業務量を調査する。
- 実績業務量・仮定標準業務量を調査するにあたり、各技術者（技術者A～F、補助員等）ごとの業務量ではなく、技術者Eに換算した業務量とする。
- 「軽微な変更」については、建築基準法上の「軽微な変更」と、業務量に影響を及ぼす設計変更とを混同しないようにするため、「発注者都合により、与条件が変わることに伴う設計変更」等に関しては、標準外業務であることを整理・明記する。

課題

発注方式の多様化に伴う設計業務の変化に関する課題 (①)

- 基本設計後に工事発注を行う場合に、基本設計段階で詳細な工事費概算、詳細な計画検討（部分詳細、省エネ関連検討等）を行うための業務が発生し、基本設計時の業務量が增大している。
- 設計業務がフロントローディングされた場合に、工期・工費の調整のため、実施設計段階で基本設計をやり直す場合があり、実施設計業務の業務量が增大している。
- CM、PM等の業務が一般的になり、CM、PM等の実施主体との調整が増え、説明資料の作成などの業務量が增大している。

業務の区分に関する課題 (⑤)

- 現在の略算表では、「設計」は、「基本設計」、「実施設計」、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」を一括りにして業務量を設定しているが、「基本設計」、「実施設計」、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」をそれぞれ別の主体が行うケースがあり、現在の略算表では対応できない。

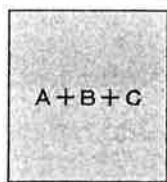
改正の方針(案)

【設計・工事管理業務に係る業務量の明確化】

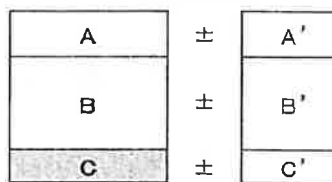
- 「設計」「工事監理」の業務量を区分した比率を目安として示す。  
その際、比率についてどう扱うか。
- フロントローディングや、「基本設計」「実施設計」を別の主体が実施する場合等で、増加・削減する業務の内容について整理の上、明示する。

<設計に係る業務量の改正イメージ>

現行の標準業務量



改正後の業務量



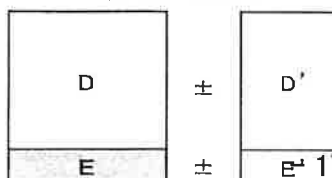
- A : 基本設計に関する標準業務
- B : 実施設計に関する標準業務
- C : 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務
- A' : 基本設計において増加する標準外業務  
(Bにおける一部の標準業務、削減する標準業務等を含む)
- B' : 実施設計において増加する標準外業務  
(Aにおける一部の標準業務、削減する標準業務等を含む)
- C' : 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計において増加する標準外業務  
(Bにおける一部の標準業務、削減する標準業務等を含む)

<工事監理に係る業務量の改正イメージ>

現行の標準業務量



改正後の業務量



- D : 工事監理に関する標準業務
- E : その他の標準業務
- D' : 工事監理において増加する標準外業務  
(Eにおける一部の標準業務、削減する標準業務等を含む)
- E' : その他の業務において増加する標準外業務  
(Dにおける一部の標準業務、削減する標準業務等を含む)

改正の方針(案)に基づく、各団体からの意見に対する対応(案)

発注方式の多様化に伴う設計業務の変化に関する課題 (①)

- 一般的な設計施工分離を前提とするが、基本設計、実施設計の標準業務内容を、多様化に対応できるように整理する。
- 発注方式の多様化に伴う設計業務の変化への対応や、設計JV、共同設計等での業務内容仕分けへの対応、官民間問わず発注者が発注業務内容を明確にするため業務比率を示す。
- 「業務細分率」を設定することと併せて、実施設計の一部を前倒しする場合の「業務細分率」の割合を補正する方法を整備する。
- 発注方式ごとに個別に内容を設定し、業務量を算定すべき。
- 発注方式に応じた算定式等が必要。
- 設計者選定のプロポーザルは、設計前段階の業務である企画業務等の一部を行っているので、その業務量に対する報酬が必要。
- 基本設計段階の前後に、調査・企画の業務を追加する。

⇒  
⇒  
⇒  
⇒  
⇒  
⇒  
⇒

業務報酬基準において、詳細な数値を示すことは困難なため、「設計」「工事監理」における業務量の中区分ごとの比率と、中区分のみ受託した場合に増減する業務内容について調査し、示す方針。

標準外業務として整理。

業務の区分に関する課題 (⑤)

- 「統括」の業務内容の明確化に取り組む。
- 「意匠」と「統括」を分けて示すべき。
- 統括業務の内容及び業務量を、明確にすべき。

⇒  
⇒  
⇒

「総合」を「意匠」と「統括」に区分することの必要性について、検討が必要。

アンケート調査で問うべきこと(案)

- 「設計」業務に関して、「基本設計」「実施設計」「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」を一貫して行った者に対して、業務の区分ごとに業務量の比率を調査する。  
※「基本設計」「実施設計」「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」について、それぞれの定義を明確に示した上で、調査する。
- 「工事監理」業務に関して、「工事監理に関する標準業務」「その他の標準業務」を一貫して行った者に対して業務の区分ごとに業務量の比率を調査する。  
※「工事監理に関する標準業務」「その他の標準業務」について、それぞれの定義を明確に示した上で、調査する。

アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 現行の業務報酬基準のとおり、設計業務を「基本設計」から「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」まで一貫して受託した場合を一般的な業務とし、発注方式ごとの業務量の調査は行わない。
- 「基本設計」「実施設計」「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」を、それぞれ別の主体が実施する場合等で、増加・削減する標準業務・標準外業務の内容について、検討委員会において、予め検討する。
- 「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計」において、設計と工事監理を同一の者が行う場合等で、増加・削減する標準業務・標準外業務の内容について、検討委員会において、予め検討する。
- 「総合」の業務量に関して、「総括」と「意匠」に区分して業務量を調査する方針とするべきか、予め検討する。

課題

建築物の大規模化に関する課題 (②)

- 現在の略算表では、基本的に500㎡~20,000㎡の業務量を示しており、20,000㎡超の規模について、略算表の業務量を直線補完して活用している場合があり、実態の業務量と乖離している。
- 大規模化した場合や、複合化した場合に固有の要求条件（省エネ、防災、高度な耐震性、長寿命化、調整業務など）や、工期の長期化により、業務量が増大している。

小規模建築物（略算表範囲外）の業務量に関する課題 (⑨)

- 略算表の範囲外の小規模建築物について、略算表を直線補完して活用しており、実態と乖離している。

改正の方針(案)

【略算表の改正】又は【標準外業務の改正】【難易度の設定】

- 統計がとれた場合、略算表の範囲を拡大する。
- 統計がとれなかった場合、「大規模化」により増加する業務内容について、標準外業務として示す。  
なお、「C工事」に係る設計、調整等の業務については、現行のとおり、標準外業務として整理する。
- 「小規模建築物」について、「床面積」以外の業務量に影響する「観点」について、検討する必要があるか。

1

改正の方針(案)に基づき、各団体からの意見に対する対応(案)

小規模建築物（略算表範囲外）の業務量に関する課題 (⑨)

- 小規模建築物の業務量の算出方法を根本的に議論する必要。
- 小規模・住宅等の建築物で、業務量が必ずしも建築物の規模に相関しない業務についても、実態を把握して反映する必要。
- 小規模・住宅等の建築物については業務量の他に、直接・間接の経費についても同時に調査し、経費率について、標準的な規模や非住宅建築物とは別の指標を用いることを検討する。
- 建築物の構造（木造、S造、RC造）によっても業務量がかかなり違うこともあるので、小規模建築物の業務量は床面積と構造の違いとの両方で示すことが合理的。

⇒  
⇒  
⇒  
⇒

小規模建築物に係る、「床面積」以外の観点の設定の要・不要について、検討。

アンケート調査で聞くべきこと(案)

- 「大規模化」「小規模建築物」に関して、極力多くのサンプルの業務量(実績業務量及び仮定標準業務量)を調査する。

アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 「信頼できるデータ」を収集するため、調査対象とする建築士事務所、及び建築士事務所ごとの回答数を制限するべきかについて、検討委員会において予め検討する。
- 「大規模化」に関して、統計がとれなかった場合の業務量が増加する「観点」の要・不要について、予め検討する。

1



課題

難易度に関する課題 (④)

- 「設備」については、建築物の用途や規模よりも、設置する設備の「グレード」が業務量に影響するものであり、現在の略算方法では実態に合わない。
- 建築物の用途分類や難易度（第1類、第2類）への当てはめについて、発注者と受注者で考え方が一致しないケースがある。
- 「意匠」の難易度は、「総合」として建築物の類型（第1類、第2類）により、それぞれの業務量で示されているが、「意匠」について敷地形状、敷地条件、空間構成、機能構成など用途以外の観点により難易度が異なる実態がある。
- 構造設計は、同じ床面積でも、階数や構造フレームの組み合わせ、大空間の計画などにより、割増し等が必要となる実態がある。

改正の方針(案)

【難易度の設定】

- 「総合」「意匠」「構造」「設備」ごとに難易度を示す。  
例えば「総合（意匠）」については、用途の分類に起因しない敷地形状等による難易度、「構造」については、現在、難易度を設定している軟弱地盤等以外の難易度、「設備」については、「グレード」による難易度を導入する。  
※難易度係数をすべての観点で示すのは困難なため、「難易度係数」を示せる場合と示せない場合に分けて設定することも想定。

1

改正の方針(案)に基づく、各団体からの意見に対する対応(案)

難易度に関する課題 (④)

●第1類、第2類の建築用途例は、スタジアム（規模と床面積に相関のない建築物）なども考慮して精査する。	⇒	特殊な用途等については、略算表の対象外であることをガイドライン等において明示。
●構造の難易度に関して、現行の3種類に加えて、「告示免震を採用した場合の乗すべき倍数」を追加する	⇒	○
●「統括」「意匠」「構造」「設備」のそれぞれの分野において、難易度に合わせて割増しできる仕組みが必要。	⇒	○
●業務量の難易度設定が不明確であるので、設備の難易度も第1類、第2類として15用途毎に定め、加えてグレード・環境性能などによる難易度係数を設定する。	⇒	○
●プロジェクトの特性に合わせて割増が必要。（複合/統括・意匠・構造・設備等）	⇒	詳細の確認が必要。

1

### アンケート調査で問うべきこと(案)

- 「難易度」が上がる「観点」及び「難易度係数」を設定するため、「難易度」が上がる「観点」及びその増加した業務量を業務の区分（「総合」、「構造」、「設備」）ごとに調査する。

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 「総合」の業務量に関して、「総括」と「意匠」に区分して業務量を調査する方針とするべきか、予め検討する。【再掲】
- 「難易度」の上がる「観点」について、検討委員会において、予め検討する。（回答者が回答しやすいよう、予めある程度の選択肢を用意しておく。）
- 「設備」の「グレードの観点」について、検討委員会において、予め検討する。（回答者が回答しやすいよう、予めある程度の選択肢を用意しておく。）

## 課題

### 建築物の複合化に関する課題 (②)

- 複合用途建築物については略算表を用いた業務量の算定方法がないため、算定できない。
- 大規模化した場合や、複合化した場合に固有の要求条件（省エネ、防災、高度な耐震性、長寿命化、調整業務など）や、工期の長期化により、業務量が増大している。【再掲】

## 改正の方針(案)

### 【難易度の設定】

- 建築物が複合用途となることによって業務量が増加する「観点」を、「難易度」として示す。併せて、数値が示せた場合に、複合化による「難易度係数」を示す。

1

## 改正の方針(案)に基づく、各団体からの意見に対する対応(案)

### 建築物の複合化に関する課題 (②)

- 複合用途とは何かを定めることが必要。
- 複合化によって増える業務量の目安を示すため、難易度の割増によって複合化に対応する。
- 複合化について延べ面積に応じてそれぞれの略算表から算定した業務量を合算する方法が適正。

⇒

⇒

⇒

略算表を用いた業務量の算定方法については、検討が必要。

## アンケート調査で聞くべきこと(案)

- 「複合建築物」に関して、極力、多くのサンプルの業務量（実績業務量及び仮定標準業務量）を調査する。
  - ・「複合建築物」について、多くのサンプルの業務量を調査した上で、同等の規模の単一用途建築物の業務量と比較する等により、「略算表」の作成もしくは「難易度2係数」の設定の可・不可について、分析・検討する。

1

アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

○「複合建築物」の定義について、検討委員会において、予め検討が必要。

○アンケート調査における「複合建築物」の定義について

<案①>

・複数の用途を含み、かつ複数の用途に係る設計・工事監理業務を委託された場合の建築物で、最も延べ面積が大きい用途の占める床面積割合が、全体の9割未満のもの。

※調査にあたっては、最も延べ面積が大きい用途とその面積を調査する。

<案②> ← JBA 様

・複数の用途を含み、かつ複数の用途に係る設計・工事監理業務を委託された場合の建築物で、それぞれの用途が単独で営業や運用が可能（例えば、用途の面積が全体の10%程度以上又は2,000㎡程度以上のもの。）なもの。

※単独で営業や運用が可能であるということは、施設動線や設備設計等の独立性が高く、その結果、それら複数の用途を一つの建築物として統合して設計を進めることは難度が非常に高くなる。

※調査にあたっては、複合している全ての用途とそれぞれの面積を調査する。

○「複合化」によって、業務量が増加する「観点」について、検討委員会において、予め検討が必要。

アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

○略算表を用いた「複合建築物」の業務量の算定方法について、以下のような例が考えられるが、いずれが適正といえるか。

<例1> 建築物A

用途① X [㎡]
用途② Y [㎡]

用途①が最も延べ面積が大きい用途である複合建築物の(X+Y) [㎡]の業務量  
: a [人・時間]

〈建築物Aに係る業務量〉= a [人・時間]

<例2> 建築物A

用途① X [㎡]
用途② Y [㎡]

用途①の X [㎡]の業務量  
: b [人・時間]

用途②の Y [㎡]の業務量  
: c [人・時間]

〈建築物Aに係る業務量〉= b+c [人・時間]

<例3> 建築物A

用途① X [㎡]
用途② Y [㎡]

用途①の(X+Y) [㎡]の業務量  
: d [人・時間]

用途②の(X+Y) [㎡]の業務量  
: e [人・時間]

複合化割増係数 :  $\alpha$

〈建築物Aに係る業務量〉=  $(d \times \frac{X}{X+Y} + e \times \frac{Y}{X+Y}) \times \alpha$  [人・時間]

## その他の業務量増大に関すること①

### 課題

- 極めて短期間で実施する業務や、長期間にわたる業務（フェーズを分けて建築するものや、現地建て替えなど）について、業務量をどのように考えるか。
- 近年、設計手法が高度化（BIM、VR、モックアップ等の活用）しており、設計に係る業務量が増加している。
- 極めて短いまたは長い期間で業務を実施する場合等に、標準的な業務期間と異なる場合には追加的な費用が発生するため、業務期間の概念を報酬基準に導入し、業務期間により補正する。
- BIMを導入した場合の報酬基準の補正方法が必要。
- 積算業務の業務内容及び業務量を見直す。
- 業務量の増大の要因になっている標準外業務は標準業務に含める。
- 業務量が規模に相関しない場合があり、「質」等の評価に係る概念の導入が必要。
- 設計・工事監理業の健全な発展や、働き方改革の視点からの検討が必要。
- ワーク・ライフ・バランスや女性の継続的な就労等の働き方改革の観点からも建築士事務所の業務報酬のあり方を検討2が必要。
- 大規模木造建築物で追加的に必要となる木材の調達や新技術の採用に関する検討等に係る報酬を別途考慮することが必要。
- 同じ類型、規模の建築物でも公共と民間では明らかに業務量が違うことについて、公共と民間を分けるのかを決める必要。

○：ヒアリングで得た意見    ●：各団体から提案された意見

## その他の業務量増大に関すること②

### 改正の方針(案)

#### 【標準外業務の改正】

○業務量が増加することが想定されるケースを明示し、それに伴う業務を標準外業務として示す。

<例> ・特殊な設計 ・工事の長期化 ・新たな技術・検討の導入	—	大規模木造建築物等、通常の設計業務と比較し、材料の検証等の業務	→	標準外業務
	—	工事の長期化により、工事監理業務における調整業務(委員会への参加等)等	→	標準外業務
	—	BIMの活用や、新たな施工方法のための設計検討、任意制度の検討等による業務	→	標準外業務

#### 【標準外業務の改正】又は【難易度の設定】

○短期間もしくは長期間にわたる業務となる場合の「時間の概念」に関して、業務内容（標準的ではない業務）が増える場合は、標準外業務として示す。

業務の難易度が上がる場合は、難易度として、業務量が増加する観点を示す。

- 例) ・組織マネジメントに係る業務が増加する。  
 ・従事する技術者の要件による業務報酬への反映が必要となる。

○建築物の「質」の向上により、業務内容（標準的ではない業務）が増える場合は、標準外業務として示す。  
 業務の難易度が上がる場合は、難易度として、業務量が増加する観点を示す。

- 例) ・過去の経験に基づいた設計に係る知識が必要となる。  
 ・通常の設計では使用しない部材・部品の商品知識が必要となる。

以上のような理由から、経験値・技術力の高い技術者による対応、及び単価について配慮が必要。

○大規模木造建築物への対応により、業務内容（標準的ではない業務）が増える場合は、標準外業務として示す。  
 業務の難易度が上がる場合は、難易度として、業務量が増加する観点を示す。

○業務報酬基準において、「公共」と「民間」による違いは示さない方針とする。

対応が必要な場合は、業務量が増加する「観点」を示し、標準外業務の改正や難易度の設定で対応する。

## その他の業務量増大に関すること③

### 改正の方針(案)に基づく、各団体からの意見に対する対応(案)

○極めて短期間で実施する業務や、長期間にわたる業務（フェーズを分けて建築するものや、現地建て替えなど）について、業務量をどのように考えるか。	⇒	「時間の概念」に関して、業務量の増加や業務量に係る影響等の具体的な「観点」について、 <b>詳細の確認が必要。</b>
●極めて短いまたは長い期間で業務を実施する場合等に、標準的な業務期間と異なる場合には追加的な費用が発生するため、業務期間の概念を報酬基準に導入し、業務期間により補正する。	⇒	
○近年、設計手法が高度化（BIM、VR、モックアップ等の活用）しており、設計に係る業務量が増加している。	⇒	BIM等を活用した設計業務は、実態として一般的な業務と位置付けるには時期尚早と考えられることから、標準外業務にて整理。
●BIMを導入した場合の報酬基準の補正方法が必要。	⇒	
●積算業務の業務内容及び業務量を見直す。	⇒	官庁施設の設計業務等積算基準において対応検討。
●業務量の増大の要因になっている標準外業務は標準業務に含める。	⇒	標準的に行われる業務について、整理の上、標準業務に含むものとする。
●業務量が規模に相関しない場合があり、「質」等の評価に係る概念の導入が必要。	⇒	「質」の評価に関する具体的な「観点」について、 <b>詳細の確認が必要。</b>
●設計・工事監理業の健全な発展や、働き方改革の視点からの検討が必要。	⇒	
●ワーク・ライフ・バランスや女性の継続的な就労等の働き方改革の観点からも建築士事務所の業務報酬のあり方を検討が必要。	⇒	業務量が増加する「観点」について、 <b>詳細の確認が必要。</b>
●大規模木造建築物で追加的に必要となる木材の調達や新技術の採用に関する検討等に係る報酬を別途考慮することが必要。	⇒	
●大規模木造建築物で追加的に必要となる木材の調達や新技術の採用に関する検討等に係る報酬を別途考慮することが必要。	⇒	「大規模木造建築物」のために業務量が増加する具体的な「観点」について、詳細を確認した上で、必要に応じ、ガイドライン等で明示。

22

## その他の業務量増大に関すること④

### アンケート調査にあたって確認・検討すべきこと(案)

- 「質」等の評価に係る概念に関して、業務量が増加する具体的な「観点」について、検討委員会において、**予め検討する。**
- 「大規模木造建築物」に係る業務に関して、業務量が増加する具体的な「観点」について、検討委員会において、**予め検討する。**
- 「公共」と「民間」の違いにより、業務量が増加する具体的な「観点」について、検討委員会において、**予め検討する。**

## 用語の定義等①

### 「標準業務」の定義（案）

- 一般的な設計又は工事監理受託契約に基づいて行う、個別事例によって業務内容に差異がないと想定される業務であり、標準的な業務量を示すことのできる業務。
- 告示第15号別添一の「成果図書」を作成するために行う、別添一の「業務内容」に示す業務。  
（「建築設計・監理等業務委託契約約款（四会連合協定）」における「基本業務」も参考とする。）
- 業務において必要と想定される、検討段階における設計変更、「建築基準関係規定」への適合に係る検討等を含む。

### 「標準外業務」の定義（案）

- 設計又は工事監理受託契約に基づき、「設計」「工事監理」に関する標準業務に付随して実施される業務であり、別添一の「業務内容」に示されている以外の業務。
- 建築主からの特段の依頼等により、標準業務に付随して行う追加的な業務であり、標準業務がなければ発生しない業務。
- 個別のプロジェクトによる、設計前段階の与条件に係る検討、任意制度に係る検討、BIMの活用により増加する業務等を含む。

### 「工事監理」と「監理」の業務範囲（案）

- 「工事監理」とは、建築士法第2条第8項に規定される「法定業務」であり、「工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」をいう。業務報酬基準における「工事監理に関する標準業務」は、「法定業務」及び「法定業務」を行う上で欠かせない業務を範囲とする。
- 「監理」とは、「工事監理に関する標準業務」及び、「工事監理に関する標準業務」以外の「その他の標準業務」「標準外業務」「告示15号に含まれない追加的な業務」を含む「契約により決定される業務」を業務の範囲とする。

## 用語の定義等②

### 「統括」業務の定義（案）

- 建築物の意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計業務。
- 設計の元請として受託し、関連する設計事務所の窓口として、建築主と行う調整業務を含む。

### 「直接人件費」（案）

- 設計等の業務に直接従事するものについて、当該業務に関して必要となる人件費。  
例）・給与 ・ 諸手当 ・ 賞与 ・ 退職給与 ・ 法定保険料等の人件費

### 「直接経費」（案）

- 当該業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く）の合計額。  
例）・印刷製本費 ・ 複写費 ・ 交通費（出張旅費を除く） ・ 物品購入費 ・ 専門外注費

### 「間接経費」（案）

- 設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な費用のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額。  
例）・直接人件費以外の人件費 ・ 研究調査費 ・ 研修費 ・ 減価償却費 ・ 通信費 ・ 消耗品費  
・ 備品費 ・ 賃借料 ・ 水道光熱費 ・ 修繕費 ・ 登録費 ・ 公租公課 ・ 借入金利息  
・ 各種保険料 ・ 会議費 ・ 交際費 ・ 諸会費  
・ 業務遂行に必要な電子インフラ費（データサーバ、大型カラー印刷機、携帯電話、移動用端末等）  
・ BIM等関連維持費（BIM、VRソフト使用料等）  
・ 社内業務システム等IT維持費（勤怠管理、プロジェクト管理、会計管理、人事・給与管理等）

### 「特別経費」(案)

○建築主の特別の依頼に基づいて必要となるその他の費用。

例) ・出張旅費 ・特許使用料 ・その他立替費用

### 「技術料等経費」の定義(案)

○設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用。

例) ・先進的な建築技術の導入に係る設計、差別性のある建築意匠の創造等の対価として計上される費用  
・付加利益(当該業務を実施する建築士事務所を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金(建賠等)  
その他の営業外費用等を含む)



平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」【新規講習】開催日程一覧

【新規講習】

都道府県	講習種別	開催日	開催地	定員	会場コード	申込受付期間*	申込受付方法	郵送先、振込先等
北海道	新規講習	11月15日	北海道自治労会館 3階第1会議室	30人	A0101	10月10日～10月27日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
青森	新規講習	10月27日	アピオあおもり 大研修室1	60人	A0201	9月28日～10月6日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
岩手	新規講習	10月4日	北上市文化交流センター さくらホール 小ホール	80人	A0301	9月1日～9月26日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		10月31日	いわて県民情報交流センター アイーナ804A	100人	A0302	9月1日～10月20日		
宮城	新規講習	11月7日	宮城県建築設計会館	80人	A0401	9月1日～10月31日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		12月8日	宮城県建築設計会館	80人	A0402	9月1日～11月30日		
秋田	新規講習	11月14日	秋田県JAビル	120人	A0501	10月2日～10月31日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
山形	新規講習	1月26日	山形県 自治会館	40人	A0601	12月18日～1月18日	窓口または郵送	12月18日公開予定
福島	新規講習	11月7日	福島県建設センター 2階会議室	50人	A0701	9月20日～10月20日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		11月28日	ビッグレットふくしま	50人	A0702	9月20日～10月20日		
茨城	新規講習	12月15日	茨城県開発公社 1階中会議室	70人	A0801	10月16日～11月30日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
群馬	新規講習	11月28日	前橋問屋センター	60人	A1001	9月4日～11月10日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
埼玉	新規講習	9月28日	越谷市中央市民会館 4階会議室	140人	A1101	6月19日～9月14日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		10月19日	埼玉建産連研修センター 大ホール	180人	A1102	6月19日～10月12日		
		2月8日	埼玉建産連研修センター 200会議室	60人	A1103	12月1日～1月30日		
千葉	新規講習	10月25日	千葉市民会館特別会議室2	100人	A1201	9月1日～9月29日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
東京	新規講習	10月17日	東京都建築士事務所協会 会議室	70人	A1301	<del>6月20日～10月3日</del>	満席となりました	⇒ 申込先情報
		11月28日	東京都建築士事務所協会 会議室	70人	A1302	<del>6月20日～11月15日</del>		
		12月15日	東京都建築士事務所協会 会議室	60人	A1303	<del>9月15日～11月24日</del>		
神奈川	新規講習	10月20日	横浜市技能文化会館 多目的ホール	240人	A1401	6月20日～10月13日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		12月11日	ユニコムプラザさがみはら セミナールーム2	180人	A1402	6月20日～12月4日		
新潟	新規講習	12月7日	新潟ユニソンプラザ	50人	A1501	10月16日～11月17日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
富山	新規講習	11月14日	富山県民会館611号室	90人	A1801	6月20日～11月4日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
石川	新規講習	12月5日	石川県建築士事務所協会 会議室	30人	A1701	10月10日～11月10日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
福井	新規講習	10月24日	福井県中小企業産業大学校	60人	A1801	7月18日～10月10日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
山梨	新規講習	10月18日	山梨県自治会館 研修室1	50人	A1901	9月1日～9月22日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
長野	新規講習	11月1日	長水建設会館	50人	A2001	7月25日～10月31日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		11月7日	佐久平交流センター	30人	A2002	7月25日～10月31日		
		11月10日	塩尻市市民交流センター えんばーく	50人	A2003	7月25日～10月31日		
		11月15日	長野県南信消費生活センター	50人	A2004	7月25日～10月31日		
静岡	新規講習	11月29日	静岡市産業交流センター ベガサート6階プレザールーム	70人	A2201	<del>8月28日～11月8日</del>	満席となりました	⇒ 申込先情報
三重	新規講習	11月1日	三重県総合文化センター 中研修室	50人	A2401	8月21日～10月20日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
滋賀	新規講習	11月21日	ピアザ茨海	30人	A2501	9月1日～11月7日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		11月28日	ひこね輝ばれす	30人	A2502	9月1日～11月14日		
京都	新規講習	10月13日	(一社)京都府建築士事務所協会 会議室	30人	A2801	<del>8月1日～9月29日</del>	満席となりました	⇒ 申込先情報
		11月1日	市民交流プラザふくちやま	30人	A2802	<del>8月4日～10月18日</del>		
		11月22日	(一社)京都府建築士事務所協会 会議室	30人	A2804	<del>8月8日～11月8日</del>		
		12月13日	(一社)京都府建築士事務所協会 会議室	30人	A2805	10月27日～11月29日		
		1月19日	(一社)京都府建築士事務所協会 会議室	30人	A2803	<del>8月1日～12月25日</del>		
大阪	新規講習	11月15日	大阪府建築確保会館 6階ホール	100人	A2701	7月3日～11月1日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
		1月24日	大阪府建築確保会館 6階ホール	100人	A2702	7月3日～1月10日		
兵庫	新規講習	10月27日	兵庫県中央労働センター201号	60人	A2801	7月24日～10月13日	郵送のみ	⇒ 申込先情報
		12月14日	兵庫県中央労働センター201号	60人	A2802	9月25日～11月30日		
奈良	新規講習	1月17日	エルトピア奈良	60人	A2901	8月1日～12月15日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
和歌山	新規講習	12月12日	建築士会館 3階 大会議室	50人	A3001	10月10日～11月28日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
鳥取	新規講習	12月19日	伯耆しあわせの郷	30人	A3101	11月13日～11月24日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
島根	新規講習	11月15日	ポリテクセンター島根 セミナールーム	50人	A3201	<del>10月2日～11月2日</del>	満席となりました	⇒ 申込先情報
		11月16日	浜田合同庁舎 502会議室	30人	A3202	10月2日～11月2日		
岡山	新規講習	11月14日	おかやま西川原プラザ	50人	A3301	9月4日～10月31日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
広島	新規講習	10月11日	広島県建築士事務所協会 建築サロン	25人	A3401	7月3日～9月28日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
山口	新規講習	10月4日	山口県セミナーパーク	60人	A3501	7月18日～9月20日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
香川	新規講習	11月28日	香川県青年センター 別館会議室	30人	A3701	9月7日～11月17日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
佐賀	新規講習	10月31日	アパルテ第2研修室	80人	A4101	9月1日～10月15日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
長崎	新規講習	10月18日	長崎県勤労福祉会館 4階第2中会議室	50人	A4201	9月11日～9月29日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
熊本	新規講習	11月27日	熊本市流通情報会館	60人	A4301	10月10日～11月10日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
大分	新規講習	2月20日	大分職業訓練センター	45人	A4401	9月20日～2月9日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
鹿児島	新規講習	10月24日	鹿児島県市町村自治会館	80人	A4601	9月28日～10月12日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報
沖縄	新規講習	12月21日	浦添市でだこホール 多目的室1	30人	A4701	11月1日～12月5日	窓口または郵送	⇒ 申込先情報

\*郵送の場合は必着

平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」【移行講習】開催日程一覧

【移行講習】

赤字は最新の更新分

都道府県	講習種別	開催日	開催地	定員	会場コード	申込受付期間*	申込受付方法	郵送先、振込先等
北海道	移行講習	10月25日	北海道第二水産ビル 4階4E会議室	50人	C0101	9月19日～10月6日	窓口または郵送	→ 申込先情報
青森	移行講習	11月6日	アピオあおり 大研修室2	60人	C0201	8月28日～10月6日	窓口または郵送	→ 申込先情報
岩手	移行講習	10月3日	北上市文化交流センター さくらホール 小ホール	90人	C0301	9月1日～9月26日	窓口または郵送	→ 申込先情報
		11月10日	岩手県民会館 第二会議室	70人	C0302	9月1日～11月2日		
宮城	移行講習	11月16日	宮城県建築設計会館	80人	C0401	9月1日～10月31日	窓口または郵送	→ 申込先情報
山形	移行講習	11月29日	山形県 自治会館	45人	C0601	10月2日～11月21日	窓口または郵送	→ 申込先情報
埼玉	移行講習	10月3日	埼玉産産連研修センター 200会議室	90人	C1101	6月19日～9月19日	窓口または郵送	→ 申込先情報
千葉	移行講習	11月28日	千葉市民会館特別会議室2	100人	C1201	10月2日～10月31日	窓口または郵送	→ 申込先情報
東京	移行講習	10月30日	東京都建築士事務所協会 会議室	70人	C1301	6月20日～10月17日	郵送のみ	→ 申込先情報
神奈川	移行講習	11月1日	日本丸訓練センター第1、2教室	120人	C1402	8月10日～10月25日	窓口または郵送	→ 申込先情報
		11月20日	ユニコムプラザさがみはら セミナールーム2	100人	C1401	6月20日～11月13日		
新潟	移行講習	12月4日	新潟ユニソンプラザ	50人	C1501	10月16日～11月17日	窓口または郵送	→ 申込先情報
富山	移行講習	11月21日	サンシップヒヤマ601研修室	60人	C1601	6月20日～11月11日	窓口または郵送	→ 申込先情報
長野	移行講習	11月20日	塩尻市市民交流センター えんぱーく	30人	C2001	7月25日～10月31日	窓口または郵送	→ 申込先情報
		11月28日	長水建設会館	30人	C2002	7月25日～10月31日		
静岡	移行講習	11月27日	静岡市産学交流センター ベガサート6階プレゼンルーム	70人	C2201	8月28日～11月8日	窓口または郵送	→ 申込先情報
三重	移行講習	10月31日	三重県総合文化センター 中研修室	50人	C2401	8月21日～10月20日	窓口または郵送	→ 申込先情報
滋賀	移行講習	12月12日	ピアザ淡海	30人	C2501	9月1日～11月28日	窓口または郵送	→ 申込先情報
		12月19日	ひこね燦ばれす	30人	C2502	9月1日～12月5日		
京都	移行講習	12月6日	(一社)京都府建築士事務所協会 会議室	30人	C2601	8月1日～11月22日	窓口または郵送	→ 申込先情報
大阪	移行講習	10月27日	大阪府建築健保会館 6階ホール	100人	C2701	7月3日～10月13日	窓口または郵送	→ 申込先情報
		12月18日	大阪府建築健保会館 6階ホール	100人	C2702	7月3日～12月4日		
兵庫	移行講習	11月15日	兵庫県私学会館101号	60人	C2801	8月28日～11月1日	郵送のみ	→ 申込先情報
奈良	移行講習	1月24日	エルトピア奈良	30人	C2901	8月1日～12月15日	窓口または郵送	→ 申込先情報
和歌山	移行講習	11月29日	建築士会館 3階 大会議室	30人	C3001	10月10日～11月14日	窓口または郵送	→ 申込先情報
岡山	移行講習	11月21日	おかやま西川原プラザ	30人	C3301	9月4日～10月31日	窓口または郵送	→ 申込先情報
広島	移行講習	10月18日	広島県建築士事務所協会 建築サロン	25人	C3401	7月3日～9月29日	窓口または郵送	→ 申込先情報
山口	移行講習	10月19日	山口県建築士会館	30人	C3501	7月18日～10月5日	窓口または郵送	→ 申込先情報
佐賀	移行講習	10月12日	佐賀県建設会館3階大会議室	25人	C4101	8月16日～9月30日	窓口または郵送	→ 申込先情報
長崎	移行講習	10月20日	長崎県勤労福祉会館 3階小会議室C	30人	C4201	9月11日～9月29日	窓口または郵送	→ 申込先情報
熊本	移行講習	11月30日	熊本市流通情報会館	60人	C4301	10月10日～11月10日	窓口または郵送	→ 申込先情報
大分	移行講習	1月24日	大分職業訓練センター	45人	C4401	9月20日～1月10日	窓口または郵送	→ 申込先情報
鹿児島	移行講習	10月27日	鹿児島県市町村自治会館	80人	C4601	9月26日～10月12日	窓口または郵送	→ 申込先情報

※郵送の場合は必着

28 単位会

既存住宅状況調査技術者講習

2017年10月末時点  
数字は全て累積の数

JIS 順	単位会	①講習申込人数	②講習受講人数	③講習修了者 (修了証明書 発行者)数	
1	北海道	57	13		新規44、移行13
2	青森県	62	53		
3	岩手県	113	95		
4	宮城県	107			
5	秋田県	123			
6	山形県	1			
7	福島県	52			
8	茨城県	7			
9	栃木県				
10	群馬県	59			新規198、移行32
11	埼玉県	230	220		
12	千葉県	52	44		
13	東京都	187	81		
14	神奈川県	221	140		
15	新潟県	17			
16	富山県	101			
17	石川県	10			
18	福井県	34	32		
19	山梨県	32	31		
20	長野県	159			新規95名、移行4名
22	静岡県	76			
23	愛知県				
24	三重県	71	70		
25	滋賀県	27			
26	京都府	147	32		
27	大阪府	99			
28	兵庫県	139	49		
29	奈良県	11			
30	和歌山県	6			
31	鳥取県				新規63名、移行17名
32	島根県	67			
33	岡山県	80			
34	広島県	15	15		
35	山口県	29	29		
36	徳島県				
37	香川県	4			
38	愛媛県				新規125、移行31
39	高知県				
40	福岡県				
41	佐賀県	61	61		
42	長崎県	35	34		
43	熊本県	15			
44	大分県	4			
45	宮崎県				
46	鹿児島県	156	149		
47	沖縄県				
	合計	2666	1148	0	

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会  
契約約款調査研究会からのお知らせ

## 既存住宅状況調査用の契約書を策定しました！

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（以下、四会研究会）では、既存住宅状況調査の際に既存住宅状況調査技術者が使用できる契約書のひな形を策定し、提供することとしました。

本契約書は、既存住宅状況調査の業務内容や報酬額等を明確にした契約書を第1面に、約款を第2面～第3面に、容認事項を第4面にしており、扱いやすいA3用紙1枚で収まるサイズに工夫されています。

四会研究会のサイトにて無償で書式をダウンロードできますので、既存住宅状況調査を行う際はぜひご利用ください。

詳しくは、四会研究会のサイト (<http://www.njr.or.jp/yonkai/600/>) に掲載されています。



- 四会：以下の建築4団体により構成
- (公社) 日本建築士会連合会
  - (一社) 日本建築士事務所協会連合会
  - (公社) 日本建築家協会
  - (一社) 日本建設業連合会

既存住宅状況調査業務委託契約書

委託者は下記の住宅について、第一面から第四面の内容で既存住宅状況調査業務を委託し、受託者はこれを受託した。

契約締結日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

調査対象の住宅	所在地	(住居表示)東京都台東区〇〇-〇〇	
	概要	(用途)一戸建ての住宅 (構造)木造 (規模等)2階建て 120㎡	
調査業務の内容	標準業務	① 本契約による調査業務は、既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年国土交通省告示第4項に規定する既存住宅状況調査とし、既存住宅状況調査方法基準(平成告示第82号、以下「方法基準」という)に規定する方法及び基準に基 調査対象の住宅について記入 ② 方法基準に定める「既存住宅状況調査 調査報告書」及び「既存住宅状況調査の結果の概要」(以下「調査報告書等」という。)各1部の提出。 ③ 本件調査業務の容認事項については第四面に記載の通りとする。	
	オプション業務	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 設備配管 ( <input type="checkbox"/> 給水・給湯管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 換気ダクト ) <input checked="" type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> ガス設備 <input type="checkbox"/> その他の調査項目 (.....)
	専門調査特別な測定機器	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専門調査 (.....) <input type="checkbox"/> 特別な測定機器 (.....)
	共同住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 住戸型調査 (.....号室、専有面積.....㎡)、 <input type="checkbox"/> 住棟型調査
	履行期限	契約締結の日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
業務報酬	報酬額	¥..... (内、消費税額) ¥.....	
	報酬を含む業務及び経費	① 調査業務費 上記オプション業務、専門調査又は特別な測定機器のうち、チェック又は税込金額を記入 用を含む。ただし、小規模住宅の基礎における鉄筋探査の費用は別途 ② 補助者が必要な場合の補助者の調査業務費。 ③ 本件住宅の所在地までの往復交通費、通信連絡費、写真等の印刷費等 なお、上記オプション業務、専門調査又は特別な測定機器の使用料等のうちチェック又は記載のないものの費用は別途とする。	
	支払の時期	委託者は「調査報告書等」の受領後〇日以内に受託者の指定口座へ振込により支払う。	
本業務に従事する建築士	建築士	(氏名) 建築 太郎 (二級) 建築士	
	登録番号	<input type="checkbox"/> 大臣登録 <input checked="" type="checkbox"/> (東京都)知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号	
	既存住宅状況調査技術者登録番号	(講習を受講した機関名) 一般社団法人 〇〇〇〇〇〇〇 (修了証明書番号) 第〇〇〇〇〇〇〇号 (有効期限) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
受託者の中立性に関する情報	① 宅地建物取引業 リフォーム業を営んでいる → <input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 修了証明書記載の リフォーム工事を受託予定である → <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない 機関名・登録番号等を記入 宅地建物取引業者又はリフォーム工事を請け負う建設業者等と資本関係がある → <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない		

委託者	住所	東京都荒川区〇〇-〇〇	
	氏名又は名称・代表者氏名	委託 一郎 ㊟	
受託者	住所	東京都中央区〇〇-〇〇	
	建築士事務所登録	(二級)建築士事務所 (東京都)知事登録 第 〇〇〇〇〇 号	
	建築士事務所名・代表者氏名	株式会社〇〇建築設計事務所 代表取締役 建築 太郎 ㊟ (受託者は調査対象の住宅の売主ではありません。)	

(第二面)

1. 委託者の義務

- (1) 委託者は、受託者に対し、調査実施日までに調査の立会人を通知する。
- (2) 委託者と本件住宅の所有者又は居住者が異なる場合、委託者は調査実施日までに、本件住宅の所有者又は居住者より調査の実施の承諾を得る。

2. 説明・報告、書面の作成、調査報告書等の保管

- (1) 受託者は本件業務が終了するまで、委託者の求めがある場合、本契約書に定める業務に付き、業務の内容、進捗状況等を委託者に説明・報告しなければならない。ただし、業務完了時における「調査報告書等」の内容の説明は、委託者に対して一度行えば足り、その他第三者への説明等は業務に含まない。
- (2) 委託者及び受託者は、本契約書に定める業務を行うにあたり、協議等によって決定した事項については、原則として本契約書の「10. その他」に記載するか、別途、書面を作成する。
- (3) 受託者は本件住宅に関する調査報告書等を業務完了後5年間保存する。

3. 業務の追加、変更、中断、中止

- (1) 委託者は、本契約書に定める業務の内容について必要と認めるときは、受託者に通知して当該内容の追加、変更又は業務自体の中断をすることができる。
- (2) 受託者は、前項の場合において、必要と認められる履行期間の変更、及び業務報酬額の変更を請求できる。また前項により損害を受けているときは、当該損害の賠償を委託者に対して、その理由を明示のうえ請求することができる。
- (3) 受託者は、本件業務が不可能、もしくは十分な履行が確保できない場合は、委託者と協議して、実情に適するように調査内容を変更し、又は調査を中止する。

4. 受託者・委託者の債務不履行責任

- (1) 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、委託者に損害が生じたときは、受託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、受託者がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。
- (2) 委託者は、「調査報告書等」の交付を受けたのちに、その業務について契約と不適合な部分があることを発見した場合、及び当該部分の存在によって損害が発生した場合には、受託者に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その債務不履行が受託者の責めに帰することができない事由に基づくものであることを受託者が証明したときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に損害が生じたときは、委託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、委託者がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

5. 解除に関する事項

- (1) 委託者又は受託者が、本契約書に定める事項に違反した場合、相手方が、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、相手方は、本契約書による合意を解除することができる。
- (2) 前項に定めるほか、委託者又は受託者が、以下の各号の一にあたる時、相手方は書面をもって通知のうえ、本契約を解除することができる。
  - ① 役員等（委託者又は受託者が個人である場合にはその者を、委託者又は受託者が法人である場合にはその役員又は営業所等の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (3) 委託者又は受託者は、第1項における契約解除によって損害を受けている場合において、それぞれ相手方に帰責事由があると認められるときは、その損害の賠償を相手方に対して請求することができる。また、前項における、契約解除によって損害を受けている場合、その損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

6. 再委託

- (1) 受託者は、委託者に対し書面により説明し、委託者の承諾を得て、業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、前項により業務の一部について、再委託した場合、再委託先に対し、方法基準に定められたとおり行うよう依頼し、再委託先からの調査報告について、方法基準に基づき実施されたことを確認する。

7. 個人情報等の管理

- (1) 受託者は、本契約による業務を行ううえで知り得た委託者、本件住宅の所有者及び居住者の全ての個人情報、並びに本件住宅に関する情報につき、漏えい等しないように適切に管理しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに本契約による業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、法令等に基づいて行う統計調査などの情報提供による場合を除く。
- (3) 前2項について、受託者が委託者に対して、事前に承諾を得た場合においてはこの限りでない。

8. 契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者間で協議して定める。

9. 紛争の解決

委託者及び受託者は、本契約に関して紛争を生じたときは、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申し立てをすることができる。また、仲裁合意書がある場合には仲裁の申し立てを行うことができる。

10. その他（特約事項等があればこの欄に記入する。）

基礎に劣化事象があった場合は、鉄筋の本数及び間隔について非破壊検査機器による調査を行う。  
その場合の費用は別途見積もりを提出する。

## 容認事項

### ■建物状況調査の内容

本調査（以下、「本調査」という。）は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。そのため、本調査では次の行為は行いません。

- ① 設計図書等との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

### ■建物状況調査の結果の概要についての注意事項

1. 本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものでもありません。
2. 本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
3. 住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。
4. 本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
5. 本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。
6. 本調査結果を委託者に無断で第三者が利用することを禁じます。また、本調査の受託者は、既存住宅売買瑕疵保険の申請を目的として、本調査結果を委託者の承諾等を得て住宅瑕疵担保責任保険法人へ提出することがあります。
7. 本調査と付随して行われる業務およびサービス（仲介・媒介およびリフォーム工事等）に係る調査概要、費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありません。
8. 本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。

### ■本調査結果についての注意事項

1. 調査対象となった住宅の売買、交換または賃借（以下「売買等」という。）を行う場合には、本調査結果を、当該売買等に係る宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の規定による重要事項の説明等（以下「重要事項説明等」という。）に用いるため、委託者の了解を得て当該売買等を媒介する宅地建物取引業者に提供することがあります。
2. 委託者（承諾を得た者を含む）は、調査を実施した日から1年以内に調査対象となった住宅の売買等が行われる場合、重要事項説明等を補足する目的で、調査者に対し、本調査結果の再説明に関する依頼をすることができます。

### ■オプション業務、追加調査の取扱い

オプション業務、追加調査については、委託者と受託者が別途協議し、取り決めた内容等につき、書面で確認するものとします。



既存住宅状況調査業務委託契約書

委託者は下記の住宅について、第一面から第四面の内容で既存住宅状況調査業務を委託し、受託者はこれを受託した。

契約書締結日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

調査対象の住宅	所在地	(住居表示)東京都台東区〇〇-〇〇 〇〇マンション	
	概要	(用途)集合住宅 (構造)鉄筋コンクリート造 (規模等)地上6階建	
調査業務の内容	標準業務	① 本契約による調査業務は、既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年国土交通省告示第4項に規定する既存住宅状況調査とし、既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号、以下「方法基準」という)に規定する方法及び基準に基 ② 方法基準に定める「既存住宅状況調査 調査報告書」及び「既存住宅状況調査の結果の概要」(以下「調査報告書等」という。)各1部の提出。 ③ 本件調査業務の容認事項については第四面に記載の通りとする。	
	オプション業務	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 設備配管 ( <input checked="" type="checkbox"/> 給水・給湯管 <input checked="" type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 換気ダクト ) <input checked="" type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> ガス設備 <input type="checkbox"/> その他の調査項目 (.....)	
	専門調査特別な測定機器	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 専門調査 (リバウンドハンマーによる圧縮強度調査) <input type="checkbox"/> 特別な測定機器 (.....)	
	共同住宅	<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 住戸型調査 (〇〇〇号室、専有面積〇〇.〇〇㎡) <input type="checkbox"/> 住棟型調査	
	履行期限	契約締結の日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
業務報酬	報酬額	¥..... (内、消費税額) ¥.....	
	報酬に含まれる業務及び経費	① 調査業務費 (上記オプション業務、専門調査又は特別な測定機器のうち、チェック又は税込金額を記入) を含む。ただし、小規模住宅の基礎における鉄筋探査の費用は別途 ② 補助者が必要な場合の補助者の調査業務費。 ③ 本件住宅の所在地までの往復交通費、通信連絡費、写真等の印刷費等 なお、上記オプション業務、専門調査又は特別な測定機器の使用料等のうちチェック又は記載のないものの費用は別途とする。	
	支払の時期	委託者は「調査報告書等」の受領後〇日以内に受託者の指定口座へ振込により支払う。	
本業務に従事する建築士	建築士	(氏名) 建築太郎 (一級) 建築士	
	登録番号	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣登録 <input type="checkbox"/> (.....) 知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号	
	既存住宅状況調査技術者登録番号	(講習を受講した機関名) 一般社団法人 〇〇〇〇〇〇〇 (修了証明書番号) 第 〇〇〇〇〇〇〇 号 (有効期限) 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
受託者中立性に関する情報	修了証明書記載の機関名・登録番号等を記入 ..... リフォーム業を営んでいる → <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない ..... リフォーム工事を受託予定である → <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない ..... 住宅地建物取引業者又はリフォーム工事を請け負う建設業者等と資本関係がある → <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない		

委託者	住所	東京都台東区〇〇-〇〇 〇〇マンション 〇〇〇号室		
	氏名又は名称・代表者氏名	委託 一郎 ㊟		
受託者	住所	東京都中央区〇〇-〇〇		
	建築士事務所登録	(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 〇〇〇〇〇 号		
	建築士事務所名・代表者氏名	株式会社 〇〇 建築設計事務所 代表取締役 建築太郎 ㊟ (受託者は調査対象の住宅の売主ではありません。)		

## 1. 委託者の義務

- (1) 委託者は、受託者に対し、調査実施日までに調査の立会人を通知する。
- (2) 委託者と本件住宅の所有者又は居住者が異なる場合、委託者は調査実施日までに、本件住宅の所有者又は居住者より調査の実施の承諾を得る。

## 2. 説明・報告、書面の作成、調査報告書等の保管

- (1) 受託者は本件業務が終了するまで、委託者の求めがある場合、本契約書に定める業務に付き、業務の内容、進捗状況等を委託者に説明・報告しなければならない。ただし、業務完了時における「調査報告書等」の内容の説明は、委託者に対して一度行えば足り、その他第三者への説明等は業務に含まない。
- (2) 委託者及び受託者は、本契約書に定める業務を行うにあたり、協議等によって決定した事項については、原則として本契約書の「10. その他」に記載するか、別途、書面を作成する。
- (3) 受託者は本件住宅に関する調査報告書等を業務完了後5年間保存する。

## 3. 業務の追加、変更、中断、中止

- (1) 委託者は、本契約書に定める業務の内容について必要と認めるときは、受託者に通知して当該内容の追加、変更又は業務自体の中断をすることができる。
- (2) 受託者は、前項の場合において、必要と認められる履行期間の変更、及び業務報酬額の変更を請求できる。また前項により損害を受けているときは、当該損害の賠償を委託者に対して、その理由を明示のうえ請求することができる。
- (3) 受託者は、本件業務が不可能、もしくは十分な履行が確保できない場合は、委託者と協議して、実情に適するように調査内容を変更し、又は調査を中止する。

## 4. 受託者・委託者の債務不履行責任

- (1) 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、委託者に損害が生じたときは、受託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、受託者がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。
- (2) 委託者は、「調査報告書等」の交付を受けたのちに、その業務について契約と不適合な部分があることを発見した場合、及び当該部分の存在によって損害が発生した場合には、受託者に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その債務不履行が受託者の責めに帰することができない事由に基づくものであることを受託者が証明したときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に損害が生じたときは、委託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、委託者がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

## 5. 解除に関する事項

- (1) 委託者又は受託者が、本契約書に定める事項に違反した場合、相手方が、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、相手方は、本契約書による合意を解除することができる。
- (2) 前項に定めるほか、委託者又は受託者が、以下の各号の一にあたる時、相手方は書面をもって通知のうえ、本契約を解除することができる。
  - ① 役員等（委託者又は受託者が個人である場合にはその者を、委託者又は受託者が法人である場合にはその役員又は営業所等の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (3) 委託者又は受託者は、第1項における契約解除によって損害を受けている場合において、それぞれ相手方に帰責事由があると認められるときは、その損害の賠償を相手方に対して請求することができる。また、前項における、契約解除によって損害を受けている場合、その損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

6. 再委託

- (1) 受託者は、委託者に対し書面により説明し、委託者の承諾を得て、業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、前項により業務の一部について、再委託した場合、再委託先に対し、方法基準に定められたとおり行うよう依頼し、再委託先からの調査報告について、方法基準に基づき実施されたことを確認する。

7. 個人情報等の管理

- (1) 受託者は、本契約による業務を行ううえで知り得た委託者、本件住宅の所有者及び居住者の全ての個人情報、並びに本件住宅に関する情報につき、漏えい等しないように適切に管理しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに本契約による業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、法令等に基づいて行う統計調査などの情報提供による場合を除く。
- (3) 前2項について、受託者が委託者に対して、事前に承諾を得た場合においてはこの限りでない。

8. 契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者間で協議して定める。

9. 紛争の解決

委託者及び受託者は、本契約に関して紛争を生じたときは、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申し立てをすることができる。また、仲裁合意書がある場合には仲裁の申し立てを行うことができる。

10. その他（特約事項等があればこの欄に記入する。）

①構造体コンクリートのリバウンドハンマーによる圧縮強度調査は、最下階及び最下階から数えて2の階の外壁を各一カ所を調査する。

②委託者は、管理組合より、調査の日までに、構造体コンクリートのリバウンドハンマーによる圧縮強度調査の承諾を得る。承諾を得られなかった場合は、この調査を実施しない。

## 容認事項

### ■建物状況調査の内容

本調査（以下、「本調査」という。）は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。そのため、本調査では次の行為は行いません。

- ① 設計図書等との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

### ■建物状況調査の結果の概要についての注意事項

1. 本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものでもありません。
2. 本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
3. 住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。
4. 本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
5. 本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。
6. 本調査結果を委託者に無断で第三者が利用することを禁じます。また、本調査の受託者は、既存住宅売買瑕疵保険の申請を目的として、本調査結果を委託者の承諾等を得て住宅瑕疵担保責任保険法人へ提出することがあります。
7. 本調査と付随して行われる業務およびサービス（仲介・媒介およびリフォーム工事等）に係る調査概要、費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありません。
8. 本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。

### ■本調査結果についての注意事項

1. 調査対象となった住宅の売買、交換または賃借（以下「売買等」という。）を行う場合には、本調査結果を、当該売買等に係る宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の規定による重要事項の説明等（以下「重要事項説明等」という。）に用いるため、委託者の了解を得て当該売買等を媒介する宅地建物取引業者に提供することがあります。
2. 委託者（承諾を得た者を含む）は、調査を実施した日から1年以内に調査対象となった住宅の売買等が行われる場合、重要事項説明等を補足する目的で、調査者に対し、本調査結果の再説明に関する依頼をすることができます。

### ■オプション業務、追加調査の取扱い

オプション業務、追加調査については、委託者と受託者が別途協議し、取り決めた内容等につき、書面で確認するものとします。

## 単位会における既存住宅状況調査の活用及び事業展開について（案）

### （目的）

既存住宅状況調査は、新しくできた調査であり、需要はまだ少なく、顕在化もしていない。（建築士事務所、会員個々の事業ではあるが）単位会において、地域における需要の掘り起こし・顕在化、取りまとめ、調査の多方面への活用等を進めていくことが必要である。また、宅建業界や、公共団体などとの連携による調査の活用も期待され、カウンターパートとしての単位会の役割も重要となる。

これらは、地域状況によって対応が異なることが想定され、各単位会各々の取り組みとなろうが、この分野への取り組みが単位会にとっても初めてのことであり、日事連としても手段、方法の提供、情報の提示、交流等において支援することが必要と考えられる。

単位会に期待される事業等を想定し、日事連で行う支援、サポートを明確にすることにより、同分野における取組が活性化することを目的とする。調査ニーズの多様性を踏まえ、それらのニーズに対応できる調査方法、内容等を明確化するとともに、対応できる建築士事務所の整備、登録・紹介を進める。

このため、既存住宅調査の活用、単位会における事業の展開に当たっては、次の1から3の事項を進めていくことが考えられる。

### □ 各単位会において想定される取り組み

#### (1) 既存住宅調査事務所にかかる名簿整備、公開及び斡旋

既存住宅状況調査等、既存住宅の調査を要望する者、団体に対して名簿による紹介、あっせん等を行う。（名簿の作成については別添参照）

#### (2) 市民からの相談窓口の設置

既存住宅状況調査にかかる一般市民からの苦情相談等を行う相談窓口を設置する。（講習団体としての必要要件である。建築士事務所の業務に関する相談であるとともに、既存住宅状況調査資格者講習団体である日事連からの委託事務として構成される。）上記、事務所紹介等の窓口でもある。

#### (3) 単位会として行う事業等

##### i 想定対象

・宅建協会等、宅建業者経由対象（宅建業法改正で設けられた既存住宅状況調査の斡旋受付）

・一般所有者、居住者対象

・（公共団体等対象）（空き家調査等公的調査の受け皿）

##### ii 調査の受託（の紹介）、独自調査等の受託

・既存住宅状況調査

・既存住宅にかかる独自調査（住宅履歴等の調査を含む、委託内容により、調査方法、対象を選択）

- ・耐震診断、省エネルギー性能診断などの個別要素の調査、診断
- ・基準法適法性調査
- ・そのほか、宅地地盤診断、適合証明やそのほか長期優良補助、税減免のための調査など

iii 既存住宅調査を活用した建築設計等への展開

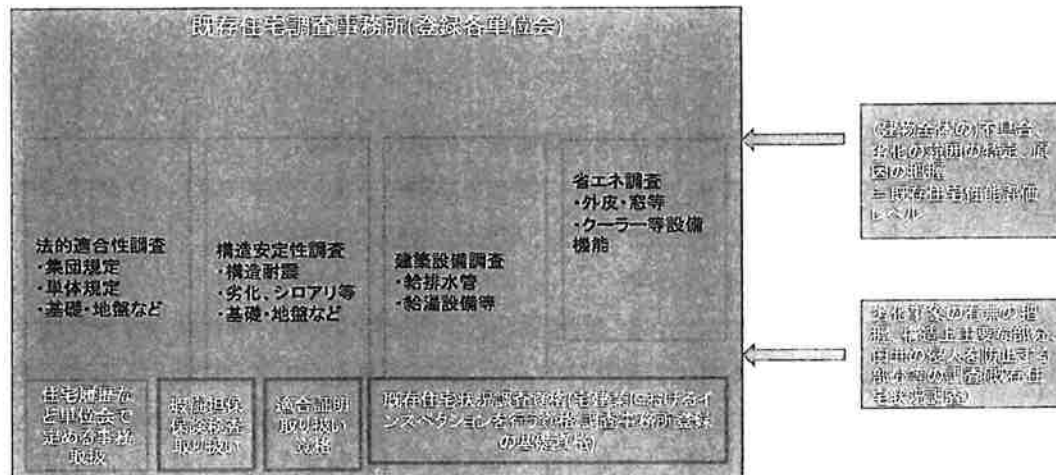
会員事務所自体の既存住宅調査を活用したリフォーム、増改築事業への展開が想定されるが、それ以外に単位会として関連事業を行うことが考えられる。

・R安心住宅など地域的な中古住宅供給事業への参画（調査あるいはリフォームとして）

- ・補助事業の事務局窓口化（地域グリーン化事業のリフォーム版）
- ・既存住宅瑕疵保険の事業者 等

iv 既存住宅調査事業のルート開拓等

- ・既存住宅状況調査について、宅建業協会等との斡旋方式等の協定締結など
- ・空き家調査などについては、地方公共団体との調整



2. 日事連としてやること

(1) 既存住宅状況調査を行うための必要な共通となる制度インフラ等の整備

- ・標準契約書、約款、(整備済み)
- ・業務報酬算出のための標準業務量の算出(検討中)
- ・調査にかかる賠償責任保険(検討中)

(2) 先進的取り組みの紹介、国の動向、制度等の紹介

基本的に単位会ごとの地域の実情に応じた展開が考えられ、全国的に整合性を持たなくてもよいが、先行単位会の先進的事例等(埼玉 住宅履歴調査、兵庫 フェリーチェプランなど)を提示することが、全国的な迅速な立ち上げ等に資するとの考え方に立ち提示。連携して行うことにより、全国的な活動に向けて底上げ効果、国制度等全国的な枠組みの受け入れも考えられる。

(3)単位会間の情報交流、

(4)備考

これらを専門調査委員会に置いて主導して行う。

HP、各単位会における責任者などからなるメーリングリスト、協議会組織の形成による情報配布、交換等を活用して行う

本文書を委員会ステートメントとして、例えば全国会長会議に提出

## 既存住宅調査事務所名簿整備及び紹介について（案）

単位会において、既存住宅状況調査資格者を基礎とした既存住宅調査事務所名簿の整備、提供を行う。名簿の整備等は、各単位会の判断にゆだねられるが、基本的には次のような内容を想定して進める。なお、相談窓口の設置については、全単位会での設置を前提とする。

### 1. 目的、活用

- ・ 宅建業者に対する既存住宅状況調査を行う建築士事務所（資格者）の紹介
- ・ そのほか、既存住宅調査、診断（耐震診断、住宅履歴調査等関連調査を含む）等及びそれら調査を行う建築士事務所のあっせん、紹介
- ・ 公共団体が行う空き家調査等への参画
- ・ 増改築、リフォーム等を行う場合の建築士事務所の紹介等

### 2. 名簿作成

既存住宅状況調査資格者を保持する会員事務所を中心に、単位会で名簿掲載要件を定め、名簿を作成する。

#### 【名簿掲載要件（例）】

- ・ 既存住宅状況調査資格者を保持する既存住宅調査を行う会員建築士事務所で、
- ・ 紹介等において、同調査業務を責任もって行う事務所

#### 【搭載内容（例）】

- ・ 建築士事務所名、住所、連絡先、
- ・ 事務所に所属する既存住宅状況調査資格者名、及びその属性（登録番号その他）、（建築士の種別、登録番号）
- ・ そのほか、適合調査、瑕疵担保保険等の受託の可否

#### 【名簿の作成】

単位会は、日事連に対して、日事連の持つ既存住宅状況調査資格者にかかる情報提供を求め、日連は提供条件を定めて提供する。（毎年更新）

単位会は、日事連から提供される日事連講習の既存住宅状況調査資格者を持つ建築士事務所の情報をもとに、会員からの申請により名簿掲載要件に合致する事務所の追加等（例えば他講習団体で受講した既存住宅状況調査資格者を保持する事務所）（あるいは名簿要件に該当しない事務所の削除）を行う。また、追加情報の収集、搭載を行う。

### 3. 市民からの相談窓口の設置

単位会は、



- ・既存住宅調査事務所の照会、斡旋等
- ・既存住宅状況調査にかかる一般市民からの苦情相談等を行う相談窓口を設置する。  
後者については、建築士事務所の業務に関する相談であるとともに、既存住宅状況調査資格者講習団体である日事連からの委託事務として構成される。  
相談事例については、集計して日事連に報告する。

## 相談窓口の設置について（案）

既存住宅状況調査技術者登録規程では、登録団体は「既存住宅状況調査に関する住宅居住者等からの相談等の窓口を設置すること」と規定されている。

状況調査の依頼者等の利便を図るために設置することとされているが、技術者に対する苦情等の相談も想定される。

また、登録団体は、事業年度ごとに相談窓口の対応状況の報告書を国交省へ提出することが規定されている。

### 1. 相談窓口の設置方針について

住宅居住者等からの既存住宅状況調査全般、既存住宅状況調査技術者についての問い合わせ等に対応する窓口を設置する。技術者に対する問い合わせについては、原則、講習登録機関である日事連の講習を受講した技術者に対する問い合わせについてのみ受け付ける。

単位会にはすでに法定業務である土法第27条の5苦情の解決としての窓口があることから、これを活用することで対応ができる。

### 2. 窓口の業務について

住宅居住者等からの既存住宅状況調査に関する相談が寄せられた場合、相談に応じ、その内容を1件ごとに報告書に記載する。

事業年度ごとに当該報告書を日事連へ提出する。

### 3. 窓口設置に関する助成について

窓口設置にあたり、準備費用として1万円程度を助成する。

また、事業年度ごとの報告書の提出について、相談内容1件につき1,000円の事務手数料を助成する。ただし、1単位会の上限を年度ごとに20,000円とする。

### 4. 単位会への窓口設置の依頼について

上記の方針で、単位会へ窓口設置の依頼を行い、単位会の受託の意思を確認する。

既存住宅状況調査技術者が行う既存住宅状況調査に関する  
住宅居住者等\*からの相談等への対応状況に関する報告書

※「住宅居住者等」とは、既存住宅状況調査が行われた住宅に居住し、若しくは居住しようとする者又は既存住宅状況調査を依頼し、若しくは依頼しようとする者をいう。(平成29年国土交通省告示第81号第2条第6項)

協会名	(○社)○○○建築士事務所協会	受付番号	○○○
受付年月日	平成29年○月○日	終了年月日	同日
相談者	<input type="checkbox"/> 売主(個人) <input type="checkbox"/> 仲介業者 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
相談の種別	<input type="checkbox"/> 制度全般 <input type="checkbox"/> 技術者あっ旋等 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
苦情対象 技術者	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり → 氏名 ( ) 修了証明書番号 ( ) <input type="checkbox"/> 氏名等不明		
相談内容			
対応			

協会名	(○社)○○○建築士事務所協会	受付番号	○○○
受付年月日	平成29年○月○日	終了年月日	同日
相談者	<input type="checkbox"/> 売主(個人) <input type="checkbox"/> 仲介業者 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
相談の種別	<input type="checkbox"/> 制度全般 <input type="checkbox"/> 技術者あっ旋等 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
苦情対象 技術者	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり → 氏名 ( ) 修了証明書番号 ( ) <input type="checkbox"/> 氏名等不明		
相談内容			
対応			

## フラット35の既存住宅検査の効率化について。

## 1. 目的

宅地建物取引業法の改正（平成30年4月施行）に伴い、フラット35において、既存住宅状況調査（告示インスペクション）を可能な限り活用する基準・検査体制を構築し、告示インスペクション、安心R住宅、住宅瑕疵担保保険及びフラット35の普及を図る。

## 2. 具体的内容

## (1) フラット35の基準改正【H30.4～】

- ・ 劣化状況基準の整合化

## (2) フラット35基準の現場検査の合理化【H30.4～】

- ・ 適合証明技術者が有効期限内に実施した現場検査（告示インスペクション等）を用いて、フラット35の基準適合が確認できる場合には、当該現場検査後にフラット35の適合証明の依頼があったとしても、当該確認可能な部分の現場検査を省略可とするよう合理化（同一の適合証明技術者が現場検査を行う場合に限る。）。

## (3) 検査結果報告書の様式の合理化【H30.4～】

- ・ 適合証明技術者登録講習会（フラット講習会）で用いる調査結果報告書について、告示インスペクションで用いる検査結果報告書の様式と整合を図る。

※ 安心R住宅及び住宅瑕疵担保保険の制度活用には登録検査事業者が検査を行う必要がある。

フラット35の制度活用には適合証明技術者が検査を行うことが必要。

## (4) フラット検査者の登録要件強化【H32.4～】

- ・ 適合証明技術者（フラット検査者）の登録に、既存住宅状況調査技術者（告示インスペクション技術者）であることを要件化

## (5) 講習会の同日開催【H32.4～】

- ・ 日事連が実施する適合証明技術者登録講習会（フラット講習会）と既存住宅状況調査技術者更新講習会（告示インスペクションの更新講習会）を同日開催

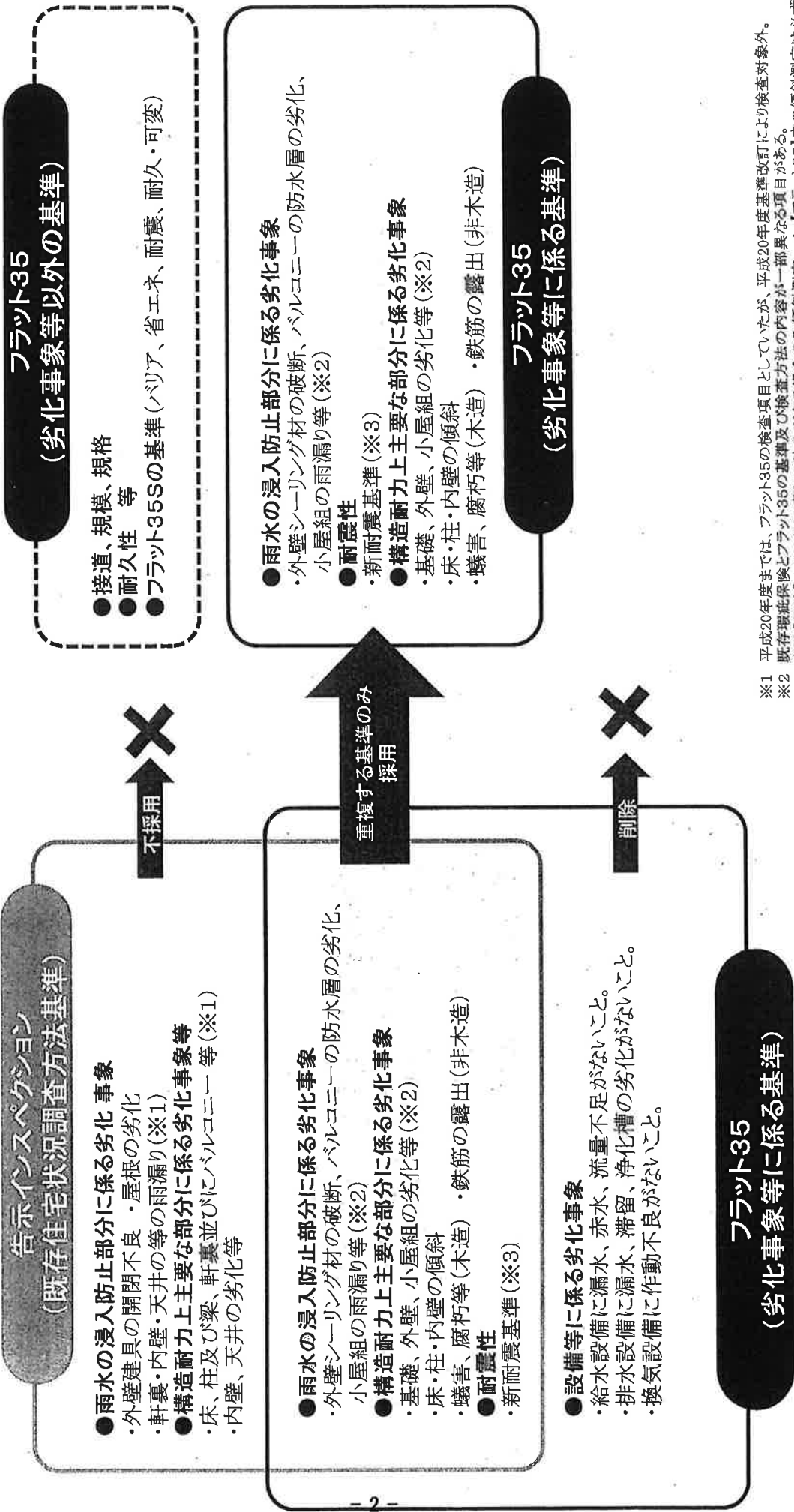
※ 平成32年度に向け、講習料の減額、日事連以外の既存住宅状況調査技術者講習会との同日開催についても調整。

# 告示インスペクションを活用したフラット35の基準の合理化について (案)

戸建て

## 基準

【告示インスペクションとフラット35(劣化事象等)で重複する基準のみ採用する場合】



※1 平成20年度までは、フラット35の検査項目としていたが、平成20年度基準改訂により検査対象外。  
※2 既存瑕疵関係とフラット35の基準及び検査方法の内容が一部異なる項目がある。  
(例)【保険】床について著しい沈みがある場合のみ傾斜測定 < 【フラット35】床の傾斜測定は必ず実施(計測内容記載、写真添付)  
※3 告示インスペクションにおいては、機構が定める耐震評価基準を除く。

# 告示インスペクションを活用したフラット35の基準の合理化について (案)

共同建て

## 基準

【告示インスペクションとフラット35(劣化事象等)で重複する基準のみ採用する場合】

### 告示インスペクション (既存住宅状況調査方法基準)

- 雨水の浸入防止部分に係る劣化事象
  - ・外壁建具の開閉不良・屋根の劣化
  - ・軒裏・内壁・天井の等の雨漏り(※1)
- 構造耐力上主要な部分に係る劣化事象等
  - ・基礎、床、柱及び梁、外壁、軒裏、小屋組、内壁、天井並びにバルコニー、共用廊下等の劣化(※1)
  - ・床・柱・内壁の傾斜
  - ・蟻害、腐朽等(木造)
  - ・基礎の鉄筋の本数及び間隔(※2)
  - ・コンクリートの圧縮強度(※2)
- 雨水の浸入防止部分に係る劣化事象
  - ・外壁シーリング材の破断、バルコニー、共用廊下の防水層の劣化、小屋組の雨漏り等

不採用

### フラット35 (劣化事象等以外の基準)

- 接道、規模、規格
- 耐久性 等
- フラット35Sの基準(バリア、省エネ、耐震、耐久・可変)
- 耐震性(機構独自の耐震評価基準)

### フラット35 (劣化事象等に係る劣化事象)

- 構造耐力上主要な部分に係る劣化事象
  - ・鉄筋の露出がないこと。
- 耐震性
- 新耐震基準(※3)

重複する基準のみ  
採用

### フラット35 (劣化事象等に係る劣化事象)

- 設備等に係る劣化事象
  - ・給水設備に赤水が出ないこと。
  - ・排水設備の滞留がないこと。
  - ・換気設備に作動不良がないこと。

削除

### フラット35 (劣化事象等に係る基準)

### フラット35 (劣化事象等に係る劣化事象)

- 構造耐力上主要な部分に係る劣化事象
  - ・鉄筋の露出がないこと。
- 耐震性
- 新耐震基準(※3)

※1 平成20年度までは、フラット35の検査項目としていたが、平成20年度基準改訂により検査対象外。  
※2 対象住宅が大規模住宅である場合に限る。  
※3 機構が定める耐震評価基準を除く。

# 告示インスペクションを活用したフラット35の基準の合理化について (案)

## 検査

### 【現行の手続きフロー】



### 【告示インスペクションとフラット35の検査時期が異なる場合】

- 告示インスペクション(建物状況調査)  
＜既存住宅状況調査技術者＞
- 宅建業法
- フラット35(中古住宅)適合証明  
＜適合証明技術者等＞
- フラット35(中古住宅)

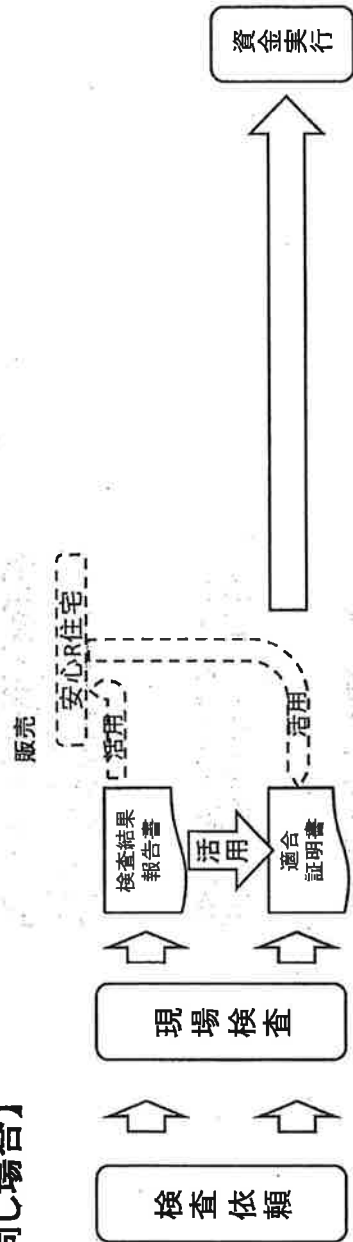


現場検査を省略できる場合があります。\*

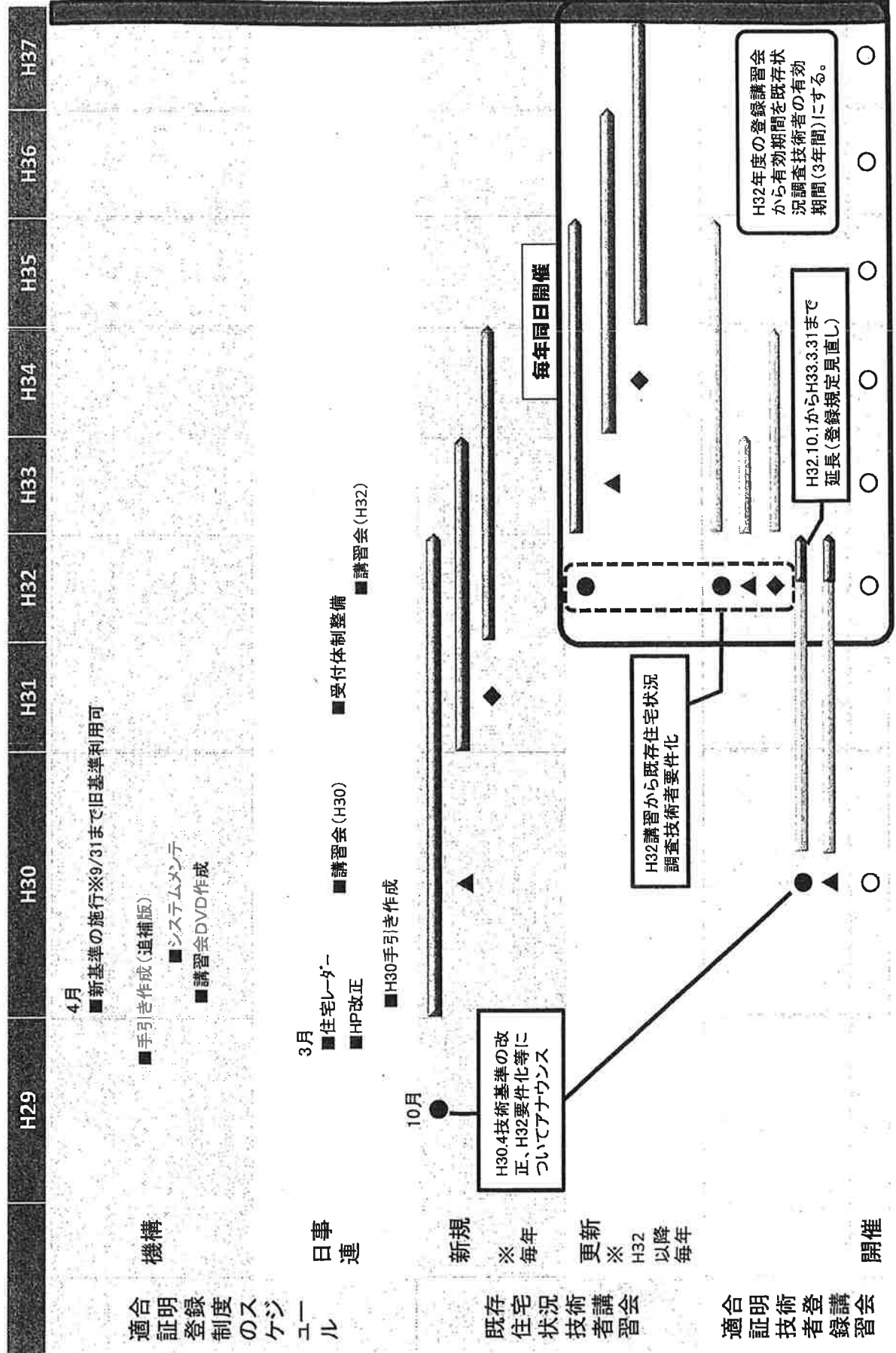
\*インスペクション時の現場調査、設計図書等でフラット35の基準について確認できる場合は現場省略可

### 【告示インスペクションとフラット35の検査時期が同じ場合】

- 告示インスペクション(建物状況調査)  
＜既存住宅状況調査技術者＞
- 日事連
- 士会連合会
- 瑕疵保険協会
- 宅建業法
- フラット35(中古住宅)適合証明  
＜適合証明技術者等＞
- 日事連
- 士会連合会
- フラット35(中古住宅)



# 適合証明技術者登録制度の今後の方向性(案)



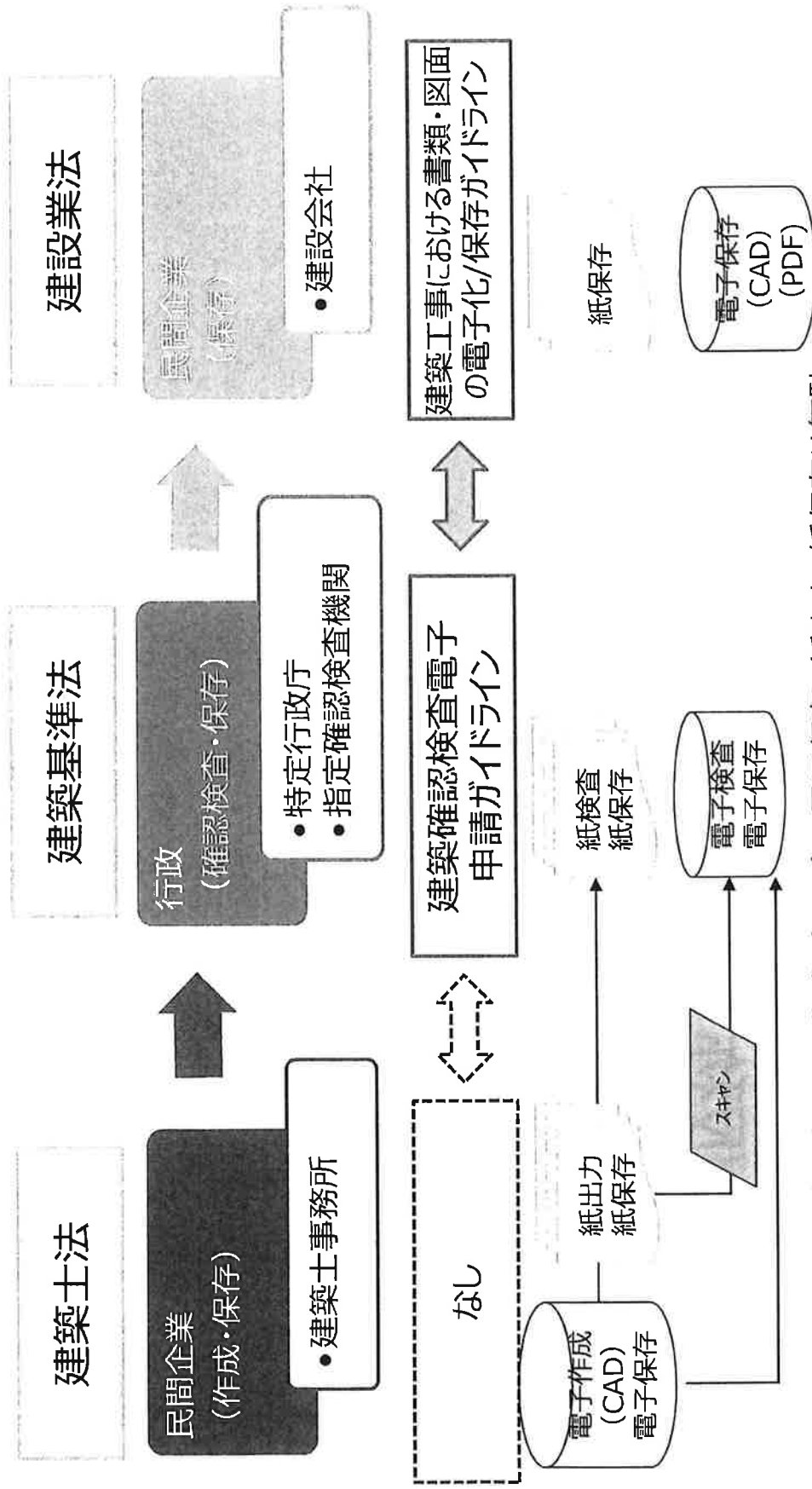


# (仮称) 建築設計業務における 設計図書の電磁的記録による 作成と長期保存のガイドライン

2017.9.27

(公社) 日本文書情報マネジメント協会  
ガイドライン検討会

# 設計図書等を取り巻く現状



※ 民間企業では設計図書を電子作成 (CAD) ・電子保存。紙出力・紙保存は無駄  
 ※ 行政では電子確認検査の課題を解決し、電子申請の促進を目指している

# 民間企業の現状の課題と行政への影響

## 【現状の課題とその影響】

### ■ 民間の課題

- 電磁的保存を推進しようとしてもその指標がない
- 法（建築士法、e-文書法）の解釈に課題があり、法に適合する電磁的作成と、電磁的保存が進んでいない
- 業界文化的に紙による業務遂行がスタンダードである
- これら要因により、設計図書の作成（電子→紙）と、その利用と保存（電子・紙）に負担が生じている

### ■ 行政への影響

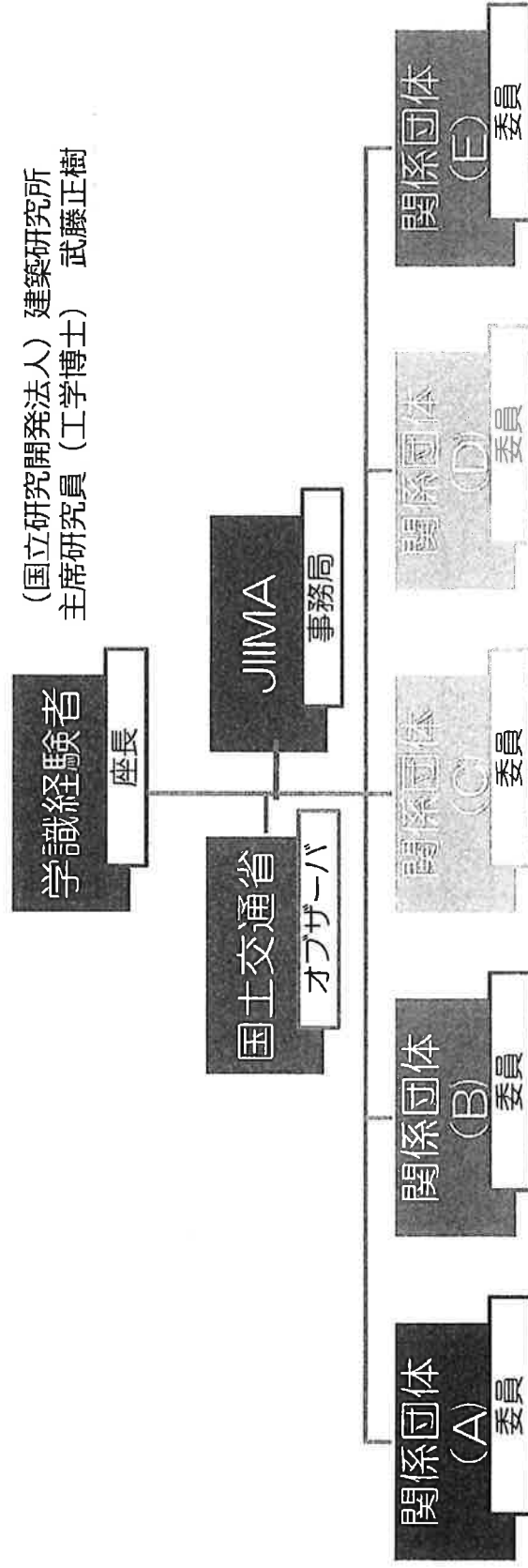
- 「建築確認検査電子申請ガイドライン」を発行したが、民間企業の電子化が進まないことで、確認検査の電子化も捗々しくない

# 現状の課題と電子化推進で得られるメリット

## 【電子化推進によるメリット】

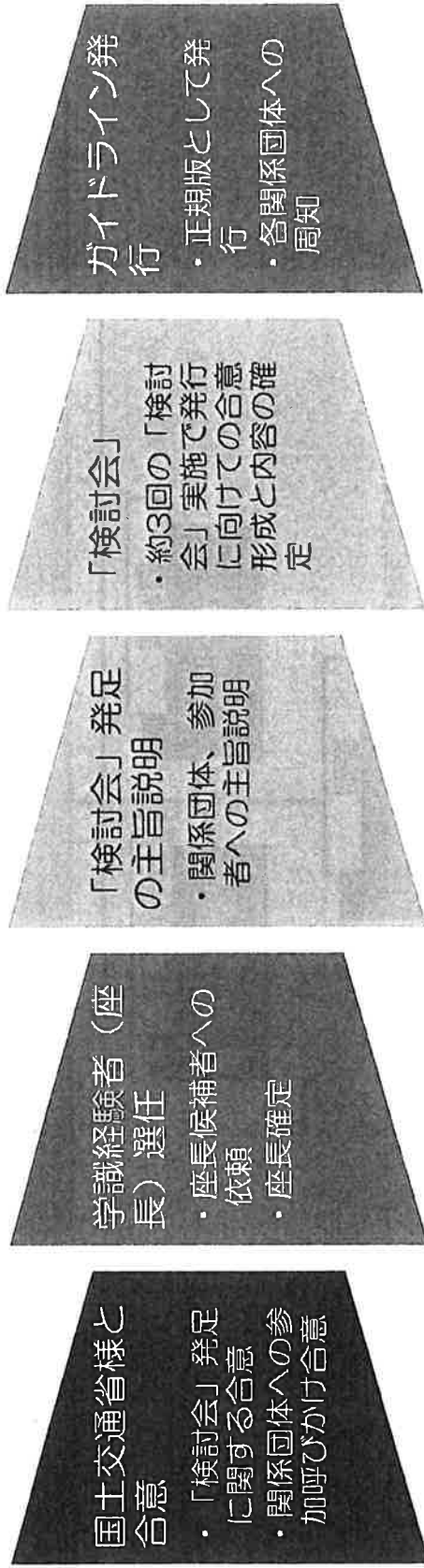
- 民間
  - 電子化が促進することで、様々な業務上のメリットが享受できる
- 行政
  - 「IT基本戦略」や「e-文書法」等の国の方針に連動する
  - 確認検査の電子化促進が図れる
  - 検査業務の効率化、保存、検索にかかる時間の短縮と正確性の実現が図れる
- 取り組むべき課題
  - 各ガイドライン（基準法・士法・業法）間の連携（標準フォーマット）
  - 各ガイドライン（基準法・士法・業法）の啓蒙による普及促進活動

# 「ガイドライン検討会」体制



国土交通省はオブザーバ（行政の立場）での参加。  
また、関係団体は、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業協会、（一社）住宅生産団体連合会。

# 「ガイドライン検討会」スケジュール



## 「検討会」開催日程

- ・ 第一回 6月 8日 (木) 15:00~17:00
- ・ 第二回 6月28日 (水) 15:00~17:00
- ・ 第三回 7月27日 (木) 15:00~17:00
- ・ 第四回 9月27日 (木) 15:00~17:00

## 開催会場

(公益社団法人) 日本文書情報マネジメント協会  
 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7F

# 「ガイドライン検討会」委員名簿

座長	武藤正樹	(国立研究開発法人) 建築研究所	
委員	繁戸和幸	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	(株) 安井建築設計事務所
	小高淳子	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	(株) 日建設計
	川崎修一	(公社) 日本建築士会連合会	(株) 川崎建築計画事務所
	山本成孝	(一社) 日本建設業連合会	戸田建設(株)
	早川文雄	(公社) 日本建築家協会	(株) 日建設計
	苅谷邦彦	(公社) 日本建築家協会	(株) 山下設計
	八郷健	(一社) 住宅生産団体連合会	パナホーム(株)
	前田正喜	(一社) 住宅生産団体連合会	積水ハウス(株)
	熊坂順一	(一社) 住宅生産団体連合会	旭化成ホームズ(株)
	松井正孝	(一社) 住宅生産団体連合会	大和ハウス工業(株)
	早野裕次郎	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 有識者	(株) 山下設計
	伊藤利枝	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 有識者	(株) 竹中工務店
	橋本貴史	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 委員長	
	川谷聡	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 副委員長	
	西山晃	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 委員	電子認証局会議
	柴田孝一	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 委員	タイムビジネス協議会
	真庭伸次郎	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 委員	
オブザーバー	国土交通省 住宅局 建築指導課	企画専門官	
	国土交通省 住宅局 建築指導課	課長補佐	
	国土交通省 住宅局 建築指導課	係長	
事務局	松本鋭一	日本建築行政会議 ICT 活用部会 委員	(株) 住宅性能評価センター
	岡本光博	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 担当理事	
	伝谷ひふみ	JIIIMA 市場開拓委員会 建築 WG 事務局	

## 第1回AGENDA (6月8日開催)

---

- 開会
- 主催者挨拶 (JIIMA 建築WG担当理事)
- 本検討会の趣旨と目標 (JIIMA 建築WG委員長)
- 本検討会の体制 (JIIMA 建築WG委員長)
- 座長・委員自己紹介
- JIIMA作成ガイドライン (案) の紹介
  - 特に関係法令における本ガイドラインの位置づけやポイント
- 討議
- 今後の予定
  - 各関係団体様へのJIIMA案へのコメント依頼配布



## 第2回AGENDA（6月28日開催）

---

- 開会
- 前回議事録の確認
- 電子情報の真正性確保技術の紹介
  - 電子署名とタイムスタンプおよび長期署名の実際
- 各関係団体様からのJIIMA案へのコメント
  - ※第1回で各関係団体様へ宿題として依頼した内容
- 討議
- 次回のテーマについて

## 第3回AGENDA（7月27日開催）

---

- 開会
- 前回議事録の確認
- コメント反映ガイドライン内容の確認
- 討議
- 発行承認
- 今後の予定
  - 公表日程（国土交通省内、各団体内承認）
  - 普及活動

# ガイドライン (案) 表紙

(原形)

建築設計業務における

## 設計図書の電磁的記録による 作成と長期保存のガイドライン

2017年8月7日版

**JJIMA** 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会  
ガイドライン検討会

監修 国土交通省

## ガイドライン（案）の目次構成

---

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 設計図書の保存が電磁的記録（電子データ）で認められる根拠
3. 設計図書の作成が電磁的記録（電子データ）で認められる根拠
4. 電磁的記録の方法
5. 電子署名と長期電子署名
6. 電磁的記録の設計図書の長期保存
7. 電磁的記録の一般的な形式（フォーマット）
8. 本ガイドラインでの推奨フォーマル形式
9. 長期署名の実務
10. 建築士向け電子証明書の推奨基準
11. 情報セキュリティ
12. 建築確認検査の電子申請との相違
13. 設計図書の電子化運用例

## 本ガイドランの位置付け

建築・建設三法の一つである建築士法においては、建築士が業務として作成した設計図書には記名・押印をし、定められた設計図書を建築士事務所の開設者が15年間保存しなければならぬとされている。

これらの設計図書を電磁的記録（電子データ）により作成し、あるいは保存することは、平成16年に施行された、いわゆる「e-文書法」によって可能となっていたが、法的理解が進まなかったことや、具体的な方法がわからなかったことから普及してこなかった。

平成26年12月、一般財団法人建築行政情報センターより、「確認検査電子申請ガイドライン」（以下「ICBAガイドライン」という）が公開され、確認検査の申請や審査を電子書類や電子図面を使って実施する方法が明確になった。

このガイドラインは、建築基準法に基づく指定確認検査機関向けのガイドラインではあるが、現時点でシステム化が可能なガイドラインとなっており、建築士法で定められた設計図書の電磁的記録による作成や保存に関しても、大いに参考にすべきガイドラインとなっている。

## 本ガイドランの位置付け

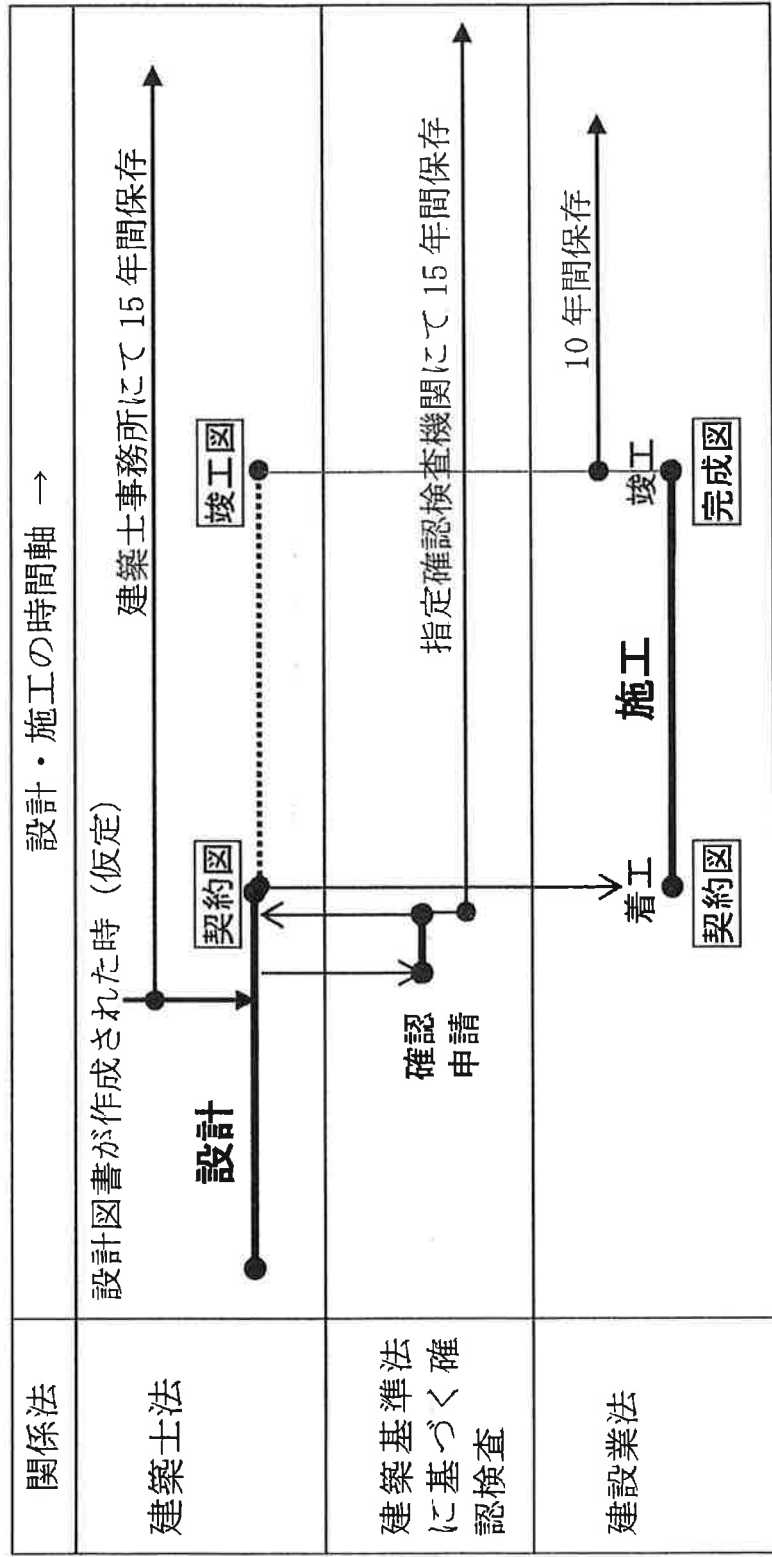
一方、平成 24年3月に一般社団法人日本建設業連合会より「建築工事における書類・図面の電子化／保存ガイドラン第2版」（以下「日建連ガイドライン」という）が公開されており、建設業法で定められた工事関係書類の保存のためのガイドランとなっている。

そこで、これら既存のガイドラインを参考にし、建築士法で定められた設計図書の作成や保存に関し、単に紙の設計図書をスキャンして電子化するのにとどまらず、建築士が電子図面や電子書類をどのように電磁的記録で作成し、その上で、建築士事務所の開設者がどのように15年間電磁的記録で保存すればよいかの一助となるよう、本ガイドランを発行する。

## はじめに

本ガイドランは、建築士法で定められている設計図書の15年保存を電磁的記録（電子データ）で行う場合の法的な根拠と方法についての解説を行い、併せて設計図書を電磁的記録（電子データ）により作成する方法を解説し、電子化による業務プロセス改善やコスト削減のみならず、長期的に安定した電子的運用が可能となるよう助言を行うものとする。

扱う対象は、営業に関する図書の概念を示した下図の建築士法に関する部分となる。

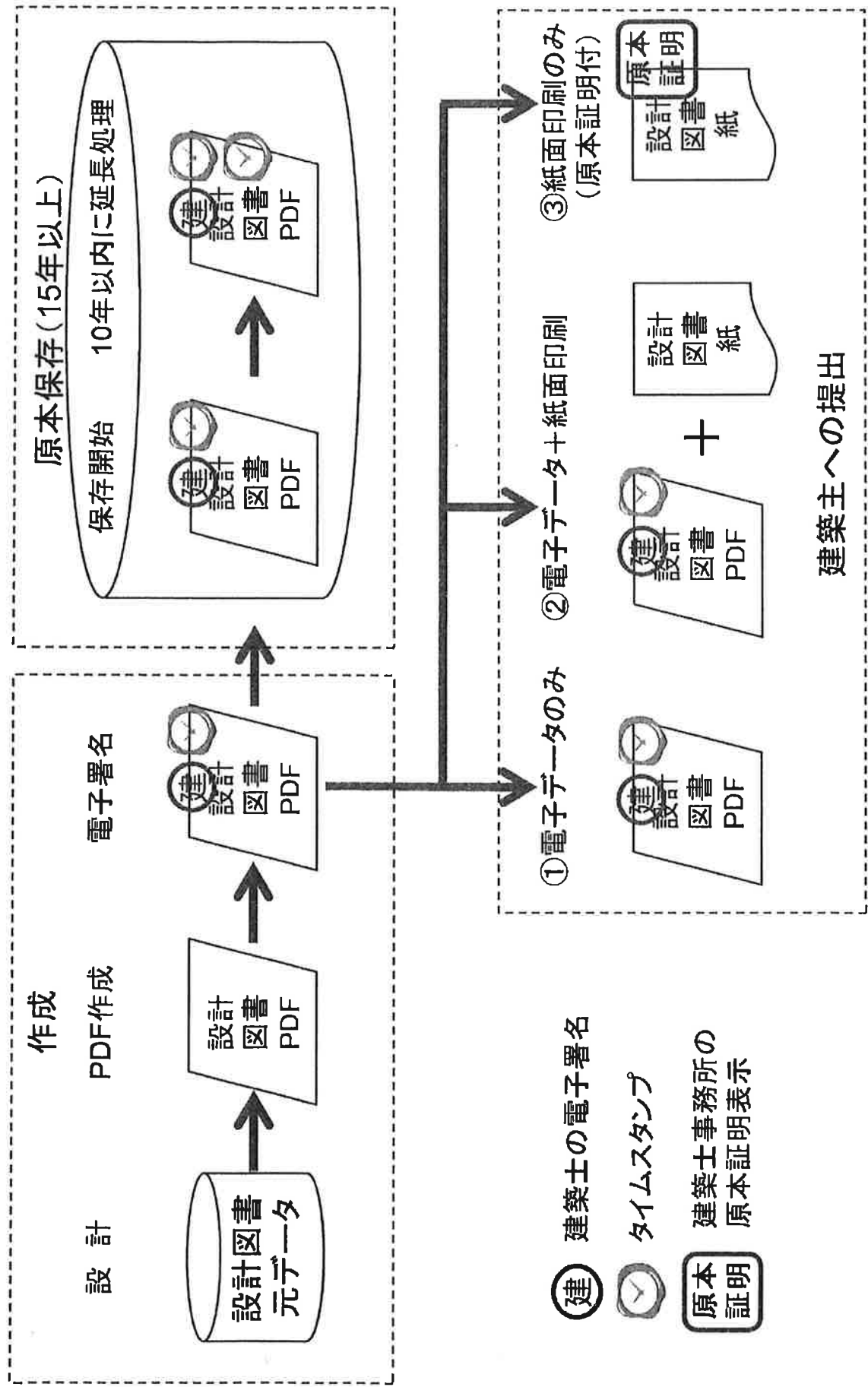


# 設計図書および工事監理報告書の作成と保存の選択肢

設計図書	作成時要件	15年間保存方法	保存に関する注意
<p>従来からの保存方法</p> <p>紙（手書きまたはCADデータを印刷）</p> <p>本ガイドラインの対象</p>	<p>紙面上に建築士の記名・押印</p>	<p>紙のまま保存（紙が原本）</p> <p>紙をマイクロフィルム撮影し、撮影したマイクロフィルムを保存（マイクロフィルムが原本）</p> <p>紙をスキャンして作成したPDFファイル等を保存（スキャンPDF等が原本）</p>	<p>マイクロフィルム撮影時に真正性を確保する必要がある（ターゲット挿入による証明方式など）</p> <p>保存期間に渡り真正性を確保する必要がある（電子署名、タイムスタンプ付与を推奨）</p>
<p>PDFファイル（CADデータから作成）</p>	<p>図面上に建築士の記名とPDFファイルに電子署名付与</p>	<p>電子署名の有効性を延長する長期署名（タイムスタンプ）を付与し、保存（PDFファイルが原本）</p>	<p>10年間に達前にアーカイブタイムスタンプを付与し延長する</p>



# 設計図書の電磁的記録による作成と長期保存の流れ



# 2017.10.11 eドキュメントJAPAN 2017 @東京ビッグサイト

11A3

10月11日 (水) 13:00~13:40

703会議室 / 定員120名



《特別講演》

## 建築設計図書の電子化の背景と今後の展望

国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官  
藤原 健二 氏



公益社団法人 日本文言情報マネジメント協会  
市場開拓委員会 建築WG 委員長  
橋本 良史

国土交通省が進める建築確認等の行政手続の電子化について、背景と今後の展望を紹介。これまで慣習的に紙による作成や保存が行われてきた建築物の設計図書について、e文書法に沿った電子化を推進するため、今回発行するガイドラインに基づき、重磁的作成と保存に関する法的な整理と具体的な方法の解説を行う。

## 平成29年9月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年9月1日～9月30日  
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,834事務所  
 賛助会員 6社

単体会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,031	4,487	23.0%	- 1	254	24.6%
青森		182	958	19.0%		39	21.4%
岩手	- 1	274	1,039	26.4%		68	24.8%
宮城	- 2	357	2,066	17.3%		76	21.3%
秋田		147	975	15.1%		45	30.6%
山形	+ 2	184	1,180	15.6%		56	30.4%
福島	+ 4	238	1,631	14.6%		68	28.6%
茨城	- 3	494	2,060	24.0%		153	31.0%
栃木	+ 2	182	1,408	12.9%		83	45.6%
群馬		188	1,790	10.5%		91	48.4%
埼玉		502	4,993	10.1%		123	24.5%
千葉	- 3	396	3,510	11.3%		113	28.5%
東京		1,579	15,362	10.3%	+ 1	542	34.3%
神奈川	- 1	785	6,259	12.5%	+ 3	196	25.0%
新潟		319	2,347	13.6%	+ 1	136	42.6%
長野	+ 2	424	2,180	19.4%		119	28.1%
山梨		110	850	12.9%		9	8.2%
富山	- 1	311	1,245	25.0%		58	18.6%
石川	- 2	302	1,347	22.4%	+ 1	53	17.5%
福井	- 1	220	1,002	22.0%		53	24.1%
静岡		430	3,211	13.4%		132	30.7%
愛知	- 1	557	5,218	10.7%		135	24.2%
三重	- 2	181	1,180	15.3%		63	34.8%
滋賀	- 1	181	1,181	15.3%		33	18.2%
京都	+ 10	349	2,184	16.0%	+ 2	97	27.8%
大阪	- 5	771	6,557	11.8%	+ 2	199	25.8%
兵庫	- 3	413	3,397	12.2%	+ 1	107	25.9%
奈良	- 2	106	951	11.1%		22	20.8%
和歌山	+ 1	131	789	16.6%		26	19.8%
鳥取		103	490	21.0%		45	43.7%
島根		121	637	19.0%		63	52.1%
岡山		384	1,514	25.4%		62	16.1%
広島		345	2,385	14.5%	+ 1	129	37.4%
山口	- 2	111	1,070	10.4%		37	33.3%
徳島		105	870	12.1%		14	13.3%
香川		100	1,120	8.9%		17	17.0%
愛媛	+ 3	161	1,189	13.5%		40	24.8%
高知		141	657	21.5%		27	19.1%
福岡	- 2	472	3,753	12.6%	+ 1	152	32.2%
佐賀		182	622	29.3%	+ 1	36	19.8%
長崎	- 1	260	859	30.3%		42	16.2%
熊本	+ 1	227	1,268	17.9%		96	42.3%
大分		145	925	15.7%		37	25.5%
宮崎		117	1,094	10.7%		52	44.4%
鹿児島	+ 2	321	1,275	25.2%		82	25.5%
沖縄		195	1,317	14.8%		61	31.3%
計	- 7	14,834	102,402	14.5%	+ 13	4,141	27.9%

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。

平成29年10月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 平成29年10月1日～10月31日  
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,839事務所  
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,030	4,487	23.0%		254	24.7%
青森	- 1	181	958	18.9%		39	21.5%
岩手		274	1,039	26.4%		68	24.8%
宮城	- 2	355	2,066	17.2%		76	21.4%
秋田		147	975	15.1%		45	30.6%
山形		184	1,180	15.6%		56	30.4%
福島		238	1,631	14.6%		68	28.6%
茨城	+ 2	496	2,060	24.1%	+ 3	156	31.5%
栃木		182	1,408	12.9%		83	45.6%
群馬		188	1,790	10.5%		91	48.4%
埼玉		502	4,993	10.1%		123	24.5%
千葉	+ 2	398	3,510	11.3%		113	28.4%
東京	+ 2	1,581	15,362	10.3%	+ 2	544	34.4%
神奈川	- 3	782	6,259	12.5%		196	25.1%
新潟		319	2,347	13.6%		136	42.6%
長野		424	2,180	19.4%		119	28.1%
山梨		110	850	12.9%		9	8.2%
富山		311	1,245	25.0%		58	18.6%
石川		302	1,347	22.4%		53	17.5%
福井		220	1,002	22.0%		53	24.1%
静岡	+ 1	431	3,211	13.4%		132	30.6%
愛知		557	5,218	10.7%		135	24.2%
三重		181	1,180	15.3%		63	34.8%
滋賀		181	1,181	15.3%		33	18.2%
京都	+ 1	350	2,184	16.0%		97	27.7%
大阪		771	6,557	11.8%	+ 1	200	25.9%
兵庫	+ 6	419	3,397	12.3%	+ 1	108	25.8%
奈良	+ 1	107	951	11.3%		22	20.6%
和歌山		131	789	16.6%		26	19.8%
鳥取	- 1	102	490	20.8%		45	44.1%
島根		121	637	19.0%		63	52.1%
岡山		384	1,514	25.4%		62	16.1%
広島		345	2,385	14.5%		129	37.4%
山口		111	1,070	10.4%		37	33.3%
徳島		105	870	12.1%		14	13.3%
香川		100	1,120	8.9%		17	17.0%
愛媛		161	1,189	13.5%	+ 1	41	25.5%
高知		141	657	21.5%		27	19.1%
福岡		472	3,753	12.6%	+ 1	153	32.4%
佐賀		182	622	29.3%		36	19.8%
長崎		260	859	30.3%		42	16.2%
熊本		227	1,268	17.9%		96	42.3%
大分	- 1	144	925	15.6%		37	25.7%
宮崎		117	1,094	10.7%	+ 1	53	45.3%
鹿児島	- 1	320	1,275	25.1%		82	25.6%
沖縄		195	1,317	14.8%		61	31.3%
計	+ 5	14,839	102,402	14.5%	+ 10	4,151	28.0%

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。